

令和5年第1回定例会

# 白子町議会会議録

令和5年 3月1日 開会

令和5年 3月15日 閉会

白子町議会

## 令和5年第1回白子町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月1日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○表彰式	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議日程等の議会運営について	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○施政方針	7
○一般質問	16
宗 島 理 仁 君	16
大多和 正 之 君	26
東海林 東 治 君	33
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○同意第1号～同意第3号の一括上程、説明、採決	48
○議案第15号～議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第20号～議案第25号の一括上程、説明、質疑	69
○休会の件	83
○散会の宣告	84

### 第 2 号 (3月15日)

○議事日程	85
○本日の会議に付した事件	86
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○事務局職員出席者	87
○開議の宣告	88
○諸般の報告	88
○一般質問	88
梅澤哲夫君	88
大多和秀一君	96
市川隆子君	112
○追加日程の件	127
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第1号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	157
○発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	169
○閉会の宣告	172
○署名議員	173

## 令和5年第1回白子町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和5年3月1日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 施政方針
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算)
- 日程第 8 同意第 1号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 3号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第15号 令和4年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について
- 日程第12 議案第16号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第13 議案第17号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について
- 日程第14 議案第18号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第15 議案第19号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について
- 日程第16 議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第17 議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第18 議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について

- 日程第19 議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について  
 日程第20 議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について  
 日程第21 議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について  
 日程第22 休会の件

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

### 出席議員（13名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	8番	今関勝巳君
10番	板倉正道君	11番	大多和正之君
12番	齋藤鉄也君	13番	大多和秀一君
14番	市川隆子君		

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君
生涯学習課長	渡邊昭君	学校給食センター所長	田邊治幸君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	三橋富子	
書	記	味戸ひろ子	書	記	鈴木貴文
書	記	芦原潤	書	記	中古珠輝也

## ◎表彰式

○議長（酒井良信君） 開会に先立ち、ただいまから全国町村議会議長会表彰規定に基づき表彰の伝達式を行います。

町村議会議員に27年以上在職し、地方自治に功労があった町村議会議員として、大多和秀一君が全国町村議会議長会より自治功労者表彰を受賞されました。

これより表彰の伝達を行います。

大多和秀一君、演壇の前までお進みください。

（表彰状伝達 拍手）

ここで、受賞された大多和秀一君から発言の申出がありました。これを許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 壇上から恐縮ではありますが、このたびの自治功労者表彰の受賞に当たり、一言御礼を申し上げます。

この受賞については、ひとえに先輩、同志の議員の方々をはじめ、町当局、職員の皆様、さらには、町民の方々の支えの基にあるものであり、深く感謝を申し上げる次第です。

議員として、今期も残り9か月余りとなりましたが、変わることなくその責務を全うし、町民の方々の描くまちづくりが形となって示せるように尽力をしていくつもりです。今後、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますことをここにお願い申し上げ、御礼の言葉といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（酒井良信君） 大多和秀一君、誠におめでとうございました。心からお祝い申し上げます。

なお、私、酒井も15年以上の在職による自治功労者として、全国町村議会議長会より表彰され、去る2月22日に千葉県町村議会議長会の定例会席上にて、長南町議長でもあります松野会長から表彰の伝達を受けておりますので、ご報告いたします。（拍手）

この栄は、これまでの町民の皆様方や議員各位のご理解、ご協力のたまものとして感謝する次第です。

今回の受賞を契機に、改めて議会人として、地域の発展のために努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

以上で表彰の伝達式を終了いたします。

---

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和5年第1回白子町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、1番今井滋則君、14番市川隆子君を指名いたします。

---

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） まず、本日、自治功労賞を受賞されました大多和秀一君、また、議長、酒井良信君、誠におめでとうございます。この表彰を糧にして、なお一層庶民の目線で頑張っていたいただきたいと思います、よろしく。

それでは、皆さん、おはようございます。

しらこ桜も咲き誇り、春がすぐそこまで来ています。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻から1年が過ぎても解決には至らず、その影響の物価高騰などにより、依然として町民

の生活は厳しい状況にあります。

コロナ対応やスーパーマーケットの問題など、町には多くの問題が山積している中で、町の最高機関である議会と執行部が対立、分断しています。町民を幸せにはできません。私心を捨て、要するに自分の欲を捨て、1日でも早く議会と執行部が協力して問題を解決していただきたいと思います。町民生活を豊かにするように、皆さん、よろしく努力していただきたいと思います。

さて、議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき、誠にご苦勞さまでございます。

それでは、2月22日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告いたします。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は、承認案件1件、同意案件3件、条例案件13件、計画策定1件、補正予算5件、新年度予算6件の合計29案件あります。また、一般質問は6名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ、協議した結果、今定例会の会期は本日3月1日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

なお、議案第20号から第25号までについては、総括質疑のみ本会議で行うこととし、詳細な調査は委員会に付託することに決定いたしました。各常任委員会においては、慎重に審議していただきたいと思います。

議員各位におかれましては、この会議日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくご協力のほどお願いいたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日3月1日から3月15日までの15日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日3月1日から3月15日までの15日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、一宮聖苑組合議会から令和5年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎施政方針

○議長（酒井良信君） 日程第5、町長から施政方針の申出がありました。これを許します。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、令和5年度施政方針を申し上げます。

今日から3月を迎え、日本各地の桜の開花予想のニュースを目にする機会が増えてきました。

これから少しずつ日差しの温かさが増し、天気の良い日には外に出るのが心地よく感じられるようになり、本格的な春の到来も間近に迫ってきているようです。

さて、令和4年度を振り返ってみますと、ロシアによるウクライナ侵攻という世界中の人々に衝撃を与える大事件を取り上げなければなりません。主権国家に対する武力による侵攻は、国際秩序を全く無視した許し難い蛮行であり、世界の平和と安定を著しく損なう卑劣な行為であります。

ロシアと国境を接し、北方領土問題という極めて困難な課題を抱える我が国としては、今般のロシアによるウクライナ侵攻を遠い国の出来事として傍観してしまうことは、とても危

険だと思えます。

国際社会の責任ある国家の一員として、我々一人一人がこの事件を注視し、一日も早い解決、和平の実現に向けて考え、行動しなければならないと思えます。

さて、議員各位におかれましては、年度末を控え公私ともにご多忙のところ、令和5年第1回議会定例会にご参集いただきまして、ご苦労さまでございます。

本定例会には、令和5年度一般会計予算案及び5事業特別会計予算案をはじめ、補正予算案、条例の制定・改正案など提案させていただきました。審議に先立ち、新年度における町政運営の方針と施策の概要を説明申し上げ、議員各位及び町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

本町の令和5年度予算につきましては、限られた財源を有効・確実に活用するため、次の3点を柱といたしました。

まず、1点目は、安心な子育て環境、教育の充実と次世代育成の推進です。将来を担う子供たちが健康ですくすくと育つ環境の向上、子育て支援のさらなる充実を目指すこととともに、ICT教育を含む質の高い教育環境の整備に努めてまいります。

加えて、子育てをめぐる様々な課題に対応するため、保健、福祉、教育など関連分野が横断的に連携した施策の展開に取り組みます。

2点目は、高齢者・障害者等が安心して生活できる環境の充実です。全ての町民が住み慣れた地域で、健康で生き生きと暮らせる地域社会の実現のため、介護予防の推進、地域包括支援センターとの連携を図りながら、高齢者、障害者、生活困窮者等の支援体制の強化に努めてまいります。

3点目は、コロナへの万全な対応と信頼される町政運営です。新型コロナの対応策につきましては、現時点で政府においても未確定部分が多く、情報が錯綜しておりますが、当面、現状のワクチン接種や基本的な予防対策の徹底などを推進し、拡大防止に注力してまいります。

また、現在、社会経済情勢の大きな転換期を迎えておりますが、信頼される町政運営を推進するため、全職員に対して、全体の奉仕者としての認識の徹底をさせ、1点の曇りのない町政運営の実現に取り組んでまいります。

これら3点を柱として、国・県の動向を勘案した上で予算編成に臨み、一般会計予算案は前年度に比べて4.5%の増、歳入歳出それぞれ50億4,900万円を計上いたしました。

それでは、主要施策の概要について、各款、各課に従いまして説明申し上げます。

第2款総務費、総務課ですが、文書の受領、收受、起案、保管、引継ぎ、保存、廃棄までのサイクルを一元的かつ効率的に管理する文書管理システムを導入・構築するため、債務負担行為を設定し、令和6年度の運用開始に向けて準備作業を進めてまいります。

次に、企画財政課、地域住民の移動ニーズを踏まえ、地域公共交通の将来像を実現するため、白子町地域公共交通活性化協議会での議論を進め、令和5年度中に白子町地域公共交通計画を策定いたします。白子荘跡地の利活用につきましては、策定が終了した基本構想の成果品に基づき、国・県など関係機関の意見もいただきながら、具体的な活用整備計画の策定を進めてまいります。

続いて、住民課、戸籍住民関係では、戸籍への氏名の読み仮名が法制化されることに伴い、戸籍情報システムの改修を行って、検索及び管理等の能率を向上させ、読み仮名を本人確認事項の一つとすることを可能とし、各種手続における不正防止を強化することが可能となります。

次に、第3款民生費、健康福祉課ですが、福祉施策については外出支援事業や福祉タクシー事業のほか、高齢者等の交通弱者の生活の足の確保を目的に、らくらくタクシー事業を実施し、効率的で持続可能な交通手段の構築を目指して取り組んでまいります。

第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の計画期間が終了となるため、ともに生き、ともに安心して暮らせるまちづくりの基本理念を継承しつつ、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定を行い、障害福祉サービス等の適切な利用を促進してまいります。

また、援助や介護を必要とする高齢者、障害者等、要支援者の孤立を防止するため、民生委員、社会福祉協議会、民間事業者等と連携し、要支援者を早期に発見し、支援につなげる地域見守りネットワークの充実など、施策の強化に努めてまいります。

続いて住民課ですが、子供、子育て支援につきましては、本町では第2期白子町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子供たちが健やかに安心して暮らせる環境づくりを推進しております。今後、より一層の子育て支援の充実を図るため、認定こども園への移行の検討を含めた本計画の見直し及び第3期計画策定に向け、子育て家庭の状況や子育て支援のニーズを把握するための調査を行ってまいります。

学童保育につきましては、令和5年度から町が事務局となり運営を進めてまいります。

保育所につきましては、特色のある保育の一環として、5歳児を対象に運動神経や体力の向上を目的として実施している運動教室、ダンス教室、また、学びの分野に関する英語教室、

平仮名、数の読み書きなど継続してまいります。

加えて令和5年度は、4歳児に対して鉛筆に慣れることを目的にワークブックの導入、また、3歳児に対して食生活に必要な基本的習慣を身につけるため、食育を実践するなど年齢に合わせた特色のある保育を展開してまいります。

次に、第4款衛生費、健康福祉課ですが、新型コロナについて対応が長期に及んでいます。国の動向を踏まえつつ、引き続きワクチン接種体制の維持を図るとともに、コロナ後を見据え、コロナ禍で低下した各種検診受診率の回復を図ってまいります。

また、健幸ポイント事業では、参加者が2,000名を超え、普及率は40歳以上人口の4分の1を超えています。令和4年度に実施した評価では、75歳以上の参加者の1人当たりの年間医療費及び介護給付費が、合算で14万4,000円程度抑制できているということが分かりました。今後も環境整備を含めて、歩く健康づくりの一層の普及を図ってまいります。

さらに、子育て支援強化策の一環としまして、経済的支援と対象者に寄り添う伴走型相談支援を組み合わせた出産子育て応援事業を新規に立ち上げます。

続いて、環境課ですが、美しいまちづくりについて、快適な環境や景観づくりの推進を目指し、遊休農地と役場東側の花の広場を活用した菜の花やコスモス、ヒマワリ等の種をまき、開花時には多くの人に楽しんでもらえるような取組をしてまいります。

環境美化運動については、地域美化運動による花等の植栽及び町内の清掃、廃棄物の不法投棄防止パトロールなどを実施し、良好な地域環境づくりのために活動を支援してまいります。

有害鳥獣駆除については、野生鳥獣の生息域が拡大していることから、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、イノシシは、引き続き箱わなの捕獲を強化し、カラスやドバトは猟友会に協力をいただき、春と秋に有害鳥獣駆除を実施してまいります。

また、有害鳥獣捕獲従事者の育成・確保を図るため、狩猟者登録等に必要な経費に係る補助を実施してまいります。

地球温暖化対策については、家庭における地球温暖化対策の推進に加えて、電力供給の強靱化を図るため、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム、プラグインハイブリッド自動車などを含む電気自動車、V2H充放電設備の住宅用脱炭素化設備等設備事業を推進してまいります。

第5款農林水産業費、産業課ですが、町の米政策については米の需給と価格の安定を図るため、引き続き飼料用米等の作付け転換を支援し、需要に応じた主食用米の生産を推進して

まいります。また、作業の効率化や生産性の向上を図るため、畦畔除去による区画の拡大、圃場の集約化を目的とした小規模農地基盤整備事業に取り組み、生産コスト削減による農業所得向上に努めてまいります。

担い手対策については、地域農業の担い手の育成に資するため、必要な農業機械等の導入を支援してまいります。さらに、農地等の生産基盤を守るため、農業委員会や農地中間管理機構と連携し、遊休農地の解消に努めるとともに、担い手への農地集積・集約化を促進し、農業経営の効率化を図ってまいります。

また、農業次世代人材投資事業等を活用して、新規就農者の支援を推進するとともに、長生農業独立支援センターと連携し、新たな担い手の育成確保に取り組んでまいります。

園芸振興については、国・県の補助事業などを積極的に活用した施設整備等に対する支援を継続しつつ、関係機関と連携し、地域特性を生かした農産物の生産の消費者から信頼される産地形成の確立に努めてまいります。

労働力不足の課題を補うため、ロボット、AI、IoT等、先端技術で解決するスマート農業の推進に努めてまいります。

農業生産の基礎となる農業基盤整備については、湛水防除事業、白濁北地区、農村地域防災減災事業、南白亀地区の早期完成に努めてまいります。

また、既存施設の長寿命化や更新などを併せて、多面的機能支払い交付金事業による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

水産業の振興につきましては、ハマグリ種苗やウナギ・フナの幼魚の放流事業により、水産資源の保全を図ってまいります。

南白亀川特産の青ノリは収穫皆無の状態が続いていることから、南白亀川漁業協同組合を主体とした地域住民の活動グループが、青ノリ養殖の復活を目指した取組を行っていますので、引き続き関係機関と連携し、原因究明と対策に努めてまいります。

次に、第6款商工費、商工観光課ですが、商工業につきましては、中小企業に対する設備改善資金や運転資金の利子補給事業を継続して経営安定化の下支えを図りながら、町で創業される方々に対し、経営スキル向上を目指した支援を図ってまいります。

町内商店、飲食店の経営回復策として、げんき君ポイントカードの推進活動に対し補助を行っておりますが、長引くコロナ禍に対応することとし、引き続き町内商店等の消費促進を図ってまいります。

また、ふるさと納税制度のさらなる推進を行い、町の特産品をPRするとともに、町内産

業の活性化を図ってまいります。

観光についてですが、旅行者ニーズが多様化する中で、新型コロナの影響により、観光を取り巻く環境は大きく変化をしてきており、本町の観光も新たな観光資源の開発、受入体制の転換等を図っていく必要が迫られております。

今後、観光事業者・関係者間で徹底した討論・議論・協議を推し進め、活動の指針となる観光振興計画を策定し、アフターコロナに適した新しい観光の形を描いてまいります。

昨夏3年ぶりに、海水浴場を開設したところですが、今夏も開設に向けた準備を進めていきます。また、中里海岸公衆トイレの改修を行い、環境美化整備を図ってまいります。

次に、第7款土木費、建設課ですが、都市計画について、白子町第5次総合計画後期基本計画にのっとり、まちづくりの目的・テーマに即した白子町都市マスタープランの改定を進めてまいります。

道路網の整備については、千葉県が事業主体の県道茂原白子バイパスは、古所海岸入口交差点から白子町サッカー場までの2.1キロを優先的に整備いたしておりますが、そのうち未供用区間の1.0キロメートルの早期完成と、併せて白子町サッカー場から国道128号線までの未着工区間の早期事業化と線形確定について、引き続き千葉県へ要望してまいります。

町道の整備については、町道107号線の幸治西区間800メートルの歩道整備を進め、その他主要道路、生活道路及び橋梁等は、緊急性、有効性を踏まえ、損傷の著しい部分の修繕費等、必要な整備を順次進めてまいります。

住宅施策としては、若者マイホーム取得奨励事業や住宅リフォーム工事、町内建築物の耐震診断と耐震改修工事に対する助成を引き続き実施し、また、空き家対策にも取り組み、安心・安全な住環境づくりと子育て世代の移住定住に結びつくよう政策を推進してまいります。

平成24年度から実施しました地籍調査事業については、町内全域の土地境界の確認と測量、またその成果の閲覧が完了しました。令和5年度に牛込地区の登記事務を進め、令和6年度に完全完了を目指します。

海岸侵食対策については、九十九里浜侵食対策計画に基づき、千葉県において養浜等整備を進めているところです。地域住民の生命財産を守るため、引き続き海岸侵食対策事業と併せて治水対策事業の推進について、県と連携を図ってまいります。

次に、第8款消防費、総務課ですが、令和元年度に作成した防災の手引きを更新、町民に全戸配布し、防災意識の向上に努めてまいります。また、千葉県防災行政無線の更新、災害時優先電話が付与された専用回線の整備を行い、災害時における情報収集体制の強化に努め

てまいります。

次に、第9款教育費、教育課ですが、少子化が進行する中で、引き続き小学校適正規模等について検討を行い、子供たちにとってより良い教育環境づくりを目指し、また、保護者や住民への説明・意見交換を行ってまいります。

I C T教育では、児童生徒1人1台タブレットやデジタル教科書の活用による充実した授業を実現し、子供たちの情報活動能力の育成と学習意欲及び学力の向上に取り組んでまいります。

小中連携教育では、I C Tを活用し、学年や学区を越えた合同学習や交流学習を積極的に取り入れ、また、個性ある白子教育の推進とふるさと教育の充実を図ります。

特別支援教育では、生活面や学習面で特別な教育的支援を要する児童生徒が在籍する学級に特別支援教育支援員を配置、基礎・基本の教科的指導を要する児童生徒等が在籍する学級に学習支援員を配置し、各学校教職員と連携し適切に対応してまいります。

英語教育では、外国人講師を小学校に配置し、低学年から生きた英語に慣れ親しむ活動を充実させてまいります。

国際交流派遣事業では、次代を担う中学生に海外の異なる文化、生活習慣を体験させることを通じて、国際的な視野の拡大及び国際理解の促進を図り、国際感覚を身につけた人材の育成に取り組んでまいります。

続いて、生涯学習課です。生涯学習の推進につきましては、誰もが生涯にわたって学びを続けたいという学習意欲に応えるため、町民の学習ニーズに対応した各種講座等を開催し、多くの町民の学習の場を提供できるよう努めてまいります。

また、生涯学習の成果をまちづくりに生かせるよう、ふるさとしらこ祭や生涯学習フェスティバルを通じて、伝統や文化を次世代に継承するとともに、人と人のつながりや郷土への愛着が育まれることを目指してまいります。

さらに、中学校での部活動が、地域部活動へ移行できるよう、人材の確保及び受入れ可能な団体への調査を実施してまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、地域の子は地域で守り育てるを基本に、地域・学校・家庭及び青少年相談員、青少年育成関連団体等の支援連携を推進するとともに、交流事業や体験事業等の実施に取り組み、次世代を担う青少年の育成に努めてまいります。

文化・芸術の振興につきましては、引き続き優れた文化・芸術の鑑賞・参加の機会の提供、町民の自主的な文化活動の支援に努めてまいります。

生涯スポーツの振興については、町民が、気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、また、スポーツを通して健康づくりに取り組んでいただけるよう、町スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、スポーツ活動の機会の充実を図ってまいります。

続いて、学校給食センターでは、子育て支援を推進するため、千葉県公立学校給食費無償化支援事業に準じ、第3子以降の児童生徒に係る学校給食費の無償化に取り組めます。

また、学校給食センターの機能が失われないよう、施設の管理・整備に努めてまいります。次に、一般会計の財源について申し上げます。

まず、歳入の25%を占める町税ですが、個人住民税、法人住民税、前年度実績を鑑み、また、固定資産税は新築家屋の増、償却資産申告の推進に伴う増などを見込み、総額で前年度に対して2,898万3,000円、2.4%増の12億6,017万円を計上しました。

従来のコンビニ納付やスマホ決済アプリで納付サービスに加えて、QRコードによる納付サービスもスタートします。

キャッシュレス化の推進により納税しやすい環境を整え、利便性を高めることで徴収率の向上につなげます。

地方消費税交付金は前年度より1,000万円増の2億5,000万円、地方交付税は前年度より3,500万円増の16億1,000万1,000円を計上しました。

また、財政調整基金などから6億4,789万6,000円を繰り入れ、財源不足に対応しました。続きまして、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計ですが、前年度比3.9%増の16億2,546万5,000円を計上しております。引き続き国民健康保険制度の安定化を図り、特定健康診査をはじめとした保健事業をより一層充実させ、医療費の抑制、加入者の健康増進を目指してまいります。

次に、後期高齢者事業特別会計ですが、前年度比3.7%増の1億8,088万5,000円を計上しております。予算においては、令和4年度の医療給付費等の費用を勘案し、財政の均衡を保つことができるよう後期高齢者医療広域連合と連携して編成しました。

1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、医療費の抑制につながる健康増進事業を引き続き実施するとともに、本年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を実施してまいります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、前年度比1.6%の減で13億5,900万円を計上しました。介護保険事業は、令和5年度が第8期介護保険事業計画の最終年度であり、事業の評価及び次期介護保険事業計画を策定する年度でもあります。

高齢化の進展に加え、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加が並行して進み、地域のつながりが徐々に弱まり、今後、介護サービスの需要がさらに増加・多様化していくことが見込まれます。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、限られた医療・介護資源を有効活用し、必要なサービスを継続的、かつ、一体的に受け入れるよう計画を策定し、地域包括ケアシステムの深化に努めてまいります。

また、高齢化の進展により認知機能低下をどのように予防するかが喫緊の課題であります。今後、スマートフォンを持つ高齢者が増加すると思われますので、認知症予防施策として、LINEやウェブサイトを活用したチャット型コミュニケーションツールにより介護予防情報を発信し、認知機能低下の予防を図りながら、より良い生活習慣へと促す事業に取り組んでまいります。

また、コミュニティ・プラント事業特別会計ですが、前年度比3.2%増の1億1,920万7,000円を計上しております。

コミュニティ・プラント事業については、近年、受益者の減少及び新型コロナの影響による観光面における収益低下の一方、老朽化による各クリーンセンター機器入替工事・修繕等の増加及び燃料単価の上昇による電気料金の高騰から、処理場維持管理費用の増大が見込まれ、より経営が厳しくなることが予想されます。

将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、令和5年度より運営委員会を設置を図り、効率的な経営体制の確立に取り組んでまいります。

次に、ガス事業特別会計ですが、長引く新型コロナの影響、資機材価格高騰の影響により、ガス事業の経営は依然厳しい状況にあります。

中長期的な経営の基本計画となる経営戦略の改定を進め、経営の適正化を図りつつ、ガス料金の改定により持続可能な健全経営に努めながら、公営企業として町民の皆様に信頼・支持されるガス事業を展開してまいります。

続きまして、白子町が加入している一部事務組合の負担金について申し上げます。

まず、長生郡市広域市町村圏組合であります。一般会計の本町の負担金は、昨年度に比べ656万5,000円増額され、3億7,983万円であります。主な事業として、衛生費では最終処分場の延命化事業などが予定されています。

また、消防事業では消防庁舎建て替え事業などが予定されています。

水道事業特別会計の負担金は、前年度とほぼ同額の3,517万3,000円であります。

水道事業につきましては、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する協議が進んでおり、今後の動向を注視してまいります。

病院事業特別会計の負担金は、前年度と同額の4,353万2,000円であります。

長生病院のB棟改修工事については、着工時期が先送りされました。今後とも、経営改善に向けた取組を継続してまいります。

一般会計と水道事業、病院事業を合わせて、本町の長生郡市広域市町村圏組合に対する負担金の総額は4億5,853万5,000円で、前年度に比べ648万4,000円の増額となっております。

次に、一宮聖苑組合の負担金は、前年度に比べ512万7,000円の減の588万円であります。

減額の理由は、火葬炉の状態が良好であったため、令和5年度中に予定していた大規模改修工事を実施しないことに伴う財政調整基金の減額によるものであります。

以上、令和5年度予算案を基に主要施策の概要を申し上げます。

各議案の詳細につきましては、提案の際、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） これで町長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時49分

休憩 午前11時00分

---

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第6、一般質問を行います。

順次質問を許します。

---

◇ 宗 島 理 仁 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

1点目として、白子町第5次総合計画後期基本計画について伺います。

昨年アンケート調査から始まり、ワークショップの開催、振興審議会等での協議を経て作成された後期基本計画について、各まちづくり分野に分かれ、それぞれに課題と基本目標が示されていますが、その中でも大きな特徴として、現状から目標年である令和9年度までの成果指標を数値で明記してあります。

町民が実現したいと願う、目指す町の姿を実現していくため、各施策分野に指標を設定することでまちづくりの進み具合や町の取組の効果等を広く共有できる計画になるかと思いません。

また、厳しい財政状況が見込まれる中で、持続、発展していくためにも限られた資源を効率的に配分して有効性の高い事業実施を図ることが重要です。このため、施策や事務事業について検証、評価を行い、その結果を次の予算編成や事業に反映させていくためのマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、変化し続ける行政需要に的確かつ柔軟に対応していくべきかと思いません。

総合計画の取組の実効性を高めていくために設定された成果指標について、来年度以降、どのようなフォローアップをしていくのか、町民の意識調査や産学官等の多様な主体で構成される振興審議会等で、達成状況の評価検証を行うなど、継続的に改善を図っていくべきかと思いますが、見解を伺います。

2点目として、地域公共交通計画策定に向けた今後の予定について伺います。

地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランであり、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて、法定協議会での協議を行って作成するものかと思いません。

地域公共交通計画は、地域の社会、経済を交通の面から支える基盤となるものであり、そのため、計画を作成することが全ての地方自治体で努力義務とされています。この計画の基本的な方針は地域のあるべき姿、なりたい姿を描き、その中で地域公共交通がどのような役割を担うべきかについての、言わばスローガンのものになるかと思いません。

したがって、総合計画などの上位計画で示されている将来的なまちづくりの方針を踏まえ、その中で地域公共交通に何が求められているのかを考慮していくべきであり、我が町においてもコンパクトシティ等のまちづくり施策の一体的推進や、観光客の移動手段の確保と観光

振興施策との連携が求められているかと思います。

また、運転免許証を返納した高齢者等の交通弱者の移動の確保や、若者や子育て世代も移動しやすい交通環境整備等、誰もが安心して迷わず移動できる交通環境の向上に向けて課題を整理し、交通軸の充実を図っていく指針になると思います。日常生活に必要な交通手段の確保について協議し、まちづくりと連携しながら、地域全体での交通網を作り上げることを目指すほか、地域公共交通計画の策定やその運用を行う場が必要になってくる中で、地域公共交通計画策定に向け、2月24日に会議が開かれたと思いますが、その詳細と来年度協議会のメンバーやどのようなスケジュールで策定していくのかを伺えればと思います。

3点目として、生理の貧困について伺います。

2020年2月以降、新型コロナウイルス発生後、女性の雇用に大きな影響を及ぼし、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという生理の貧困問題が顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となってきました。生理の貧困への対応として、地方公共団体等による生理用品の提供や、それをきっかけとする相談支援などが進められているところです。

生理用品の購入、入手に苦労したときの対処方法として、生理用品を交換する頻度や回数を減らす、長時間利用にすることや、トイレットペーパーやティッシュペーパー等で代用する等の問題があり、生理用品の購入、入手に苦労したことがある人ほど精神的、心理的苦痛を感じている人の割合が多いという調査結果が厚生労働省の調査でも出ています。

これは教育現場でも同様で、生理用品が手許にない場合、早退する生徒や生理用品を所持していないために、安心して在校時間を過ごすことができなかった生徒がいることが社会問題化してきました。このようなことから、安心して学校生活を送れるよう必要な支援が必要とされてきています。

令和4年9月20日に、白子町商工会青年部が町内小・中学校に生理用品の寄附を行いました。その後、要望どおり生徒の皆さんが気兼ねなく使用できる環境整備をしたのかどうか、これまでの使用状況や設置場所等、また生徒の皆さんの声はどのようなものなのかを伺えればと思います。そして、来年度以降、町としても学校へ支援をし続けてほしいかと思いますが、その考えはあるのか、伺います。

以上、3項目について質問いたします。明確な答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 宗島議員のご質問にお答えいたします。

白子町第5次総合計画後期基本計画についてでございますが、成果目標に対するフォローアップについてですが、今回、基本計画内に成果目標を設定いたしました。

本町としましては、初の試みであります。2月16日に開催されました振興審議会では客観的に達成状況を確認できるとして出席委員各位から高い評価をいただいているところと報告を受けております。

基本計画という性質上、ある程度限られた項目の成果目標となっておりますが、今後、各課で策定された個別事業計画内の成果目標と合致したものとなることは言うまでもありません。基本計画の最終年度が令和9年度になっている関係上、成果目標も設定も同年度となっておりますが、令和5年度から成果目標へのアプローチの手法や到達度に対して調査を行い、フォローアップに努めてまいりたいと思っております。

次に、地域公共交通計画について申し上げます。

白子町における地域公共交通計画の策定についてですが、まず、2月24日に開催された会議につきましては、会議の主体となる合議体、いわゆる活性化協議会の設置根拠となります。設置要綱の制定、協議会役員を選任など事務的な手続が主な内容でありました。

今後の進め方につきましては、5年度中に4回程度の会議を開催し、地域公共交通計画を策定し、国土交通省への承認をいただくこととなります。この国土交通省の承認を得た計画内容に従って、白子町における将来の公共交通を展開していくこととなります。

今後、設置しました協議会の委員には、関東運輸局や警察署など関係官公署の職員、知見を有する大学教授、運輸事業者の経営者などが各分野から参加していただいておりますので、有意義かつ活発な意見交換を行い、実効性のある計画にしていきたいと考えております。

それから、3の生理の貧困については教育長から答弁してもらいます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、生理の貧困につきまして、宗島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在生理の貧困と呼ばれております、いわゆる経済的な理由によりまして生理用品が購入できない家庭が存在いたしまして、社会問題となっているところでございます。

このような状況の中で、先ほど宗島議員のお話からもありましたように、今年度9月に白

子町商工会青年部より子供たちへの支援といたしまして、小・中学校へ生理用品約1,500個を寄贈していただきました。

これらを小・中学校へ配布いたしまして、小学校では主に高学年が使用する女子トイレ、中学校では全学年の女子トイレに必要な児童・生徒が自由に使用できるように設置をいたしているところをごさいます、10月から1月までのおおむね4か月間の小・中学校での利用状況でございますが、確認したところ、3小学校合わせて130、中学校で110個の使用が確認されているところでございます。また児童、生徒の声からは、あると安心です、あるいは、忘れたときに非常に助かると言ったような声も聞かれているところでございます。

以上のように、十分な需要と好意的な声を受けまして、令和5年度以降も継続的に支援を続けていけるよう予算措置を講じてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 答弁、ありがとうございました。一問一答ですので、後期基本計画から質問させてもらいたいと思います。

僕が聞きましたか、ちょっと分からないんですけども、答弁の中でフォローアップしていくということなんですけれども、実際に、僕たち住民が参加できるような、例えば振興審議会でもいいんですけども、どのような機関がフォローアップを、要するに検証や効果を行っていくのか。来年度以降、開催頻度だったり、どういう委員が効果、検証を行っていくのか、そういう予定があれば、伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今回、計画策定に大変なご尽力をいただきました振興審議会にフォローアップのための情報提供をしてPDC Aの確認をしていただきたいと思いますと思っております。

その前段といたしまして、先ほど町長が答弁した中にもありますけれども、令和5年度から新しく始まりますので、単年度ごとに、この後、調査項目などはこちらで検討してまいりますけれども、各課において事前に情報提供いただいて、その結果をもって振興審議会に、実際には数字的なものをお示しながら評価をいただきたいなというふうに考えております。

この成果目標に対するアプローチの手法、あるいは到達度、達成度、どういうふうに経過していくかということについては次期の基本計画、10年間の次の計画をつくる上での大変重要な資料、あるいは根拠となりますので、こういった有効な、确实、こういった調査、確認

方法の確立に振興審議会委員の意見を聞きながら努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ありがとうございます。ぜひとも効果的で継続的な効果、検証を行って柔軟な対応をしながら計画の運営を進めてもらえればと思います。

その中でもう一つ、答弁にもあったんですけども、後期基本計画のもう一つの特徴として完全個別計画が各政策で、分野で示されています。個別計画は、最上位計画である総合計画に即して策定する特定の分野に関する個別具体計画であり、対象となる分野の課題を詳細に整理した上で目標や方針を掲げ、その実現に向けた具体的な取組等を明らかにするものかと思えます。

先ほど施政方針でもありましたし、答弁にもあったんですけども、令和5年度は計画が最終年度であったり、策定のし直しや、見直しというものが目白押しになってくるかと思えます。その中で、当たり前のことですが、これから策定や見直しをされていく関連個別計画は、総合計画との間で目標値のそごが生じることなく、後期基本計画を踏まえ、策定すべきかと思えますが、それはどのように整合を図る取組をされていくのか。もう少し具体的な取組を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、令和5年度においては介護の、先ほどもありましたようにそういった計画、あるいは都市計画のマスタープランの見直しなども予定をしておるところでございます。これら個別事業計画になりますと、アウトラインというんでしょうか、ガイドライン的なものが国なり県なりで示されておって、それぞれについての成果目標、アプローチ、目標年度に対する数値というのが出てくることになります。

今回、基本計画の中で入れさせていただいた項目については、当然、各課から上がってきたものでありますので、その個別計画の中で合致しているかどうかというのは、その計画の中で、こちらで情報を吸い上げていくということを行って、確認をしていきたいなというふうに考えております。

また、これは振興審議会の委員さんからも若干意見があったところなんですけれども、基本計画の中で設定した成果目標、それ自体が初めてでございますので、果たしてそれが事業、

あるいは事務事業を進めていく中で、本当に最適な指標なのかというのが少し分からないところも実はあります。そういうところで考えますと、基本計画自体の、あるいは修正とかそういうことというものも今後はあり得るだろうと、私どもでは考えております。

今までは大体つくりますと、そのままいくというのがスタイルだったんですけれども、PDCAをやりたいということ、これは振興審議会の委員の方からも強く要求されておるところでございますので、極端な言い方をすれば、基本計画自体が、もしかしたらその5年間の間のどこかで見直しがされると、そういうこともあり得るといふふうに考えておりますので、個別事業計画と併せて実効性のある基本計画でありたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ありがとうございます。ぜひとも、成果指標が示されたからこそこういう議論ができるのであって、これからの効果検証というのはアプローチとか、到達度の設定というのが本当にすごい大事だと思っていますので、ぜひともそこら辺は個別計画との整合性を図りながら、こちらの議会としても情報共有を図ってもらえればと思います。

次に、地域公共交通計画について伺えればと思います。

先ほど、2月24日の会議で設置要綱の設定だったりとか、役員の選定などが行われたということですが、会議の概要の説明がありましたが、実際、会議の場では委員の皆さんからどのような意見が出たのか、もう少し会議の内容について詳細を伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2月24日に開催されました、活性化協議会設置のための会でございますけれども、先ほど最初するときにもちょっと触れておったような気がしますけれども、委員は24名ということで、かなり多くの委員で構成されておまして、町長の答弁の中にもありましたように、いわゆる知見を有する学識の方、それから各業界の方、それから町内のいろんな業態に属する皆さん、こういった方に委員になってもらっております。協議の中身ですけれども、実は有識者といえますか、知見を有する方からかなり積極的なご発言がありました。

内容的に言うと、肯定的なものだけでもなかったように感じております。

結局、この公共交通については基本となる法律の制定がなされてから既に10年程度が経過するわけですが、今後、この交通施策を展開していく上で、国なりの財政措置を得る

ためには来年のちょうど今から1年後ぐらいまでには計画を策定し、国土交通省の承認をいただくという、そういう事務手続が既にある程度決まっておるということでございまして、知見を有する皆さんはそれを重々承知しておりますので、はっきり言って遅いんじゃないかというようなご指摘、あるいは1年で有効な計画がつかれるのかと。そのための基礎的な資料抽出であったりとか、標本が取れているのかとか、いろいろ若干ちょっと厳しい意見もいただいたところでございます。

反面、その知見を有する皆様からは、優良な前例などの紹介もございましたので、本町に取り入れられるもの、そういったものを確認しながら、さらに意見もいただきながら、会議全体、この24名を集める会議をたくさんやりましょうという、ちょっとなかなか難しいので、知見を有する方、あるいはほかの委員さんからも、今、メールとかそういうことで情報提供等、情報交換できますので、そういったところを続けながら、いずれにしてもご指摘を受けたところをどう対応するか、こういったことを考えながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） 24名の委員の、特に有識者から様々な意見が出たということなんですけれども、今、様々な意見がある中で、今、一つ、僕が懸念していることは住民や利用者の声を一番に反映された計画でなければならないかと思えます。

様々な関係者がそれぞれの立場から、この計画に基づく事業をより良くするためのアイデアを出し合われているということなんですけれども、その中で事前に地域住民や利用者の意見を収集する仕組みや、機会を設けて、会議でその内容を報告することが必要と考えられますが、どのように考えているのか。また、これに関しては、先ほど出た委員24名の皆さんからどのような意見や要望が出たのか、伺えればと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまの質問にお答えいたします。

関係者、住民との意見の集約ということで、実は標本数1,000人程度でアンケート調査の計画をしておりましたということになります。

このアンケートを行いたいということも、この会議の席上で申し上げたんですけれども、無作為抽出の1,000本の標本をもって、町のいわゆる交通に対する需要、そういったものがはっきりいって把握できるのかということで、学識の方からもいろいろ指摘を受けました。

そこで、アンケートをやらないということではなくて、それと併せて、例えば後期基本計画でもやったような、例えば関係団体へのヒアリングですとか、意見交換ですとか、こういったものを取り入れた中で意見集約をできないかということで、少し方向を変えているところでございます。

また、各関係団体と申しますか、またその絞り込みと申しますか、どこが、いわゆるいい意見がいただけるのかということところにも若干不安があるところですので、そういったところも、いわゆる優良事例というものを有識者の皆さんからいただきながら進めていきたいと考えております。

いずれにしても、委員24名の話だけで全てをつくってしまおうという考えはもともとなくて、アンケートは考えていたのは事実でございます。ただ若干方向修正があろうかなということ考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） ぜひとも様々な意見が出ていますし、その中で本当に白子町に即した地域公共交通の策定に向けて、1年間という期間、短い期間ですけれども、有効な計画にしていただければと思います。

続いて、生理の貧困について伺えればと思います。

小・中学校で気兼ねなく使用できる置き場所の工夫と、来年度以降、町としても教育課での継続的な支援をしてくださるという答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

小・中学校に生理用品を置くだけでなく、今、公共施設に生理用品を置く自治体が全国的に増えてきています。例えば、江戸川区は公共施設のトイレに無料で生理用品を受け取れる専用の機器を設置する取組を昨年からはじめています。

図書館や文化施設など10の区立の施設にあるトイレの個室に、無料で生理用品を受け取れる専用の機器を設置しました。この機器は、トイレの壁などに設置されていて、アプリをダウンロードしたスマートフォンをかざすと生理用品が出てきます。区民だけでなく利用できるほか、機器のモニターに流れる広告で費用が賄われるため、無料にすることができるということです。一方、大量の持ち帰りを防ぐため2時間に1枚、25日間で7枚の制限が設けられています。

このように民間の企業の力を借りるなど、各自治体、様々な知恵と工夫で設置に向けて取組を始めていますが、我が町においても公共施設のトイレ等に生理用品を置く取組をすべき

かと思いますが、見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、具体的な事例として東京都の区のお名前が出たんですが、実は私はその事実をちょっと存じ上げておらなくて、大変申し訳ございません。勉強不足なんですけれども、公共施設全体となりますと、いろいろ所管などもございまして、実は今すぐどうこうしようという案を持ち合わせてはございません。

今後、そういった事例なども、まずは確認、調査をさせていただいた上で、また女性の職員もおりますので、そういった方からの視点からも意見をいただきながら、こういった設置の仕方とか、そういうものがちょっと私も分からない、不案内なところがございますので、少し確認、勉強させていただいた上で、こういった対応が取れるのかということも考えさせていただきたいと思います。少し時間をいただければと考えます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 5番宗島理仁君。

○5番（宗島理仁君） これに関しては要望で、全体に要望を、この中でしながら、させてもらえればと思います。

昨年の7月の時点で、生理の貧困に係る取組を実施している地方公共団体の数は昨年の7月の時点で715団体になっており、全国的に広がっている取組です。ぜひとも、我が町においても、まずは庁舎であったり、ふれあいセンターと限られた場所でもいいですので、導入の取組の実施をお願いいたします。

その中で相談者への配慮を忘れず、個室を含むトイレ内に生理用品を設置し、人目を気にせず受け取れるようにすることや、意思表示のカードをトイレ等に設置して、窓口や保健室で提示することで受け取れることができる等の工夫をしながらの導入をお願いいたします。

また、地域公共交通計画においては、ありとあらゆる交通が対象ですので一概には言えませんが、地域公共交通の維持や移動支援に係る地方自治体の財政負担は年々増加傾向にある中で、スーパーハヤシが閉店をし、住民の日常生活の移動ニーズ等改めて踏まえながら、公共交通ネットワークの再構築を図ることが重要かと思えます。

また、観光においても現在、桜祭り開催期間中で多くの方が訪れています。委員会でも活発な議論がされているとのことですので、公共交通事業者と自治体によるポストコロナを見据えた利用促進、需要創出に向けた計画として機能する計画策定をよろしくをお願いいたしま

す。

そして、これから運用される後期基本計画については、形骸化させないためにも、実際に予算や補助金を確保する際の根拠資料として使えるような、日常的に使われる総合計画にし、成果指標に一つでも到達できるような計画になるようお願いいたします。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、5番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大多和 正之 君

○議長（酒井良信君） 続きまして、11番大多和正之君の一般質問を許します。

○11番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、一般質問を行います。

まず、コンパクトシティについて。

町長が考えるコンパクトシティについて伺います。

町の幹線道路を基準に、住宅地や商業施設、公共施設などの機能を集約し、町民の生活水準向上や経済の活性化を目的とするコンパクトシティ化構想ではありますが、開発形態とし、幹線道路となる県道茂原白子バイパスの完成を待つまでもなく、白子町におけるメリットやデメリット、また実現に向けて地域の特性に合った課題など既に検討していると思われませんが、その成果について現段階での進捗状況を伺います。

次に、アフターコロナについて伺います。

白子町の魅力発信について伺います。

令和5年3月13日以降、マスクの着用が効果的な場面を除き、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられます。そこで、白子町にはコロナショックによって大きく影響を受けた産業もあります。また、総務省の調べによりますと、コロナ禍ではITデジタル化が加速したことで地方に関心が寄せられ、地方移住への相談件数が増加しました。アフターコロナに向け、どう動くべきか考えているのか、白子町の情報発信などによる集客に向け、総合的な企画、イベントの展開への考えを伺います。

次に、道路環境について伺います。

安心・安全の道路維持について。

町道は町民生活を支える最も基礎的な社会資本であり、社会経済活動を支える重要な役割

を担っているインフラ設備であります。白子町の県道、町道は子供たちや高齢者、障害者が安心・安全に通行できる道路環境ではないと思います。道路の老朽化によりひび割れやへこみができるなど歩行者や自転車の通行にも支障があります。道路上に堆積した砂、管理できていない枝や樹木の障害物について、道路環境管理について今後の対策を伺います。

以上、3点3項目、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、大多和議員のご質問にお答えします。

私が考えるコンパクトシティについてですが、これは少し独自の考えに基づくものでして、これから開通が予定されている茂原白子バイパスを中心に公共施設ゾーン、住宅ゾーン、商業ゾーンを位置づけ、町の核となる地域を整備していくことを想定しております。そうした核・中心をつくることで、公共サービス、医療、福祉、商業等の生活機能が確保され、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりが行えるものと考えています。

当面の目標としまして、地域住民の合意を得た上で白子中学校敷地内に町内3小学校を統合した新しい小学校の整備、同じく白子中学校の隣接地に町内3保育所を統合した認定こども園の整備について、周辺のアクセス道路の整備やスクールバス、送迎バスの導入も視野に入れながら進めていきたいと考えております。

次に、アフターコロナを見据えたまちづくりについてでございますが、白子町の魅力発信についてですが、特にイベントに関しましては以前の一般質問でもお答えしたとおり、新型コロナウイルスの影響もあり、地域の社会経済活動に変化が生じておりましたので、役場職員を総動員して行うようなイベントは考えていません。

一方で、いわゆるまちづくりに関心を持ち、志を同じくする人たちが集まる行動・活動する団体や組織が認められるようになってきました。

町で採用している地域おこし協力隊員も自らの活動の成果として、白子GENKIプロジェクトという組織を立ち上げ、昨年8月20日に古所海岸の集団施設地区にある多目的広場で白子町げんき夏祭りを開催し、4,000人の人の来場者で賑わいました。また、別の組織ですが、青空祭り実行委員会という組織も活動しており、秋には白子町げんき夏祭りと同じ会場で、青空祭りを開催し、なんと7,000人もの人の来場者で大変な盛り上がりがあったと承知しております。

このような自主活動組織、団体が地域活性化に資するイベントに取り組んでいただけるこ

とは、地域資源の充実、強化にも直結するものであり、町としても大変心強いと認識しておりますので、今後もその活動に対し必要な支援を行ってまいります。

次に、3番目の道路環境管理についてでございます。

安心・安全な道路を維持するため、通行の妨げや事故につながる可能性のある道路に張り出している樹木等については、広報誌等を通じ、所有者の方々へ注意喚起を図り、伐採や剪定など適切な管理にご協力をいただいているところです。

今後、町ホームページにも同様に掲載し、さらなる道路管理の向上を図ってまいります。また、舗装及び砂利道の道路陥没や除草などについては、地域の方々から連絡や定期的な道路パトロール調査により、危険箇所を把握した上で、維持補修を行い、事故等を未然に防止し、安心・安全な道路維持に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、コンパクトシティから再質問させていただきます。

県道茂原白子バイパスの完成には時間がかかると思います。町長は、先ほど答弁の中でも小学校を統合し、中学付近に建てる、また、その付近にこども園などを造るというお話でした。また、ウエルシアの東側にはスーパーができるという予定があると思うので、その辺を例えば商業ゾーンにし、新年度から閉鎖される国民体育館などをこの役場庁舎付近に造り、この付近を行政ゾーンとする考えがあるか、町長の考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、公民館、国民体育館が建っている場所のことだと思いますが、この場所は取りあえず、数年後には解体しなければいけないと思っております。ただ、ここを公共施設とすると、やはりある面では、一極集中にある程度していかないと、町民の利便性というのはあまり効果がない部分もありますので、ここはこことして、また例えば児童公園とかそういうようなものとか、そういうものにしていったらいいような気がします。

いずれにしても、今、まちづくりの中で一番考えているところは、スーパー、ハヤシのあそこが商業ゾーンである形になると思うんですけど、その反対側にサッカー場もございます。サッカー場も1万5,000平米ぐらいあるんですけど、二、三千平米、あの道路で取られます。ですから、このところをまた買い増したり何かして、あの辺はいわゆる交流施設関係を主に考えたほうがいいような気がします。

そうすると、子育てしているお母さん方も、結局、ああいうところにやはりある面では、

学校の施設の一部も今後、学童保育とかいろんな関係でどんどん使っていきますけど、やはりある面では、今、長生村で交流センターを造っておりますけれども、これが非常に好評でございまして、ここがやはりある面では今後のいわゆる町民満足度を上げるためには、一番の肝のような私は考えがありますので、ですから、公共施設ゾーンも、やはりどちらかという商業ゾーンの西側、あの辺を想定したほうがいいのかなどという気がしております。

ただ、これはいろんな土地利用に関してで、いろいろ皆さんの思惑が出てきちゃうといけませんもので、あまり公表はしていないんですけど、そういう形で商業ゾーンをある程度やって、買い回りが非常に便利になるとか、例えば、そういう形であの辺に、例えば、郵便局とか金融機関とか医療機関とか、そういうものも今後は集中させるべきだというふうに思います。

そうすると、今、第4工区だけしかまだ白子バイパスはできておりませんが、その第3工区ができますと白子町が大体つながるような形になりますので、その1工区、2工区ができることによる経済効果というのは非常に大きいんですけど、少なくとも3工区できる段階では、ある面では非常に効果は出てくるように思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは、再々質問いたします。

町長のマニフェストに加えるには実現可能な構想であるとも存じます。単に町長のトップダウン的な政策ではないわけですし、実現に向けては町民第一のボトムアップを目指すべきではないでしょうか。優秀な職員ばかりに頼るのではなく、コンパクトシティ化への参画を促し、まちづくりへの情報収集を活用し、議論を重ねる必要があると思います。

県道茂原白子バイパスは4工区の区間では一部供用が開始されていますが、今後3工区に進んでいくと思うが、コンパクトシティ化に向けてのライフライン、水道、ガスの整備を道路整備と同時進行する考えがあるか、伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かに、道路ができるのであれば、それに伴うライフラインはある程度、一緒に建設していったほうが良いと思います。ただ、その関係はまだはっきり分かっておりませんが、例えば、住宅ゾーンを仮にこのバイパス沿いに造るとしたら、やはりある面では、本来であればちょっとポイントだと接続できないかも分からないんですけど、やはり下水施設はそちらのほうに仮につながるような形も、今後、進めていかなければいけないか

などという気もしておりますけど、いずれにしても、その財政的な負担とかそういうものも相当ありますので、いずれにしても道路ができるのと一緒にある面では公共、いわゆるインフラ的なものは一緒に充実させていくべきというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それでは要望になりますが、まずはこれから準備となりますが、企画段階から財政面に影響を与えることのないようなコンパクトシティ化構想をお願いいたします。

次に、アフターコロナについて伺います。

白子町の魅力発信を伝えるためには、行政の競争力が不可欠であると思います。コロナ前は、白子町では春のチューリップ、たまねぎ祭り、イカダのぼりと1年を通して白子町には様々なイベントがあり、白子町の魅力を発信してきました。

現状では、民間の団体や地域おこし協力隊に依存した企画、イベントが行われています。今後、役場職員の人材育成に向けての考えについて伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 人材育成ということもあります。ですけど、イベント自体がいろいろあったということで、イベント自体、例えば、桜祭りとか、それから、たまねぎ祭りとか、こういうものは若干縮小になるかも分かりませんが、続いていくわけです。

それで、イカダのぼり、これは非常にある面では職員の犠牲の上に結構成り立っていたものでございまして、これはこれで、はっきり言って来場者数もどんどん、どんどん減ってきたり、いろいろな形でいかだ自体も町が用意して使っていたということもありますし、護岸工事によってなかなか流す場所がいろいろ制約を受けるとか、そういう場所にもなってきたことによりまして、やはりある面では、いかだにおいてはやめざるを得ない部分も相当あるように思います。

チューリップに関しては、チューリップが駄目であれば、その後、ヒマワリを植えたり、コスモスを植えたり、そういう形でのところの活性化を図っていければというふうに、今、思っております。

ですから、イベント自体がそういう形で町主導のイベント、これで全てが完結できるというものではございまして、イベントというものはある面では自然発生的にそういう形で民間から出てくるのが一番いいことで、お祭りだってみんなそういうことで形になっているわ

けでございますので、やはり、そういう形のものが非常にいいような気がします。

それで、そういうイベントに関して職員を活性化させるという、そういう意味のご質問ですか。

イベントがあるからそうじゃなくて、職員に関しては、やはりいろんな面での研修体制とかそういうものを作って、やはりある面では、今、根本的に違うことは、ちょっと申し上げますと、各課の会議自体が目標管理シートというものを持って、それがPDCAになっているわけです。その人が目標を達成するためにはどういうことをしなければいけない、自分で勉強したりそれから研修に行ったり、そういう形で研修体制とかそういうものを充実しながら職員の実力をつけていって、それで町に貢献できるような体制をつくっていかうという、そういうふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 再々質問いたしますが、先ほど町長の答弁ではイカダのぼりなどは相当数職員の負担があったというお話でしたが、職員だけじゃなくて、我々も相当な協力をしてきました。それはやっぱり白子町を良くしたいという気持ちから、みんな、町民の方々とかいろんな方が協力してくれていたと思うんですよ。今後、いろんなイベントがない中で白子町の魅力を発信することは、町内外の人に白子町を知っていただくことができます。そうすると来場者の増加、またふるさと納税の増加などにつながると思いますが、現在行っている発信方法と今後の魅力の新たな発信方法などがありましたら、お答え願えればと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和議員の再質問のほうに回答させていただきます。

現在のところ、観光の誘客ということでコロナの状況を鑑みながら定期印刷物の配布、またはSNS、ウェブ等で周知を行っておりますが、現在、これからの観光を考えるということで話し合いを始めたところでありまして、その中で誘客活動についてということも話し合っておりますので、次年度、観光振興計画ということで策定のために話し合いを続けておりますので、その中で誘客の具体的な活動ということで、紙面はもちろんのこと、だんだん、ウェブまたはアプリによる誘致になってきておりますので、そういったものを踏み込んで考えていければと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 今、観光課長の説明で分かりましたが、今朝の広報しらの表紙、また先日の新聞にも掲載されました駒澤大学の歓迎会、ああいうものをどんどんやっていたいで、白子がこれだけ観光の皆さんを迎えているんだよということをやっていたらと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは最後に、道路環境管理について質問いたします。

白子町の老朽化している道路維持について、今後、莫大な経費がかかることが予想されます。予算を効率的に使うなら道路環境体制の見直しや維持管理計画の策定の再考が必要だと思いが、考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齋藤 雄君。

○建設課長（齋藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、主要道路の1級、2級町道及び橋梁につきましては、舗装維持管理計画、また橋梁長寿命化修繕計画を策定するための業務を委託により実施しております。

また、その判定結果に基づきまして計画を策定しております。その計画に基づいて損傷度の高いところから順次修繕を行っているところです。予算を計上しながら行っているところです。

そのほか、生活道路となるその他町道につきましては、路線数が多いために調査費用が高額となることから、建設課職員による通常パトロール、全職員による総点検などを実施しながら、できるだけ安心・安全の道路の維持について努めているところです。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 最後に要望になりますが、各種管理計画に基づき安心・安全な道路環境整備をお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、11番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 東海林 東 治 君

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君の一般質問を許します。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

弥生3月、爛漫なる季節を迎え、若者たちはそれぞれの進路に希望を抱き、一步一步闊歩される時期到来でございます。

本題に入りますが、1つ目にボランティアポイントの導入と充実について伺います。

介護支援ボランティア制度は、地域包括ケアシステム下において高齢者が活躍する場として、生活支援サービスの担い手となることが期待され、公的機関が実施主体として関わる既存の介護支援ボランティア制度でございます。特に社会資源が限られている地域において、有効な取組でもございます。

この制度は地域支援事業の介護予防事業に位置づけられ、制度の導入に関しては保険者である自治体の裁量に任せられているわけで、交付金を活用している介護支援ボランティアポイントの取組は、一般介護予防事業の枠組みが活用可能であることから、生活支援サービス分野における活用が期待されるわけでございます。

生活支援サービスの供給ツールの可能性においては、活動の範囲として施設内の活動に留まらず、施設外における活動の可能性はあるはずで、そのボランティア活動を行った場合にポイントを付与され、そのポイントを換金または寄附できる仕組みでございます。

地域支援事業のうちの介護予防事業として、ボランティア活動を行う本人の健康増進、介護予防並びに社会参加及び地域貢献を通じた生きがいを第一義的な目的として実施していると思います。

白子町における介護ボランティア参加人数と65歳以上の人口数と、ポイント付与の内容を伺います。

2つ目に健康寿命の延伸プランについて伺います。

2019年5月29日に健康寿命延伸プランでは、2016年は男性が72.14歳、女性が74.79歳だっ

た健康寿命を、2040年までに男女とも3年以上延伸し、65歳以上の健康寿命を目指すとしています。

1つに健康無関心層も含めた予防健康づくり推進、2つに地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど、次世代を含めた全ての生活習慣形成、疾病予防、重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防、この3分野を中心に取り組むとありますが、本町における事業内容を伺います。

3つ目に認知症施策推進大綱について伺います。

令和元年に政府がまとめた認知症施策推進大綱には、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すとして明記されております。

認知症施策推進大綱の概要として、5つの柱がございます。

1つには、普及啓発と本人の発信支援です。2つに、予防、エビデンス収集の推進。3つ目に、医療、ケア、介護サービス、介護者への支援。4つに、認知症バリアフリーの推進。若年性認知症の人への支援と社会参加。5つ目には、研究開発として、認知症予防、診断、治療、ケア等が示されております。

この項目において、本町での取組の事業内容を伺います。

4つ目にサポーター事業の取組について伺います。

元気な高齢者や団塊の世代などを対象に、質の高い生活、予防、介護、支援サポーターを要請し、予防、また在宅の高齢者、施設に派遣し、地域や介護現場における人材不足解消を側面から支援する高齢者福祉の増進を目的と思っておりますが、本町における登録人数と養成講座の開催内容を伺います。

大きな2つ目に、認知症カフェの創設について伺います。

目的としては、認知症当事者や家族などが集い、孤立を防ぎ、地域住民に認知症に対する理解を促していくことが目的として、人の交流を深め、当事者が住み慣れた場所で、継続的に生活でき、そして当事者や家族が抱えている悩みの相談、アドバイス、また脳トレ、運動機能低下を防ぐエクササイズ等々で当事者へ外出を促し、その目的を持ち、認識していただくと思っております。

交付金の活用で、全国33%以上が、運営主体は地域包括支援センターが実施しております。民間事業者だと財源、開催場所確保の余裕のない状況による実施継続が困難な場合があります。そこに携わる場合は専門職員が必要で、送迎車等々の配置も必要でございます。

本町の認知症認定数及び認知症チェック数とその事業活動の内容と、補助金交付事業の内

容を伺います。

大きな3つ目に、人口減少に対する施策を伺います。

国全体が1990年代半ばには15歳から65歳の生産年齢人口が減少に転じ、2008年から総人口の減少が進んでおります。本町においても、2025年には1万人を割り込み、2040年に約6,000人まで減少と推計されて、高齢化は増加傾向にあり、現在41.8%と4割を超え、また男性女性ともに出産子育て世代の未婚率の高さが白子町の合計特殊出生率の低さにつながっていると思います。

生活環境整備が人口増加の一役と思いますが、それは時間と予算が関係してきます。手をこまねくだけでなく、移住定住促進策などをどのように進めているのか、また、空き家、貸家の活用と空き部屋、アパート等の掌握で、町内企業への情報提供と連携をもって、自然減を少しでも食い止める施策が必要と思います。

いすみ市においては、空き家の掘り起こしで、所有者に積極的に活用を促し、市内数社の不動産業者との提携で、空き家、空き部屋、アパート所有の活用を促すセミナーを開催し、不動産業者や物件所有者の活用事例や体験談、空き家バンク制度の説明会を開催し、移住人氣で物件が足りない状況で、さらに助成制度をつくり、移住定住を促進しております。

白子町総合戦略の基本、目標設定の第2期総合戦略では、町に住んでいる住民に向けた施策を充実させることで、暮らし続けたいまち、また一度、町から流出した住民が帰ってきたくなるまちにシフトを変えております。

移住定住促進は大事な政策なはずですが、今後の当局の取組を伺います。

以上、明確なる答弁を求めます。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 東海林議員のご質問にお答えします。

まず、1点目がボランティアポイントの導入についてでございますが、積極的な社会参加、地域貢献、サポーター自身の介護予防を目的として、白子町介護支援サポーターの事業を実施しております。

現在、介護支援サポーターの登録者数は22名でございます。このうち令和5年度に活動しているサポーターは20名です。また、65歳以上人口は令和5年2月1日現在で4,437人でございます。

次に、健康寿命延伸プランの内容について、申し上げます。

健康寿命延伸プランは、厚生労働省が国として策定しているものですが、町では本プランの達成に寄与すべく、住民の健やかな生活習慣を形成するための施策及び介護予防を図るための施策を多数実施しております。

具体的には疾病を早期に発見するための健康診断、がん検診、そして疾病の発症を予防するために予防接種、運動教室、健幸ポイント事業などです。高齢者の健康を維持、増進と社会参加の機会を確保することで、引き続き町民の健康寿命延伸を図ってまいります。

次に、認知症施策推進大綱の内容についてでございます。

認知症施策推進大綱は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進することが基本的な考え方であります。

具体的な施策としまして、先ほど、東海林議員からもお話がありましたように、普及啓発、本人発信支援、2番目として認知症の予防、3番目として医療、ケア、介護サービス、介護者への支援、4番目として認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援、社会参加支援の4施策が推進されています。

町では、普及啓発としまして、認知症ケアパスの回覧及び配布を実施しております。

予防としましては、ボランティアが運営している脳のトレーニング教室、または令和4年度に健康マージャンクラブを立ち上げ、10月からは活動を開始しております。

医療ケア、介護サービス、介護者への支援としましては、白子町地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置、早期対応に取り組み、医療や介護のサービスへとつなげております。

次に、サポーター事業の取組についてでございます。

介護支援サポーター事業は積極的な社会参加、地域貢献、サポーター自身の介護予防を目的として実施しております。

事業内容は町内の指定受入施設において、サポーター活動を行った場合、その実績に基づいた評価ポイントが与えられ、活動評価ポイント交付金へ換金し、交付を受けることができます。

サポーター登録対象者は、介護保険の第1号被保険者であり、介護保険料の未納または滞納がある方、要介護及び要支援認定を受けている方は対象外となります。

サポーター活動受入施設等は特別養護老人ホームはまひるがお及びはなゆう、グループホーム時の村、町内3保育所、介護予防・日常生活支援総合事業通所B、ふれあい幸民館、一

般介護予防事業の脳トレーニング教室、健康マージャンクラブであります。

サポーターの活動内容は、介護施設の場合、レクリエーション等の指導及び運営補助、お茶出し、食堂の配膳、下膳、入所者及び利用者の話し相手、草取り等です。ふれあい幸民館や脳トレーニング教室ではレクリエーションの指導や運営、健康マージャンクラブでは会の運営となっております。

現在介護支援サポーターの登録者数は22名、うち令和5年に活動しているサポーターは20名です。

次に、認知症カフェの創設について、認知症発症者数についてでございますが、令和5年2月15日現在、要支援、要介護認定者714名のうち、認知症認定者数は396名となっております。

それから、②としまして、認知症チェック数でございます。

認知症ケアパスを町内公共施設、商業施設、介護サービス施設に設置しており、認知症が疑われるサインとしてのチェック項目を掲載しております。セルフチェックにご活用いただければと思います。

補助金交付事業の内容についてでございます。

町では認知症カフェ事業補助金交付要綱を定めており、認知症及び軽度認知症の機能障害の人とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、支え、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ることを目的としています。

補助対象経費は講師謝礼、消耗品費、教材費、事務費、通信運搬費、事業に要する備品の購入費、会場使用料としております。補助対象経費としないものとしては、特定の個人が所有し、また専有する物品の購入に要する経費、運営団体の構成員による会合または参加者に係る飲食費、運営団体の構成員に対する人件費及び謝礼としております。

補助金の額は認知症カフェ1回につき3,000円を限度とし、1年度につきましては3万6,000円を上限としております。

現在2事業所が立ち上げを進めており、1事業所については、新型コロナウイルス感染症が落ち着き次第、開始する予定であります。残り1事業所についても5年度中の開始を進めております。町としては、補助金による支援のほか、広報やホームページの掲載等の周知及び地域包括支援センターとの連携等、事業の運営支援を行ってまいります。

次に、3の3、空き家対策の進捗状況についてです。

空き家、貸家の活用の充実ということで、ご質問がありました。空き家対策についての質

間ですが、空き家バンクの登録件数は事業を開始した平成30年度から延べ38件の登録がありました。現在は2件のみとなっております。登録の有効期限が3年で切れますが、その後、再登録を行う人が少ないことが要因だと考えられます。

また、空き家バンクの利用希望者は、事業を開始した平成30年度から延べ99名おりましたが、現在は27名となっております。空き家バンクへの登録希望者がなかなか現れないということ、また登録件数が利用希望者の使用条件に合致しないことが多いため、マッチングがかなり難しいというのが現状でございます。

②としての町内企業への空き家、貸家の情報提供の施策はということでございますが、町内企業への空き家情報等の提供についてですが、まず現行の空き家バンク制度につきましては、町外から町内に移住、定住を希望する利用希望者への情報提供を行う仕組みであり、実施要項の規定上、町内企業への空き家、貸家の情報提供は対象となりません。町内企業が空き家、貸家を活用したいということであれば、町内・町外にある不動産事業者を活用することになると思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 答弁、ありがとうございました。

まず1つ目から、介護ボランティア参加人数と65歳の人口数、それから、ポイント付与の現状について伺いますけれども、65歳以上の方が4,437名いらっしゃると。この中で、活動できる方、なかなか活動できない方、いるわけですが、あまりにも22名しかボランティア参加をされている人がいないと。これは非常に呼びかけをどのような形で、呼びかけをされているのか、さらにポイントの付与はどのようにされているのか。

白子町においては、手帳を持って、その手帳に判こを押された形でしていると思いますけれども、このサポーターの養成講座、全部含めて、呼びかけがどのようにしているのか。各自治体においては、この介護ボランティアにおいての部分には交付金があるわけで、有料ボランティア関係として数多くの人を呼びかけて、そして参加をしていただいているというのが、各自治体、やっております。それが白子町においてはされているのかどうか。

このポイント付与の問題も、ある人が1年間でその手帳に28個の判こが押してあったと。それで付与されるのは、30に達していないから28ですと2,000円ですねということで、農協に口座をつくってください、2,000円を振り込みますからと。非常に心が入っていないんじゃないですか、それは。

28のポイントがあるのであれば、なぜ、2,800円払うような形をしないんですか。切下げして2,000円だと、こういうせつかくボランティア活動をしてポイントという部分があるにもかかわらず、切捨てするような、繰越しじゃなくて、切捨てするようなそういう付与のやり方で、果たしてこのボランティアに参加する人たちが増えてくるのかなということは、非常に私は疑問に感じました。

この点はどのように感じているか、ご答弁いただけますか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、周知方法ですが、町の広報並びにホームページで周知をしております。また包括のほうの介護予防事業でもやっておりますので、その中で参加者とかを募っております。

また、確かにポイントにつきましては10回やって1,000円、20回やって2,000円、その切捨てになってしまっていますので、これについては、また翌年度に繰越しとかそういうことをできるような形を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ待ち受ける形でなくて、どんどんこの介護ボランティアに参加を呼びかける施策を、具体的に検討していく必要があるかと思えます。

それから果たしてこのポイントの付与の金額が妥当な金額なのかどうなのか、各周辺の市町村の確認をしていただきたいと思います。繰越しというような課長の今の答弁がありましたけれども、そういうことではなくて、28ポイントあったら28ポイント分をその年に払うような形をしなければ、その人の気持ちを何か切り捨てるような形を平気で行政がやっていること自体が非常によくないですよ、これ。

この辺もよくよく各市町村がどのような、陸沢においては介護ボランティアは有償ボランティアでやっていますよ。よくその辺も調査をして、検討していただきたいなと思えます。ぜひお願いしますね。

続いて、健康寿命延伸プランです。

これは非常に白子町においても健幸ポイントをはじめ、様々な健診をして、国民健康保険の軽減につながっているという実態があるわけですが、私はここで延伸プランというのは、介護保険の抑制にもつながってくるんだよということをよくよく認識した中で、様々なプランニングの中であるわけですので、あと、さらに延伸寿命、いわゆる寿命を延ばして

いくという3年間、政府においては、あと3歳以上、健康寿命を延ばしていくんだというプランニングがあるわけですので、それにそぐなった、白子町においても取組をぜひしていただきたいなと思います。

あと認知症の施策推進大綱の事業内容なんですけれども、これは一つには普及啓発の本人から発信がされる場合というのは、地域包括支援センターが受け入れる形になっているのかどうか。

それから、その早期発見というのは、なかなか家族でないと分からない部分もあるし、非常に難しい部分があるんですけれども、この辺の部分というのは、チェックをしているという、紙を置いているけれども、そのチェック数というのは把握はしているのかどうか。

それから、若年性の認知症の方というのは、白子町においては何名ぐらいいらっしゃるんですか。その方の社会復帰するような、そういう体制は整っているのかどうなのか。

それから成年後見制度の部分というのは何件ぐらいあるのかお答えいただけますか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） まず、こちらの発信等は地域包括支援センターと、町のほうでも発信しておりまして、相談場所につきましては、地域包括支援センターで相談を行っております。

早期発見のチェックについて、先ほど申し上げました認知症ケアパスというもの、こちらの各ふれあいセンター、公民館、あと、ウエルシア等の商業施設等に、こちらのパンフレットのほうを置いてございます。ただ、認知症チェックの内容については12項目で、そちらチェックしていただいて可能性が高いということであれば、また包括とかにご相談のほうをお願いしたいと思っております。

その中でまた認知症初期集中支援チームとあって、医師がこちらのほう、安藤先生が入っているんですけれども、また、そういった先生とうちのほうの包括とで調査いたしまして、認知症かどうかというそういった、診断といいますか、確認のほうも行っております。

あと、若年性の認知症件数につきましては、ちょっと、資料のほうは、今、ございませんので、数のほうは分かっておりません。

成年後見制度につきましては、申立てする方がいない場合は、町長申立てということで、町のほうで認知症高齢者とか障害者等を行っております。また、法人後見人として、社会福祉協議会が法人後見人ということで、今、なっておりますので、社協のほうでも後見人のほうになれるという形になっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） まず認知症チェックの部分がケアパス、各公的なところに置いてあるわけですが、私が伺っているのは、それを書いて、その数をきちっと掌握されているのかどうなのか、その状況が、そのケアパスを見ますと認知症になりつつあるかどうかという状況が12項目でしょう。あるわけですよ。

そういう部分をきちっと事前に掌握する意味でも、そのケアパスのチェックを、数をきちっとつかんで、その状況を把握するということは、今後の認知症対策に対する施策の一つになっていくわけですので、ぜひ数においても、よくチェックを掌握して、それを今後の対策として活用するという考え方はございますか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

そういった項目をチェックしていただいて、またそのチェックした項目を包括、あるいは町のほうにまた持ってきていただければ、その中で判断を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ちょっとその部分是要望にしますけれども、もう3回目になりますから。それを書いた、チェックしたものを本人が役場へ持ってくると、こういう捉え方をしちゃ駄目ですよ。そこで分館なり何なりで管理人さんがいるわけですから、管理人さんなり何なり、まとめておくという、本人がカードにチェックしたのを一人一人が役場に、健康福祉課に持ってくる人がいますか。そういう捉え方をしちゃ駄目ですよ。それをいかに掌握していくかという考え方を持っていただかないと。ぜひその辺からちょっと捉え方を改めていただきたいなと思いますので、これは要望としてお願いします。

続いて、認知症カフェにおいてのことなんですけれども、これ非常に本来は地域包括支援センターが全国で大体33%以上が、地域包括が実施主体でやっているわけですが、白子町においては地域包括支援センターができないので、民間に委託するような流れをしているわけですが、これは今後非常に大事な部分で、しかしながら、1回当たり白子町は3,000円の補助しかしていないと。

どうやって3,000円でそこに介護の専門職員がついて、なおかつ場合によっては医療関係の人もついて、それで幾ら安いコーヒーであろうと、安い食事であろうと、実費が本来、例

えばの話ですけれども、本来、カレーライスを食べるのが500円であったとしても、認知症カフェでは200円かそこらで提供するわけですよ。原価を切ってやるような形でないと、認知症カフェというのは、運営していくというのは難しいわけで、そこにきちっと補助金を渡していかないと継続は無理ですよ。

ほかの町村から見たら1回当たり大体1万円以上の部分は補助しているでしょう。なぜ、白子町においては3,000円の金額しか補助ができないのか。交付金をうまく使ってくださいますよ、交付金があるんだから。

よくその辺の内容をほかの市町村においての認知症カフェがどういうふうになっているのか、白子町においては果たしてこれでどうなのかと。この辺もきちっと掌握して、そして継続していかなきゃならない。みんな家族が送ってくれる人ばかりじゃない。迎えに行く場合もあります。送迎の車も必要になってきます。

そういうことも含めて、この辺の補助金の考え方も検討する余地があるかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 現在のところ2か所、今、認知症カフェ、来年度は考えておりますけれども、1か所につきましては無償でもいいということでお話がありました。もう1か所につきましては3,000円ということでお話ししたんですけれども、今後増やすことであれば、またこちらの補助金については柔軟に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） ぜひ、無償ということになりますと、非常にその施設に委託するわけですけれども、施設がそれが非常に重荷になる場合もあります。継続していただくにはどうするかと、そして身軽に、それほど負担が大きくないような形で、お年寄りやらその家族がいろんな相談ごととかアドバイスを受けられる場所として、和める場所をつくって、それを継続していくということでございますので、ぜひ白子町においてのこの認知症カフェをよりすばらしいものにしていく、また継続できるような流れのために、交付金をうまく活用して、そして、継続できるような流れをぜひつくっていただきたいなと思います。

それから、私は最後の大きな3つ目に、人口減少に対する施策という部分で質問をしているわけですが、先ほど町長のほうからは、空き家バンク等の話が主だったわけですが、この白子町においての人口減の部分はどう解消していくのか、これは解消というのは難

しいと思います、自然減のほうが多いので。

しかし、少なくとも、少しでも食い止めていくような施策があるのかどうか、それを貸家、空き家バンクという部分につなげていくような流れがつくっていただけるのかどうか、その点を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、全体的なお話から言わせていただきますと、人口減少対策ということについては、昨年来から町長が事あるごとに答弁しておりますけれども、実際減っていくもの、これが2040年になると7,500とかいろいろ言われているんですけども、そういったものを8,500程度に抑えていきたいと。

その上で、働く場、こういったものを町内に整備する。先ほど、大多和正之議員の質問のときにもありましたけれども、今現在、動脈であるであろう道路を造っておる中で、そのゾーニングをしていって、核となるところをつくってまいりたいというような施策に基づいて、人口減少を総体的に抑えたいというところの中から、空き家の利用、空き家バンクにどうやってつなげるかということになりますと、若干ちょっと難しさ、言葉の中でこうつなげますというところの難しさというのは実際はあるんだなというふうには感じています。

空き家バンクについても、先ほどの答弁で平成30年度に始まってから、今までの登録件数が、実際、本当の話が38件ということで、非常に少なく、想定していたものよりもかなり違っているというのが、これが現状です。

これは、実は長生郡市内全体に言えることでありまして、現在の登録件数でいいますと、隣、ご近隣の町村では、登録件数は現在ゼロというところもございます。これは、先ほど東海林議員はいすみ市を例としてお出しになりましたけれども、移住定住に活路を見いだす、あるいは魅力を感じる、こういった方々が捉え方の問題もあるのかなというようなところもあるんですけども、いずれにしても、これについては、何ゆえ登録件数が伸びないかということについては、やはり登録してくれる方、自らの財産をお持ちの方が積極的にそういったことをなしていただかないと、ちょっと伸びない部分もございます。

こちらとしては、既に33件の不動産屋さん、あるいは協会、そういうところと連携協定を結ばせていただいて情報提供しておるんですけども、実際問題、やはりなかなか伸びづらいと。件数としては伸びない。これが事実でございます。

ですので、空き家バンクということが全国的にもいわれている中で、なかなか本町におい

ては、人口減少、事実としての人口減少には、ちょっと結びついていないかなというような分析をしております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） いすみ市の事例を聞いて、話をしたんですけども、これは3年過ぎますと、登録の期限という部分も切れます。しかし、いすみ市においては、空き家等を登録切れがあったとしても、その所有者にアプローチをしているんですよ。その活用を促しているんです。そして、活用したらどうでしょうかというようなアプローチをし、それは業者と提携を結んで、そして、講座を持ち、そして、セミナーでそういう方々がどんどん呼び込みをしていく。

だから、市での空き家、貸家関係のバンクの部分は目一杯ということで、これは2月3日の千葉日報ですよ。移住人気で物件が足りずという、所有者に活用を促すという、こういう活動をいすみ市はしているから、移住定住の促進をされ、そこに空き家バンクの活用をされているんです。そこに住民の移転が伴ってくるわけですから、人口減少を少しでも抑えていくという活動をしているということなんです。

これを、私が先ほど申し上げた第2期総合戦略で、まさに白子町は人口増はもう無理だからというので、暮らし続けたいまち、または、一度、町から流出した住民が帰ってきたくなくなるまちというふうにシフト替えしているんです。なぜそういうような促進を図ろうとしないで、こういう形のシフト替えをされたのか、その点をちょっと伺えますか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） その第2期総合戦略の背景というところ、若干不明なところもあるんですけども、いずれにしても、人口が転出してしまうものを率を下げたって、8,500というような、先ほども申し上げましたけれども、そういう数字を維持していきたいということが考えの根底にあります。

現実の話とすれば、既に登録人口がもう1万前後まできておるというようなことで、このままですと、やはり早晩、1万人を切ってしまうというところまできているのも事実でございます。

第2期総合戦略の中で、そういった見直しを行ったという背景、取りあえず、第1期総合戦略において、効果的な数字、あるいは結果が得られなかったという事実に基づいて、第2期総合戦略では変更していったんだろうと、このように考えております。

その上で、先ほど、空き家の所有者に対して、いすみ市ではいろんなアプローチをして、活用促進をしているというようなお話がございました。本町においても、全く何もしていないということではございませんで、ついこの間ですけれども、別の法人と連携協定を結びまして、そこが空き家の官民連携事業というところに非常に造詣の深い法人でございます。

そういったところなども活用しながら、今後、空き家をお持ちである方、当然、固定資産税の納税が生じてきますので、そういった納税通知書の中に官民連携事業の案内、こういったものなども入れて、そもそもお宅を持っているんですけれども、その活用について苦慮している方、おそらく登録件数は先ほど2件と言いましたけれども、実態としてはもっと多いんだと思います。ですので、そういう方たちに対しては、そういった納税通知書を活用させていただきまして、情報提供をし、今後、そういった本町の空き家バンク、そういったものに登録するような意識の醸成などは図ってみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 最後に、要望事項として、というのは、私のところに白子町の企業、ある企業2社から、ここで従業員を募集するにあたって、住むところを白子町のそういう情報を頂きたいんですけども、白子町の空き家バンクの状況を見ると、ほとんど記載がないと。何でもっとこれを活用して、地元業者が地元に従業員を住んでもらうような流れで企業は考えているんですけども、なかなかそれが進んでいかない。しょうがない、茂原市、それから大網白里へアパートを探すようになったというような話がございました。

非常に残念なことだったんですけども、白子町においても空き家、空きアパートというのはかなり、幾つかあるわけで、これも今現在、確定申告しているわけで、ぜひこの辺も税務課との連携をすることによって、様々な情報が得られるということがあり得ますので、ぜひ活用していただきたいと思えますし、さらにこの移住定住促進は積極的に進めていただき、少しでも自然減を緩和するような、これを埋めるような施策を具体的な活動を事業展開をしていただきたいということを要望して、私の質問を終了させていただきます。

○議長（酒井良信君） 以上で、6番東海林東治君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第7、承認第1号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、承認第1号の提案理由を説明いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項については緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年3月1日提出。

白子町長、石井和芳。

内容につきましてはガス事業所長より説明いたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

令和4年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明いたします。

専決処分の理由ですが、政府の実施する物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策において、エネルギー価格の高騰に対する負担緩和策として、影響を受ける家庭・企業などを支援する電気・ガス価格激変対策事業費補助金の適用と実施までの期間が短く、予算執行の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年1月19日に専決処分したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

収入より第1款ガス事業収益からは、第1項の製品売上から第3項の営業外収益へ、国の

1立方メートル当たり税込み30円の補助金の予算組替えによるもので、収入の増減はございません。

次に、支出になります。

第1款ガス事業費用の第5項営業外費用を161万8,000円の増額により、3億366万3,000円とするものです。内容につきましては実施計画にてご説明いたしますので、2ページをお開きください。

収入より第1款ガス事業収益、1項製品売上、1目ガス売上より前年度の2月、3月販売量実績に1立方メートル当たり税込み30円の値引きを反映し、1,779万7,000円を減額して、3項営業外収益、2目の補助金収入に同額を組み入れるものです。

次に、支出になります。

第1款ガス事業費用、5目営業外費用、3目雑支出より消費税区分が不課税とする補助金収入を受け、特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用し、1立方メートル当たり税込み30円の値引きに対応した補助金収入により生じる特定収入見合い分として161万8,000円の増額により、3億366万3,000円とするものです。

なお、予算の組替え等による予定損益計算への影響はございません。

以上で、専決処分しました承認第1号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 提案理由の説明が終了いたしました。

これより承認第1号 令和4年度白子町ガス事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

◎同意第1号～同意第3号の一括上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第8、同意第1号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてないし日程第10、同意第3号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 同意第1号ないし第3号の内容説明をいたします。

同意第1号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白子町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年3月1日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、渡邊祥子、住所、白子町幸治3,576番地4、生年月日、昭和54年1月13日、再任でございます。

経歴書を添付してございますのでご参照ください。

同じく、同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

白子町教育委員会委員の次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和5年3月1日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、上代順子、住所、白子町浜宿569番地2、生年月日、昭和55年7月16日、新任でございます。

なお、経歴書を添付してございますのでご参照ください。

次に、同意第3号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白子町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法423条第3項の

規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月1日提出。

白子町長、石井和芳。

記といたしまして、氏名、荒井克政、住所、白子町五井1718番地、生年月日、昭和26年4月21日、再任でございます。

なお、経歴書を添付してございますので、ご参照ください。

以上、同意1号ないし第3号の内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号は原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

同意第3号 白子町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、正規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第3号は原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第15号～議案第19号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酒井良信君) 日程第11、議案第15号 令和4年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算についてないし日程第15、議案第19号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長(石井和芳君) 議案第15号ないし議案第19号の提案説明をいたします。

議案第15号 令和4年白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について。

今回の補正額は2,102万1,000円の減額です。これは企画財政課長から内容説明をいたします。

次に、議案第16号 令和4年白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について。

今回の補正額は9,612万8,000円の追加です。

議案第17号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について。

今回の補正額は152万5,000円の追加です。

以上、2議案について、住民課長から内容説明をいたします。

次に、議案第18号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について。

今回の補正額は4,521万3,000円の減額です。これは健康福祉課長から、内容説明をいたします。

次に、議案第19号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について。

今回の補正額は762万1,000円の減額です。これは、環境課長から内容説明いたします。

以上、議案第15号ないし議案第19号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

議案第15号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第15号 令和4年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,102万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,547万8,000円とし、併せて繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の変更を行うものです。

まず、繰越明許費及び債務負担行為について説明いたしますので、8ページをお開きください。

繰越明許費は2款総務費、1項総務管理費一般管理事業675万6,000円及び町防犯カメラ設置事業274万9,000円、2事業合わせて950万5,000円につきまして年度内完了が見込めないため、翌年度に繰り越すものです。

債務負担行為は、庁舎ほか4施設自家用電気工作物保安管理業務委託から庁舎及び青少年センタートイレ衛生器具維持事業までの3事業につきまして、令和5年度を初年度とする複数年契約の締結が予定されているため、債務負担行為を設定してあったところですが、今回、

その限度額について、補正後の額に変更するものです。

次に、地方債の変更等について説明いたしますので9ページをお願いします。

県営湛水防除事業を370万円減の1,180万円に、県営農村地域防災減災事業を560万円減の310万円、道路整備事業を2,430万円減の1,440万円、臨時財政対策債を5,000万円減の5,000万円、庁舎整備事業を7,320万円減の7,240万円に、それぞれ事業費の確定により変更するものであり、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ありません。

なお、橋梁整備事業につきましては、予定していた国庫補助事業の中止により廃止するものです。

それでは、歳出より主なものにつきまして説明いたします。23ページをお開きください。

2款総務費、1項1目の一般管理費の減は、副町長不在に伴う24ページの特別職人件費の減が主なものです。

24ページをお願いいたします。

5目財産管理費の減は、25ページの庁舎LED化及び屋上防水工事等の減が主なものです。

25ページ、6目企画費の減は、コミュニティ推進事業のイカダ処理委託料の減、26ページのふるさと納税推進事業のポータルサイト運営委託料の増、ポータルサイト使用料の減、地方創生推進事業の推進業務委託料の減、町民生活支援商品券事業の事業費確定による減が主なものです。

27ページをお願いします。

9目情報化推進費の減は、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料の減、28ページの全庁LAN機器更新業務委託料の減、庁内ネットワーク機器リース料の減が主なものです。

29ページをお願いします。

2項2目の賦課徴収費の増は、過誤納還付金の増によるものです。

30ページをお願いします。

3項1目戸籍住民基本台帳費の減は、会計年度任用職員人件費がマイナポイント受付延長に伴い、国庫補助対応となったことによる減が主なものです。

33ページをお願いします。

3款民生費、1項1目の社会福祉総務費の減は、重度心身障害者医療給付金の減、更生医療給付費の減、障害者医療費国庫負担金過年度返還金の増が主なものです。

34ページをお願いします。

34ページの2目老人福祉費の減は、34ページから35ページの各事業の業務委託料の減が主なものです。

35ページ、4目国民健康保険費及び5目介護保険費は、特別会計への繰出金の減であります。

6目後期高齢者医療費の減は、36ページの健康診査委託料、広域連合負担金、保険基盤安定繰出金の減が主なものです。

37ページをお願いします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、一般職人件費の減、子ども・子育て支援交付金過年度返還金の増によるものです。

3目児童措置費の減は、児童手当費の減が主なものです。

39ページをお願いします。

4款衛生費、1項2目の予防費の増は、個別予防接種委託料や子ども医療費給付費などが実績見込みにより減となりましたが、新型コロナウイルスワクチン関連の償還金利子及び割引料の増、40ページの国庫負担金過年度返還金の増及び出産・子育て応援事業の増によるものです。

5目公害対策費の減は、41ページの汚水適正処理構想改定業務委託料の減、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減が主なものです。

6目健康管理費の減は、健診委託料の減によるものです。

42ページをお願いします。

2項清掃費、2目コミュニティ・プラント処理費の減は、特別会計への繰出金の減によるものです。

43ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項3目の農業振興費の減は、43ページから44ページの各事業の補助金の減が主なものです。

44ページの5目農地費の減は、44ページから45ページの各事業の負担金の減が主なものです。

48ページをお願いします。

6款商工費、1項2目商工業振興費の減は、中小企業振興資金利子補給金及び創業支援補助金の減が主なものです。

3目観光費は、観光振興事業補助金の減が主なものです。

51ページをお願いします。

7款土木費、2項1目道路維持費の減は、舗装修繕工事費の減、2目道路新設改良費の減は、土質調査委託料及び道路舗装改良排水整備工事費の減、3目橋梁新設改良費の減は、52ページの橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託料及び橋梁補修設計業務委託料の減、橋梁修繕工事費の減が主なものです。

53ページをお願いします。

3項河川費、1目河川総務費の減は、流末整備事業の減によるものです。

54ページをお願いします。

4項住宅費、2目住宅建設費の減は、住宅リフォーム補助金、若者マイホーム取得奨励金の減が主なものです。

57ページをお願いします。

9款教育費、1項1目、教育委員会費の減は、海外派遣事業補助金及び子ども・子育て支援施設型給付費負担金の減が主なものです。

58ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費の減は、会計年度任用職員人件費及びプール監視業務委託料の減が主なものです。

59ページをお願いします。

3項中学校費、1目学校管理費の減は、会計年度任用職員人件費の減が主なものです。

60ページをお願いします。

4項社会教育費、5目青少年センター施設費の減は、61ページの文化講演会委託料の減が主なものです。

62ページをお願いします。

5項保健体育費、3目給食施設費の減は、会計年度任用職員人件費の減が主なものです。

64ページをお願いします。

11款公債費、1項2目利子の減は、利率見直し方式による借入金の利率減によるものです。

66ページをお願いします。

12款諸支出金、3項財政調整基金費の1目積立金の増は、地方財政法の規定による過去2年間分の繰越金に応じた剰余金積立て分、1億1,080万円及び利子分131万2,000円を積み立てるものです。

68ページをお願いします。

5項減債基金費、1目積立金の増は、今後の起債償還金の増に備えるため、積立てを行うものです。

73ページをお願いします。

10項公共施設整備基金費、1目積立金は、毎年度5,000万円の計画で積立てを行うものですが、今後、公共施設整備費用の増加が見込まれることから、おおむね1億円を積み立てるものです。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について主なものを説明いたしますので、12ページにお戻りください。

1款町税は、1項町民税から6項入湯税まで、現状の収入状況から増額を見込み、全体として4,770万円の増となっています。

2款地方譲与税から13ページの10款地方特例交付金までは、県による推計を基に、それぞれ増減の見込みを立てております。

11款地方交付税は、確定値により2億231万1,000円増額いたしました。

13款分担金及び負担金、14ページの14款使用料及び手数料は、実績見込みにより増減を行いました。

15款国庫支出金の1項国庫負担金の減は、1目民生費国庫負担金、15ページの2節児童手当国庫負担金の減が主なものです。

2項国庫補助金の減は、4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の減が主なものです。

16ページをお願いします。

16款県支出金、1項県負担金の減は、1目民生費県負担金の2節障害福祉費負担金、3節児童手当県負担金及び3目国民健康保険基盤安定県負担金の減が主なものです。

2項県補助金の減は、2目民生費県補助金、17ページの3目衛生費県補助金及び4目農林水産業費県補助金の各事業実績見込みによる減が主なものです。

18ページをお願いします。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入は、1節土地売払収入の増によるものです。

18款寄附金、1項1目一般寄附金は、1個人2事業所から善意のご寄附を頂いたものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金の減は、1目財政調整基金繰入金及び19ページの2目減債基金繰入金は、税込及び地方交付税などの歳入増が見込まれること、また、事務事業の確定に

伴う歳出見込みが減額となりましたことに伴い、不足財源を補うべく計上いたしましたこれらの基金繰入金額が減少したことによるものです。

また、3目ふるさとしらこ応援基金繰入金の減は、基金の充当先となる事務事業費の確定見込みに伴い減額するものです。

20款繰越金は、確定した前年度繰越金の本年度予算未計上分を計上するものであります。

21款諸収入、1項1目の延滞金の減、3項1目民生費受託事業収入の増及び4項4目の雑入の増は、当該各項目の実績見込みによるものです。

20ページをお願いします。

20ページの22款町債については、冒頭に説明いたしましたので省略させていただきます。

以上、歳出を賄う歳入の主なものとなります。

なお、補正予算書75ページ以降に給与費明細書を添付してありますので、ご参照ください。

以上、議案第15号の内容説明をさせていただきました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第16号及び議案第17号の内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第16号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について内容説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,612万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億6,833万4,000円とするものです。

それでは、主な内容を歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款保険給付費9,547万8,000円の増は、医療費の伸びに伴う療養給付費、高額療養費、傷病手当金の増によるものです。

13ページをお願いいたします。

7款諸支出金は65万円の増で、一般被保険者保険税還付金の増によるものです。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページにお戻りください。

4款県支出金60万6,000円の減は、特定健康診査等負担金の額の確定に伴う減によるものです。

6款繰入金は210万4,000円の減で、主な要因は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と財政安定化支援事業繰入金の減によるものです。

7 款繰越金9,305万円は前年度繰越金です。

8 款諸収入578万8,000円は、一般被保険者第三者納付金と、過年度分の特定健康診査等負担金の増によるものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について、内容説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億7,589万8,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、7ページをお開きください。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は152万5,000円の増です。徴収した保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合に納付するもので、保険料の確定に伴い、納付金は279万円の増で、保険基盤安定拠出金は126万5,000円の減です。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料は279万の増で、広域連合が算出した保険料額を計上していますが、普通徴収分が当初見込みより増となったことによるものです。

次に、3 款繰入金につきましては、保険料軽減額を賄う保険基盤安定繰入金126万5,000円の減で、額の確定により減額するものです。

以上で、議案第16号、第17号の説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第18号の内容説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第18号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算につきましてご説明申し上げます。

それでは1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,521万3,000円を減額し、総額を13億8,342万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出よりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費226万2,000円の減額補正でございます。

主なものは、日常生活圏域ニーズ調査及び会計年度任用職員人件費の減でございます。

10ページをお開きください。

3項介護認定審査会等費、2目認定調査等費102万5,000円の減でございますが、新型コロナ対応のため、施設等で面会禁止の措置を講じておりまして、調査が実施できない場合や、感染拡大に強い不安があり、訪問調査が困難な家庭につきましては、介護認定の有効期間を1年延長いたしましたので、主治医意見書作成料の減額となります。

次に、11ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、主なものは3目施設介護サービス給付費2,500万円及び13ページ、10目地域密着型介護予防サービス給付費4,000万円の減額でございます。

11ページの1目居宅介護サービス費から13ページの9目特定入所者介護・介護予防サービス費につきましては、それぞれの介護サービスに係ります保険給付費につきましては、これまでの実績を考慮して予算化したものでございますが、見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせたサービスごとの給付額に修正するものでございます。

14ページをお開きください。

4款1項基金積立金、1目介護給付費等準備基金積立金3,849万9,000円の追加補正です。繰越金の一部を基金に積み立てるものでございます。

15ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防生活支援サービス事業費735万円の減でございます。保険給付費と同様に見込み量に差異が生じたことから、現在の利用状況に合わせた給付額に修正するものでございます。

17ページをお開きください。

3項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業441万8,000円の減でございます。

4月から地域包括支援センターの保健師が不在でございましたが、10月から採用となりましたので、半年分の人件費の減額となっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

3款国庫支出金から8ページの7款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金までにつきましては、歳出の2款保険給付費及び5款地域支援事業費に係るそれぞれの負担割合に応じて修正しております。

5目その他一般会計繰入金328万7,000円の減は、日常生活圏域ニーズ調査、会計年度任用

職員人件費及び主治医意見書作成料等の減額によるものでございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金799万1,000円ですが、基金からの繰入れは保険給付費等に不足が生じなかったため、減額いたします。

8款1項1目繰越金4,145万1,000円の増は、令和4年度の繰越金でございます。

以上、令和4年度介護保険事業特別会計第3回補正予算の説明といたします。

なお、20ページ以降に給与明細書を添付してございますので、ご参照ください。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 続きまして、議案第19号の内容説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第19号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

今回の補正は、予算総額に歳入歳出をそれぞれ762万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,967万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、7ページをお開きください。

1款総務費、2項1目維持管理費762万1,000円の減額は、主な要因としては、工事負担費の入札差金による減額並びに新規引込み工事件数の減による減額でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金、2項1目負担金215万6,000円の減額は、コミュニティ・プラント事業への新規引込み工事件数の減により、加入負担金155万円及び取出工事負担金60万6,000円の減額でございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項1目使用料100万円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症に伴う宿泊客等の減少による減額でございます。

続きまして3款繰入金、1項1目一般会計繰入金446万5,000円の減額は、維持管理費の減額に伴い繰入金の減額をするものでございます。

なお、一般会計歳出補正予算繰出金にて、同額を計上してございます。

以上で、白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算の内容説明を終わります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で、内容説明は終了いたしました。

これより休憩いたします。

再開は3時5分です。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 3時05分

○議長（酒井良信君） これより、議案第15号 令和4年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、2点伺いますが、まずは25ページの工事請負費で庁舎の修繕工事費についてなんですけれども、これは12月の定例会の中でご提案されて、いろいろ議会の中で議論が起きたところでありましてけれども、この当初の工事予定額が1億5,000万弱というふうにお聞きをしていたんですけれども、今回これだけ更正がされたというのは、工事費自体が減額をされたという捉え方でまずはいいですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、全体の工事費、補正予算案を12月で計上させていただく際、様々なご意見を頂戴いたしましたので、内容につきまして十分積み上げの確認をさせていただいた結果、縮減をかけられるところはかけたということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、これに従って間もなく一般競争入札が実施をされるという捉え方でよろしいですね。それから、これ以降のスケジュールというんですか、議会内にひょっとしたら、提案がされるのかということも予想はされますので、これ以降の進み方について教えてください。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいま一般競争入札の途中でございまして、今月上旬に落札事業者が決定する予定となっております。その上で、これは議会の設計金額5,000万円を超えますので、議会の議決、承認案件となりますので、15日の第2日目の定例会に追加

日程でご提案させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） あと、工事方法ですけれども、これは起債のほうが利があるというような考え方、国の事業等も含まれますけれども、この工事の、要は費用です、これについては起債をお考えですか。

最後の質問になりますので、ここまででお願いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 先ほどもご説明いたしましたけれども、7割程度は起債、六十何%でしょうか、先ほど起債のところでご説明させていただきましたけれども、9ページの庁舎整備事業債7,240万円、こちらを主な財源として借りる予定にしております。

こちらについては12月定例会のときにもご説明いたしましたけれども、脱炭素化社会への取組ということで、後年度償還金に対して交付税措置のある起債ということで、そちらを活用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 分かりました。

それでは、もう一点ですけれども、73ページ、これに関連をしますけれども、公共施設の設備基金の積立金ですけれども、一般会計からすれば諸支出金ですけれども、これまでこの基金については、毎年説明でもあったとおり5,000万という額を積み立てていくというふうな話で進んできています。

この基金の目安というのがまずあれば教えていただきたいのと、それからこの補正で、急に1億弱なりますけれども、基金のほうに支出するのではなく、新しい年度の中でこういう考え方でいきたいというのが私は普通だと思うんですけれども、そうした中で、新しい年度以降、説明でもあったとおりいろんな整備が予想されると。

これについては基金を運用したり、あるいは起債をしたりというふうなことになってきますけれども、そうすると実際には今後、実質公債費比率というのは当然上がっていくというふうに考えてよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） まず、公共施設の基金に積み増した件については、今まで

ですと財政調整基金に余ったものは大体積み上げていくということで取り組んでおって、5,000万円ということをめどに公共施設整備基金に積んでおったんですけれども、今、議員がご指摘のとおり、今後公共施設の整備、先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、学校ですとかそういったものが最終的に確定には至っておりませんが、計画をしております。その関係で、公共施設の整備基金費は積み増しをしていきたいと、今後の支出に備えるというようなことをございます。

なお、額については基金の条例上の上限額の設定などはなされていないため、上限を幾らにするかということについては、特に定めていないところが現状でございます。

ご指摘のように、繰越金として翌年度に持って行ってしまおうという考え方も当然あるんですけれども、少なくとも年度末ぐらいまではこの基金を投入するようなものというのが、例年の形ですとその基金を崩して投入するというのが年度末のほうに大体なりますので、今、基金に積んでもあまり利息がつかないんですけれども、少しでも運用益を得たいということから基金に積み増したものでございます。

それから、公債費比率あるいは財務数字については、今後起債を当然起こしていきますし、基金なども投入していくことになりますから、基金の保有残高は減りますし、公債費比率は高まっていくと。これは全体の流れ、今後20年、30年のスパンで見れば、そのようになっていくというふうには考えております。ただ、基金についても枯渇するようなことのないようにスケジューリングはしてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 基金の性質上、公共施設に限ったものにするのと、これしか使えないというふうになりますよね。これを財調のほうにやっておけば、運用、あるいは違う部分でも自由利用もできるというふうな柔軟な形も取れるというふうに思ったんですが、あくまでもここにこだわる必要は私はないのではないかなというふうに、ここはここの一定額でいけばいいのではないかというふうに思っています。

それから、公債費比率が上がるということは、この地方自治体によって、ある意味危険な範囲にだんだんなってくるはずなんですよね。要は借金が多くなっちゃって、ものが回らないというような事態が、これから予想される修繕計画の中でどんどん比率が上がってくるとすれば大変危険なことなので、この辺を比率的にどこがふさわしいのかということを決めて、その物事の流れをつくっていくというふうな形がいいと思うんですけれども、この考えにつ

いてはいかがですか。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ご指摘のとおりだと思います。この公債費比率などについては、現在本町は財務諸表の数字もホームページ等で公表しておりますけれども、極めて安全な数値の域内には入っております。ですけれども、これが徐々に上昇するということは、先ほども言いましたように間違いない形になります。

ただ、これは危険水域に入るか、入らないかというのは、事前にある程度は予測できますので、当然、そういったところに入るような短期間での大規模な施設整備とか、そういったものは、やはり経過年数がどのくらい必要かというところを見極めながらやっていく必要があるらうと、このようには考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 了解です。

○議長（酒井良信君） ほかに質問は。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 令和3年度第7回補正予算で、繰越明許費でDMO支援事業600万を繰越明許したと思いますが、常任委員会、一般質問の答弁では、DMO支援事業があまり進まず、観光振興計画策定に変更したとの説明がありました。DMO支援事業で計上した予算を観光計画支援事業に変更するに当たり、予算を補正することが必要だと思うが、今回の補正予算で変更していない理由をお聞かせください。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ただいまの大多和議員の質問にお答えいたします。

昨年度の事業予算を繰越明許しまして、今年度執行しているわけなんです、当初の計画、DMOの設立を視野にということで、今年の執行自体についてはその当初の目的どおりの計画を行いました。

その中で、事業計画2年ということでスタートしたわけなんです、ちょっとその当初計画どおりはいかないんですが、今年度についてはその部分については当初どおり行いまして、多少、次年度以降に当初の計画を見直して、最初に振興計画をつくった中で、またさらにDMOについても、今後、ちょっと事業のスパンを長くするのか、これからなんです、DMO自体は決して頓挫したわけではないので、DMOを少し先延ばしというか、そういった形

の中で振興計画の基礎固めを、来年、しっかりやろうということで進めていく予定です。ですので、今年度についてはその数字、当初の数字の600万円そのままということになっております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 今の説明だとDMOが先送りになったから、観光振興計画策定業務に移ったという説明でしたが、私が理解しているのは、DMOをやるから委託料か何かで600万、たしか組んだはずなんですよ。それをDMOは先送りになるのは分かりますけれども、策定計画だって策定計画をやるということで、途中で補正や説明も何もなかったじゃないですか。これって予算の流用じゃないんですか。どうなんです、課長。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 予算の計上の仕方なんです、当初の事業者について、これをやる、あれをやるよという形で契約書の中で明記されたものについては、当然、当初計画どおり行っております。その中で、少し一部修正をかけよう、すぐには確かに当初の計画どおりには進まなかったの、そこの中の内容の見直しをかけたということになります。当初でやろうと言ったものを多少目的変更といいますか、そういった中で内容を見直した中で、数字は、じゃ、変わりませんということで協議をした次第でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 内容が変わらないとか説明がありましたが、私として見れば内容が変わっているわけですよ。説明がなかったじゃないですか、今まで。委託先と契約しているはずですよ、どこまでどういう内容でお願いしますと。その辺の説明が何もないので、それで私たち議会はみんな承認しているわけですよ。その後の変更の承認がなぜないのか伺います。

○議長（酒井良信君） よろしいですか。

商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） その事業の変更等につきましては、確かに大多和議員の言われるとおり、意思疎通がちょっと足らなかったのかと思っておりますので、その辺は十分反省した中で、今後、取り組みたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） ちょっともう3回過ぎますので、ちょっと暫時休憩入れてもらって、その辺の説明をちょっと、課長、詳しく説明していただけますか。意思疎通ができていなかった、それじゃ済まないと思うんですよね、こういうことは。

○議長（酒井良信君） それでは、暫時休憩といたします。

それでは、議員各位は控室にお集まりください。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 4時00分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件について、執行部から説明を受け、議員全員で協議しました。

疑義のあった点については、説明により理解できましたが、執行部に対して一つお願いをいたします。

町の重要施策については、議会に対しても事前の説明をお願いいたします。

以上です。

そのほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和4年度白子町国民健康保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 1点だけ伺います。

10ページの傷病手当金なんですけど、これはかつてあまり申請がないというふうに言われていたものなんですけど、今回、何人ぐらいの方が最終的に申請したのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 市川議員のご質問にお答えします。

現在、7件の申請がございました。25万5,000円支出しております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） この制度は、コロナ禍においてできた、新しく創設された制度なんですけど、更新、更新でだんだん期間が延びてきたわけなんですけど、今年度で終わりなのか、いつまで続けられるのか、伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 予定は、5月7日を予定しております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 国保というのは、もともと傷病手当という制度がなかったわけなんですけど、コロナ禍で短期間ではありますけれども、制度として期間を延長してきたということなんですけど、本来であれば、これはやはりきちんとした制度として整備すべきではないかということと、これは国に対しても、やはり要望していただきたいと思いますけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（酒井良信君） 住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 今後、検討を考えてまいりたいと思います。

以上です。

（分かりましたと呼ぶ声あり）

（なしと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和4年度白子町後期高齢者事業特別会計第1回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和4年度白子町介護保険事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 9ページの委託料なんですが、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査委託料なんですが、これは110万6,000円の減額となっているわけですが、どのような状況の方で、何件の調査を実施したのか伺います。

それから、11ページから15ページにかけて居宅介護が増額になって、介護予防とかそういうものは差異が生じたということで減額となっているわけですが、今、居宅が増額になっているということは、介護自体が居宅のほうにやはりシフトされてきているという考え方なんでしょうか。

○議長(酒井良信君) 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長(竹下裕之君) 1点目の日常生活圏域ニーズ調査につきましては、まず、65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方、1,000人の方にアンケート調査を行いました。現在約65%の方々からアンケート調査がこちらのほうに返ってきております。

また、あと残りといいますか、400人の方、要介護認定・要支援認定を受けている方、400名の方にアンケート調査も行っておりますが、こちらのほうは、少しまだこちらのほうのアンケートが返ってきている状態でございます。

それと居宅。こちらは、現在のところ、施設入所者、当初見込んでおったのが119名、12月現在で99名、約20名の差異が生じているわけで、その方たちが居宅サービスを受けているというふうに考えております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） アンケートなんですけれども、アンケートは住民の方、送られてきた方が、それが返ってくるまでというか、ある程度の期間を設けて、多分やっていると思うんですが、返ってこない方については、そのままいいということでやっているわけですかね。

それとあと、居宅介護なんですけど、やはり、今、介護施設に入るには介護3以上じゃないと入れないというふうに規定されているわけですが、そういう方たちが居宅のほうに回っているということは、ある程度重度化してきても、自宅で家族が見ている、あるいは独居なのか分かりませんが、ヘルパーさんに来てもらって介護を受けている、そういう状況なんですか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 日常生活のニーズ調査につきましては、1,000人のうち約6割返ってくれば、大体分析のほうはできます。

それと、実際に地域密着型のはなゆうにつきましては、要介護4あればすぐに入れる状況にはなっております。

ですから、広域型になるとなかなかやはり待機者がいるようでありまして、地域密着型ですと、でも、要介護3は、今、なかなか入れない状況ということなんです。

以上です。

（分かりましたと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和4年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計第3回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号～議案第25号の一括上程、説明、質疑

○議長（酒井良信君） 日程第16、議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第21、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第20号ないし議案第25号の提案説明をいたします。

議案第20号 令和5年度白子町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,900万円と定める。

令和5年3月1日提出。白子町長、石井和芳。

これは企画財政課長から内容説明をいたします。

次に、議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億2,546万5,000円と定める。

令和5年3月1日提出。白子町長、石井和芳。

議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,088万5,000円と定める。

令和5年3月1日提出。白子町長、石井和芳。

以上2議案については、住民課長から内容説明をいたします。

次に、議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億5,900万円と定める。

令和5年3月1日提出。白子町長、石井和芳。

これは健康福祉課長から内容説明をいたします。

次に、議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1,920万7,000円と定める。

令和5年3月1日提出。白子町長、石井和芳。

これは環境課長から内容説明をいたします。

次に、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計予算については、ガス事業所長から内容説明いたします。

以上、議案第20号ないし議案第25号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

議案第20号の概要説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和5年度白子町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億4,900万円を計上いたし

ました。前年度と比べ2億1,700万円、4.5%の増となりました。

それでは、第1表歳入歳出予算に基づき説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款議会費は、前年度と比べ311万5,000円増の8,418万9,000円を計上しました。

2款総務費は、前年度と比べ1億7,988万4,000円増の9億5,205万1,000円を計上しました。

1項総務管理費及び4項選挙費の増が主なものです。

3款民生費は、前年度と比べ1億446万2,000円増の15億8,093万8,000円を計上しました。

2項児童福祉費の増が主なものです。

4款衛生費は、前年度と比べ1,416万4,000円減の6億2,144万5,000円を計上しました。1項保健衛生費の減が主なものです。

5款農林水産業費は、前年度とほぼ同額の2億7,826万円を計上しました。

6款商工費は、前年度と比べ4,392万4,000円増の1億2,962万3,000円を計上しました。所属職員数の増加等による人件費の増などが主なものです。

7款土木費は、前年度と比べ1億4,404万9,000円減の2億3,839万5,000円を計上しました。

1項土木管理費から3項河川費までの減、5項都市計画費の増が主なものです。

なお、令和4年第4回議会定例会において議決されました令和4年度白子町一般会計第4回歳入歳出補正予算において、舗装修繕事業費等9,520万円の繰越明許費が計上されております。

8款消防費は、前年度と比べ1,770万円増の2億3,881万1,000円を計上しました。

9款教育費は、前年度と比べ2,503万5,000円増の4億4,283万1,000円を計上しました。2項小学校費及び5項保健体育費の増が主なものです。

11款公債費は、前年度と比べ144万6,000円増の3億9,569万円を計上しました。

12款諸支出金は、前年度とほぼ同額の7,676万円を計上し、13款予備費は前年度と同額の1,000万円を計上しました。

以上が歳出予算の概要であります。

続いて、歳入予算について説明いたしますので、2ページにお戻りください。

1款町税は、1項町民税から6項入湯税まで全ての税目で前年度を上回る予算計上となり、町税全体で前年度と比べ3,192万3,000円増の12億6,017万円を計上しました。

2款地方譲与税から3ページの10款地方特例交付金まで合計3億5,715万1,000円で、前年度と比べ865万円の増となりました。県による見込額の試算結果を参考に計上いたしました。

11款地方交付税は国の動向を踏まえ、前年度と比べ3,500万円増の16億1,000円を計上しました。

12款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額を計上しました。

13款分担金及び負担金は、前年度と比べ318万4,000円増の1,764万3,000円を計上しました。

14款使用料及び手数料及び15款国庫支出金は、前年度とほぼ同額を計上しました。

16款県支出金は、前年度と比べ3,288万7,000円減の3億5,343万1,000円を計上しました。

4ページをお願いします。

17款財産収入、18款寄附金及び20款繰越金は、前年度とほぼ同額を計上しました。

19款繰入金は、前年度と比べ2億4,063万1,000円増の6億4,789万6,000円を計上し、歳出予算を賄う財源不足に対応しました。

なお、町の保有基金の中心となる財政調整基金からの繰入金は前年度と比べ8,012万円増の3億5,542万円を計上し、令和5年度末の財政調整基金の保有残高は8億9,355万円を見込んでいます。

21款諸収入は、前年度と比べ593万2,000円増の8,211万9,000円を計上しました。

22款町債は、前年度と比べ7,800万円減の9,330万円を計上しました。今後の公共施設の整備等を鑑み、臨時財政対策債の発行の抑制に努めたことによる減であります。なお、令和5年度末の町債残高見込みは40億295万円となります。

以上で議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、概要説明をさせていただきました。

なお、歳入歳出予算の詳細につきましては、各常任委員会の場において各課から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第21号及び議案第22号の概要説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、概要説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度と比べ3.9%増の16億2,546万5,000円を計上いたしました。

それでは、第1表歳入歳出予算に基づきご説明いたします。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項総務管理費4,881万円、2項徴税費222万4,000円など、合わせまして5,113万3,000円を計上いたしました。前年度と比較して1,148万6,000円の増です。

2款保険給付費は、1項療養諸費10億2,399万2,000円、2項高額療養費1億4,642万2,000円など、合わせまして11億7,783万7,000円を計上いたしました。前年度と比較して3,800万円の増です。

3款国民健康保険事業納付金は、1項医療給付費分2億3,705万円、2項後期高齢者支援分9,635万2,000円など、合わせまして3億6,506万3,000円の計上をいたしました。

5款5目保健事業費は、特定健診や保健指導の実施等に係る経費で2,814万5,000円計上いたしました。

以上が歳出予算の概要です。

続きまして、歳入予算について説明いたしますので、2ページにお戻りください。

1款1項国民健康保険税は2億4,563万9,000円計上いたしました。前年度と比較して543万6,000円の減です。

4款県支出金、1項県補助金11億9,498万6,000円など、合わせまして11億9,498万7,000円を計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,087万1,000円など、合わせまして1億5,087万2,000円計上いたしました。前年度と比較して995万1,000円の増です。

7款1項繰越金は3,249万3,000円計上いたしました。

以上で議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、概要説明いたします。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ前年度に比べ3.7%増の1億8,088万5,000円計上いたしました。

それでは、第1表に基づきご説明いたします。

初めに、歳出から説明いたしますので、3ページをお開きください。

まず、1款総務費、1項総務管理費100万9,000円、2項徴収費70万5,000円、合わせまして171万4,000円を計上いたしました。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、千葉県広域連合への納付金で1億7,846万9,000円を計上いたしました。

以上が歳出予算の概要です。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、2ページにお戻りください。

まず、1款1項後期高齢者医療保険料は、前年度と比べ466万2,000円増の1億3,571万円を計上いたしました。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせて4,447万3,000円を計上いたしました。

以上で議案第22号の説明を終わります。

なお、議案第21号及び議案第22号の詳細につきましては、常任委員会でご説明させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第23号の概要説明について、健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、概要説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,900万円と定めるものであります。前年度と比較して2,272万6,000円、1.6%の減となりました。

それでは、第1表歳入歳出予算に基づき説明いたします。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費4,473万8,000円を計上しております。前年度と比べ115万6,000円、2.1%の増でございます。これは、第9期介護保険事業計画策定年度に当たりますので、策定業務委託料を計上してございます。

2款保険給付費は12億4,010万4,000円を見込んでおります。前年度と比べ3,399万円、2.7%の減でございます。施設介護サービス給付費及び地域密着型介護・介護予防サービス給付費等の減が主なものでございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費2,473万4,000円及び3項包括的支援事業・任意事業3,161万1,000円を計上いたしました。前年度と比べ990万6,000円、19%の増でございます。一般介護予防事業費及び包括的支援事業費の増によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

1款保険料は2億7,807万7,000円を計上しております。前年度と比べ106万9,000円の減で

ございます。

3 款国庫支出金は、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金を合わせまして 3 億1,181 万9,000 円を計上いたしました。

4 款県支出金につきましては、1 項県負担金と 3 項県補助金を合わせまして 1 億8,384 万8,000 円を計上しております。

5 款支払基金交付金は 3 億4,110 万5,000 円を計上いたしました。前年度と比べ 1,048 万5,000 円の減となっております。

7 款繰入金は、1 項一般会計繰入金と 2 項基金繰入金を合わせまして 2 億4,402 万2,000 円を計上いたしました。

以上、令和 5 年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についての概要説明を終わります。

なお、詳細につきましては、常任委員会で説明させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第24号の概要説明について、環境課長、三橋政明君。

○環境課長（三橋政明君） 議案第24号 令和 5 年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書 1 ページをお開きください。

本案は、令和 5 年度歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億1,920 万7,000 円計上いたしました。前年度と比べ 370 万7,000 円、3.2%の増となっております。

それでは、第 1 表に基づき説明いたします。

初めに、主な内容を歳出よりご説明申し上げますので、3 ページをお開きください。

1 款総務費は、前年度と比べ 360 万8,000 円増の総額 1 億1,910 万6,000 円を計上いたしました。

1 項総務管理費 943 万7,000 円につきましては、コミュニティ・プラント事業を行うための一般職 1 人分に要する給料、職員手当等でございます。

2 項維持管理費 1 億966 万9,000 円は、主なもので、クリーンセンター施設の光熱水費、機器の分解整備及び電気設備点検・整備に要する修繕料、また維持、保全管理、運転操作及び水質管理に要する処理場維持管理委託料などでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金は、前年度と比べ19万6,000円減の470万4,000円を計上いたしました。維持管理費の新規加入工事費に対する負担金でございます。

2 款使用料及び手数料は、前年度と比べ100万円減の4,100万1,000円を計上いたしました。これは、各クリーンセンターの使用料でございます。

3 款繰入金は、前年度と比べ480万3,000円増の7,340万円を計上いたしました。

以上、令和5年度コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては、常任委員会でご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第25号の概要説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、概要説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にあるガス販売量を考慮し、（1）期末ガス供給戸数を2,900戸、（2）年間ガス販売量を270万立米に、（3）1日平均ガス販売量を7,377立方メートルに定めさせていただきました。

次に、第3条、収益的収入及び支出の収入より第1款ガス事業収益を3億701万7,000円。主なものとして、第1項の製品売上では、経済対策として4月から9月検針分まで1立方メートル当たり30円、10月検針分は1立方メートル当たり15円の値引きに当たり、政府からの補助金を控除したガス使用料金及び7月以降のガス料金の改定を含め予算計上させていただき2億6,067万円。

次に、第3項営業外収益では、ガス料金の値引きに適用した政府補助金収入等を含め3,896万8,000円を見込むものです。

支出では、第1款ガス事業費用を3億371万5,000円。主なものとして、第1項売上原価ではガスの仕入れに係るもので1億1,556万8,000円。第2項供給販売費では、職員人件費や委託作業費等、安全・安定供給及び保安に関するもので1億4,340万9,000円。第3項一般管理費では、全般的な管理業務に要する費用として2,690万6,000円を予定するものです。

次に、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入より、第1款資本的収入を2,000万1,000円、支出では、設備投資事業である本管入替え工事等の第1款資本的支出を1億632万3,000円とするものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額8,632万2,000円を過年度分損益勘定留保資金1,939万円、当年度分損益勘定留保資金6,075万8,000円、消費税資本的収支調整額617万4,000円で補填する見込みでございます。

次に、第5条では、建設投資の財源として、借り入れる企業債の限度額を2,000万円とするものです。なお、借入れ方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、3ページの第8条、職員給与費を4,367万9,000円。

第9条では、棚卸資産購入限度額を297万円と定めるものです。

以上で、令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

なお、他会計と同様に、詳細につきましては、常任委員会でご説明させていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で、概要説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第20号ないし議案第25号については、議会運営委員会で決定したとおり、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査については、お手許に配布してある議案付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

○議長（酒井良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号ないし議案第25号は、最初に総括質疑を行い、詳細な調査、審査については常任委員会に付託することに決定いたしました。

これより、議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 石井町長自身のマニフェストの中で、「役場の行政組織の機構改革を進める」とありましたが、役場組織の見直しなど予算編成は密に関係があることから、役場全体の組織について総括質問いたします。

先日の議会運営委員会でも話題になりましたが、令和5年度の新規採用職員を募集しても役場全体の職員数は減ることになり、どの部署も人手不足と聞きました。この課題を解決するための予算がどのようになっているか伺います。

また、課によっては、昼休みが満足に取れず、ご飯も食べられないくらい忙しいと聞いて

おります。また、夜、役場の脇を通りますと、遅くまで残業しているだろうと、電気もついています。

多様化する住民ニーズに的確に応えるために仕方のない部分もあると思いますが、頑張っている職員に対し、適切で十分な手当などの予算が計上されているか、伺います。

また、町長は、監査委員部局は町長直轄の組織が望ましいと以前からお話しされています。この考えが令和5年度の新年度予算にどのように反映されているか伺います。

町長、執行部の答弁をお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 初めの組織改革につきましてですが、今年度につきましては、機構改革の予定はございません。

あと、人手不足、新入職員の募集の関係ですが、5年度は募集をもう少し、総務課としてもPR等を強力に行って、何とか職員の頭数をそろえたいということで考えております。

ですから、この予算につきましては、そのまた次の6年度予算になりますので、今回の予算については計上しておりません。

以上です。

私からでいいか分からないんですけども、監査委員については議会側から総務課等でできないかということでありましたが、今年度については変える予定はございません。

ただ、私の考えですけども、総務、財政部門につきましては、どちらかといいますと監査を受ける側になりますので、監査を受ける側が同じ監査委員事務局を持つというのはどうかという気がしておりますので。例えば、都市部とか市であれば、監査委員事務局というのは独立機関として設置されておりますので、もし改革するというのであれば、独立組織等をつくらなきゃいけないかなというような気がしております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 監査部局は、町長の直轄の部局にすれば一番いいと思います。

ただ、総務課とか、仮に企画財政とか、そういうところに入るとなると、やはり相互牽制ができない組織になる場合もありますので、この辺はちょっといろいろ検討しながらやっていこうと思います。

それで、今年度、5年度にこの改革のあれはないわけですから、できれば6年度にそういう形のをやっていければいいように思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 先ほどの今、総務課長の説明だと、来年度になると新規採用を工夫して募集するという話でしたが、白子町も、ほかの町村もそうだと思うんですが、やっぱり人が集まりづらい時代になってきていると思います。例えば、第1次と第2次を募集するとか、例えば、県なんかだといわゆる途中で募集していますよね。そのようなことをちょっと考えていただいて、また来年は人手不足が解消するようにしていただければと思います。

それと、先ほどの監査のお話なんですけど、昨年の総務委員会からずっといろいろ議論していると思うんですが、できれば今現在は議会事務局にあります。全ての課がやっぱり人が足りないのは分かるんですが、できれば白子町も都市部の市並みに、いろいろ監査が忙しい状況になってきておりますので、できれば6年度といいましたけれども、例えば5年度の途中、半分ぐらいまでのうちに町長直轄の部署をぜひつくっていただければと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに質問はございますか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは一点、多くの団体、関係機関に交付をされている補助金について伺います。

この運用についての定めをし、見直しを図られたようですけれども、昨年と比べて、どのような推移がされたのか。また、このことをどのように周知をしたのか。これに伴う影響をどう予想されるのか、伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 補助金に関するご質問でございますけれども、こちらについては、以前の議会でも答弁したとおりでございます。監査委員の指摘を受けまして、予算計上をする側といたしましては、ガイドラインというものをつくらせていただきました。

このガイドラインに従いまして、各課には周知をして、各課それぞれが、また監査委員から指摘されたのは、要は予算計上をする側の不備があるという指摘と同時に、支出する各課においても交付要綱などがつくられていないというようなことから、各団体に対する補助金などが監査委員の側においても、よくなかなか審査が難しいというような結論を受けておりますので、まずは予算計上する我々として、ガイドラインをつくらせていただきまして、それに基づいて、各課、補助金調書というものをつくらせていただきますので、それらを見ながら対応

をしたところでございます。

各課においては、間もなく新年度執行するタイミングがきますので、私の耳にも幾つかの課ではそれぞれ事業ごとに補助金交付要綱をつくっているというようなお話も伺っておりますので、そういったところで予算を計上する側、執行する側、それぞれで十分中身の精査をしながら支出をしまいたいと考えております。

なお、令和4年度から5年度について、補助金の額がどう動いたかということについては、実は今ちょっと資料をお持ちしておりませんので、それらについては、後ほど回答させていただきたいと思っております。

それから、1年前のちょうどこの議会で、3月の定例会で、私はその場にはいなかったんですけども、前の議事録を確認すると、補助金の推移などについて、いわゆるホームページ等、そういったもので公表しなさいというようなご意見もあったようでございますので、そういったところも、今後可能な範囲でできるのかどうか、そういったことも調べていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 2つ抜けておりますので、まず、各課から各団体、関係機関に交付されている補助金、各団体、あるいは関係機関にどのように周知をしたのかということが、まずは抜けています。

それから、これに伴う各団体、各関係機関の影響についても答弁がありませんので、これをよろしくお願いします。

それから、ガイドラインの中で運営費の適用は不可、事業費の適用に、また限度範囲を示しているようですけども、それぞれの団体、関係機関によって、その質が異なると思います。会費を徴収している団体、そうでないところ、運営をするための会議作成資料をその団体でペーパーを用意しているところ、これを運営費で賄っているところなど、いろいろあります。となると、画一的でないことを考えると、こういうガイドラインではなく、それぞれに適した方法でよいのではないかというふうに考えます。

これに対する見解と、それから補助金の費用対効果を確認するための補助金審議会、これは、広域でも負担金審議会等がありますけれども、これらの設置をすることによって、補助金の状況を精査することで、より適正な補助制度ができるというふうに考えています。

これらについての見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問ですけれども、まず各課から各所管している団体に関して、どのような周知がなされているのか。また、各団体とどういうやり取りがあるのかについては、こちらでは実は悉皆調査等はかけておりませんので、そういったところは現在把握できておりません。

そういうところまで、当然こちらで把握せよということであるならば、直ちにそういったところにかかって、各課を通じて調査をしてみたいと思います。

それから、議員がご指摘のとおり、各団体によって運営形態が様々、違うということは承知しております。その中でなるべく各団体が比較検討、補助金について執行する側、各課執行する側がいろいろ見たときに、比較しやすいように、あるいは誰から見ても分かりやすいようにということでガイドラインをつくらせていただきました。

そのガイドラインの中でも指摘はしておりますけれども、個別にどうしても運営上のものがあるときには、町長に直接相談をしてくださいと、協議をしてくださいということで、たしかあったと思うんですけれども、それに従って、幾つかの団体が直接町長のところにおいてになって協議をして、その結果、各課から補助金調書として上がってきたようにも記憶しております。

いずれにしても。

○議長（酒井良信君） 課長、質疑の途中ですが、時間が足りませんので、ちょっと一回。

質疑の途中ですが、お諮りいたします。

本日の会議を議事の都合により延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

では、大矢課長、続きをどうぞ。

○企画財政課長（大矢 務君） すみません。そういうことで、各団体、条件が違うのは承知しておりますので、それに、そういう状況であるということであれば、町長と協議をいただいて、そういった結果を補助金の各課の要求の中に反映していただくというようなことで、予算を計上する我々としては一つのルールということで考えてございます。

それから、2点目でありました補助金の審議会というようなものについては、以前の議会でも東海林議員からご指摘があったように記憶しております。そのときは、やっぱり各課い

ろんな考えがありますので、その場ではお答えしかねるということでお答えしたところがございますけれども、これで複数の議員さんからご指摘をいただいたところがございますので、今後、そういったもの、学識経験者とか有識者を入れた上で、そういった補助金の協議会、監査委員さんも当然いらっしゃいますので、そういった方の意見も聞きながら検討してまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、まずは補助金の審議会については、ぜひとも前向きな形でしっかりと検討してください。これをするので、しっかりとした補助金の状況等も分かってきますし、要らないところ、もっと増額をしなくちゃいけないところ等も分かってまいりますので、そうすることで、監査委員さんもそれなりのいろんな用途については理解できるはずですので、その取組をお願いします。

あと、早急をお願いしたいのは、各団体の把握はできていないということですので、これは早急をお願いをします。予算を認めることになりますので、この予算、我々が認めて、補助金を受けている団体がとんでもないというふうな話も出かねませんので、この状況をよく調べて我々に提示をしてください。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにいかがでしょうか。

（発言する者なし）

総括質疑はないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

先ほどと同様、総括質疑は国民健康保険事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてください。

総括質疑、いかがでしょうか。

（なしと呼ぶ声あり）

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

先ほどと同様、総括質疑は後期高齢者事業特別会計予算全体に関する質疑だけとしてくだ

さい。

いかがでしょうか。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

総括質疑、いかがでしょうか。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

いかがでしょうか。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、総括質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

総括質疑がないようですので、総括質疑を終結いたします。

---

### ◎休会の件

○議長（酒井良信君） 日程第22、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日3月2日から3月14日までを、常任委員会の開催及び議案審査のため休会にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、明日3月2日から3月14日まで休会することに決定いたしました。

議員各位に申し上げます。

総務常任委員会は10日金曜日午後、産業建設常任委員会は8日水曜日午前、厚生文教常任委員会は8日水曜日午後に開催しますので、よろしく願いいたします。

なお、所属していない委員会に対する質疑事項については、議員間で相談、協議の上、所属する議員へ質疑事項を委任するなどの対応をお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（酒井良信君） それでは、本日の会議はこれをもって終了いたします。

3月15日は定刻より会議を開きます。

これにて散会いたします。

散会 午後 5時04分

## 令和5年第1回白子町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月15日(水) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2号 白子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 白子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 白子町使用料条例及び白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 白子町まちづくり基本条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 白子町第5次総合計画後期基本計画の策定について
- 日程第 8 議案第 7号 白子町空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 白子町企業立地奨励条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 白子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 白子町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について
- 日程第17 議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第18 議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について
- 日程第19 議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について

日程第20 議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について

日程第21 議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について

日程第22 発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第23 発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について

追加日程第1 議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第1まで議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	今井滋則君	2番	大多和正夫君
3番	北田百人君	4番	梅澤哲夫君
5番	宗島理仁君	6番	東海林東治君
7番	酒井良信君	10番	板倉正道君
11番	大多和正之君	12番	齋藤鉄也君
13番	大多和秀一君	14番	市川隆子君

### 欠席議員（1名）

8番 今関勝巳君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石井和芳君	教育長	御園正二君
総務課長	今関道雄君	企画財政課長	大矢務君
税務課長	北田和弘君	建設課長	齋藤雄君
産業課長	齋藤貴人君	商工観光課長	田邊健治君
健康福祉課長	竹下裕之君	環境課長	三橋政明君
住民課長	御園友加里君	ガス事業所長	緑川栄治君
会計管理者	梶幸男君	教育課長	吉田晴一君

生涯学習課長

渡 邊 昭 君

学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長

田 邊 治 幸 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長

高 橋 庸 行

書

記

三 橋 富 子

書 記

上 代 智 也

書

記

畠 山 優 也

書 記

中 古 珠 輝 也

書

記

林 昌 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 諸般の報告を申し上げます。

長生郡市広域市町村圏組合議会から、令和5年度予算の概要について報告がありました。  
お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（酒井良信君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

---

◇ 梅 澤 哲 夫 君

○議長（酒井良信君） 通告順により、4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 通告に従い、一般質問させていただきます。

昨日3月14日、令和5年の桜の開花が宣言されました。昨今、新聞に出番の少なかった我が白子町においては、3月1日の議会の開催日翌日、3月2日、千葉日報社の1面と2面に白子桜の記事が掲載され、2面の桜の記事の上に大多和医院長と町長の顔があり、我が町にも春が訪れを感じさせるものでした。

しかし、今日の我が町においては、日常生活に支障を来すスーパーの撤退、いつ完成する

か見えない茂原白子バイパス、そんな中、私は今回、再度にわたる南白亀地区排水機場の進捗状況と令和4年度の道路工事の未執行の多い点について質問いたします。

1項目、南白亀地区排水機場ですが、これは農業用の排水機場だけでなく地域の防災・減災事業と位置づけられ、突然の大雨等の災害から地域を守るために県営事業として予算づけられてスタートしたものです。令和3年2月より工事上のトラブルが元で作業が止まっております。

石井町長におかれては、就任半年後の令和3年12月、私の質問に、その後事務所に挨拶に行かれたということでありました。その後のまた再質問においては、工事は令和5年、6年完成予定との話もありましたが、この工事は災害減災であります。時には人命に関わることもあります。一刻も早期の完成のため努力をお願いします。

1点目とし、長期にわたる工事中止となっているが、その間の町としての取組とその内容、現況についてお伺いします。

2点目とし、現在基礎工事も完成していないようですが、今後の建屋、また作業機の設置などあるわけですが、令和5年、6年完成の予定のスケジュールについてお伺いします。

2項目としまして、1点目、令和4年度道路工事において、当初予算づけした工事数、執行済み、また未執行、令和5年持ち越し分についてお伺いします。

2点目としては、工事未着工または計画外となった地区への対応について、今後どう考えているのかお伺いします。

以上2項目4点について町の明快なる答弁をよろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、梅澤議員のご質問にお答えいたします。

南白亀地区排水機場が長期にわたり工事中止になっていましたが、その間の町としての取組内容と現状については、事業主体である県と近接住民の相手方との交渉状況の情報共有を図るとともに、早期再開に向けた要望活動を実施してまいりました。現状については、近接住民の相手方と和解し、工事休止となっていた下部工事が再開しております。

次に、排水機場完成までの工事予定についてというご質問でございますが、工事完成予定については、再開した下部工事は令和5年8月までに完了する予定であります。その後、上屋建築工事、ポンプ設置工事、遊水池工事等を施工し、令和8年度の完成を予定しております。

続きまして、質問事項、令和4年度道路工事計画とその結果についてのご質問でございます。

令和4年度における道路工事計画件数につきましては、主な工事として18件となりました。そのうち終了件数につきましては2件となります。

このことに伴いまして、工事未着工または計画外となった地区への対応について今後どう考えるかというご質問でございますが、当初計画しておりました主な道路工事18件のうち、工事未着工になりました10件につきましては、12月議会において繰越明許費のご承認をいただきましたので、今後順次工事を執行する予定であります。

また、その他の道路工事につきましては計画外としたわけではなく、改めて令和5年度予算に再計上しておりますので、新年度になりましたら適宜工事を執行する予定であります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは質問ということで、まず愚問ではありますが、町長はこの役場庁舎、この海拔云々、その数字をご存じですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） その道路を越えた海風館のあそこが1.数メートルでございます。ここは結構かさ上げしておりますから、恐らく2メートルないぐらいだというふうに私自身は見ているんですけども、正確な数字は分かりません。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それを基に質問したいんですが、今回の工事は去年、おととしの質問の中で、これは県の事業ということでありました。でもそういった中で、この受益は我が町であり町民であります。

そういった中で、防災減災工事、一刻でも早く進めていただきたいという、そういった中で確認したいんですが、今この役場庁舎の前後の海拔等の話がありました。何年度か大分昔です。私も何年度か忘れましたが、この役場庁舎を中心にする、大雨のとき、役場の東側、これから降りて信号の手前ですね。それと役場の北側、白子神社の入り口、なおかつ西のほう行って清水屋さんのあの辺り、大雨で道路冠水、通行不能になった過去があるわけですね。

そういった中で私もくどく質問して大変申し訳はないんですが、こういった災害について今の答弁では、前回は5年、6年には完成予定ということをおっしゃられておりました。今日の回答の中で8年まで持ち越しということは、やっぱり予定を少し、トラブルがあった

から遅れ、それは仕方ないかもしれませんが、でもそれに基づいて少しでもまた早くできる  
お願い、そういったことについて県のほうと何回ぐらい詰めたのかお伺いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 少なくとも2回ぐらいは、この件は行っていると思います。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 2回ということでは、何か私の気持ちとすると非常に少ない。緊急を  
要することであれば、やっぱり小まめに、相手がうるさいと思うぐらいこれはお願い、陳情、  
やっぱり一つの町の首長としてはもっと小まめな陳情活動をすべきだというふうに思うん  
ですが、その点については要望します。

次に質問としまして、先ほどから令和8年度を目安ということでありました。そういった  
数字を出すのであれば、やっぱりこれからタイムスケジュールといいますか、令和5年、6  
年、7年、そういった中でまず基礎工事が現在完成していない。この間、ある人から聞いた  
中では、基礎工事が想定で8割、9割進んでいるという話で、えっという感じがあって、改  
めて確認したらそれは基礎工事だと。ということは、今日まだ基礎工事が、先ほど話があ  
ったようにまだできていない。基礎工事ができてから今度は建物の上物になるわけで、これが  
稼働するにはさっき言われた機械等が必要なんです、その辺、今後の予定とあれを全ても  
うちょっと具体的に、構想等を要望しながら県のほうに小まめに要望して、さっき言った令  
和8年ではなく、5年、6年、一刻でも早くできるように町長のほうで考える気があるのか  
お聞きします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それは一刻でも早くという考えはございます。ございますが、これは  
いずれにしても県の事業でございまして、県も計画どおりやっているわけでございますので、  
それをやいのやいの言ってもなかなか難しい面もありますので、できるだけ防災に関しては  
やはり最重要なことでございますから、それは私自身も十分認識しておりますけれども、こ  
の件に関しましては何回も言ったから早くできるという、そういう問題じゃないように思う  
わけです。

これが一番の要因としましては、近隣の方とのトラブルが主因でございまして、これは  
ある面で避けて通れない部分がありますので、そういうことで、これは別にこの間で全然関  
心がないわけでも何でもないので、令和8年と申しましたけれども、詳しくは産業課  
長に、もしあれでしたら答えさせますけれども、そればかりじゃなくて、あそこは水路の

また工事もやらなければいけない。といいますのは、あそこの排水機場は剃金の下の方、いわゆるユースホステルのあの辺からも水を最終的には引くような形になっている、そういう形にもなっておりまして、ですから正直言いまして南白亀地区の排水は、ある面ではあそこに相当部分が行くような形になるわけでございますので、その排水路の工事もちょうとしなければいけないという、そういう立てつけになっておりますので、結局8年度ぐらいまではしようがないというふうに私自身は思っております。

それ以外に、防災に関しましてはいずれにしても最優先に考えておりますので、それはできるだけそういう要望はしていくつもりでおります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） それでは、話の食い違いが幾ら言ってもあるようですが、ただ残念ながら、要望を兼ねてこの地域の現況、年明け早々郡市議員会、また自民党11区議員会の集まりで防災関係等の講習というか、ありました。町長も出席されておりましたが、そういった中で活動内容を見ますと、まずここ数年、一宮川を中心とする災害等がありまして、長生郡市首長及び夷隅関係首長、そういった長生郡市中心ですね。取りあえず一宮川の改修工事、これを地元首長連盟、また県知事、また国会の森先生含め、これは国の事業ということではありますが、オール千葉ということ国の方に陳情に行っております。

あと、道路関係でいいますと、町長も言われている茂原白子バイパス等についても、今、長生郡市内のいろんな意見を聞いてみますと、長生郡よりも南、いすみ、要はグリーンラインですか、そういった関係で各地区の行政が動いているようで、残念ながら長生郡市の中で我が白子町が、蚊帳の外とは言いませんが、それに近い状態に今陥ってきているのではないかと。そういった、これを町長をはじめ我々議員全てが、何か今後地域を考えるんだったら打破しなきゃいけないと思うんですが、そういった中で一番肝腎な、残念ながらであります、町長におかれては首長としての陳情活動についての動きがちょっと薄いといいますか、失礼ながら軽いのではないかと。やっぱり立場的に一番動いてもらわなきゃいけないトップがそういう状態では、いろいろ地域に支障が来る、そういうふうに考えておりますので、今までのことは今までとしても、これから先、早急にその辺の活動を活発に行っていきたいということをお願いいたします。

次に入ります。次に道路工事関係であります。2項目の次の質問に入ります。

先ほど町長の答弁ということで、令和4年度道路工事、私も多少情報薄い中、なかなか要

望した道路工事等ができていない。そういった中で入ってくるのは、何か入札問題があって云々、去年の資料を見てもと、工事、議会予算通過したのは18件あって、実際執行されたのは2件しかない。これというのはどういったことなのか、どういったことが原因でそうになったのか、まずお伺いします。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました18件中2件しか執行できなかったということにつきましては、今年度予定しておりました工事、これが年度当初に発注いたしました工事におきまして、事務の手続誤りに端を発して疑念を抱かれた結果、交通安全のため整備しなければいけない道路や橋梁、地域の要望に対する道路の修繕、排水整備などができない状況となっております。そういう状況ではございましたが、当初発注したうちの入札誤りの件以外の2件につきまして終了しているという状況でございます。

先ほど町長のほうからもお話ございましたが、今後順次遅れを取り戻すべく執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） ただいまの説明の中で、要は令和4年度入札絡み、答弁の中でも不鮮明というか、話して確認します。私の聞いている中では、入札時における支障があったということではありますが、その原因は何か。今まで聞いてきた中では、入札書の書類、何が不備だったかという、要は表書きですね。私は入札書というのは見たことありませんが、聞いている話では、書類の表書きの文言が違っていたというのが指摘されました。

それに伴って、その内容の工事について、それよりも何か安過ぎるとかという話も聞いているわけですが、ほかの話からすると、そういった表題の違いがあっても入札工事の金額自体は不当という話は聞いていません。そういった書類関係に不備があったのであれば、これは入札業者云々ではなく行政執行側の書類上のミスであって、それが元で令和4年度の道路工事ができない。これは町住民に対するサービス不足であり、また議会で議決されている結果について、ある面での議会の軽視であります。やっぱりここで決められたことは執行として、ちゃんと実行できるように最大限の努力をすべきだというふうに思うんですが、町長の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 今、入札の件でいろんな問題が発生しまして、これは一番大きいのは、入札時におきまして情報漏えいの可能性が非常に多かったわけでございます。これも内部調査したりして、実際はそのあれが解明できなかった部分もあるわけなんですけれども、本来的に工事の最低制限価格とかそういう価格にぴったりの金額でやってきているということは、結局その積算した業者がはっきり言って積算していないんじゃないかというふうに私自体は思っているわけです。そうしないと、それからお金を出してくると、結局そのところで情報漏えいがあったらというので我々は考えて、これはあるほかの業者から、実際問題これは訴えなきゃいけないという形に、そういう話も出てきたわけでございます。

そういう中でやって、結局入札自体を厳正化することが一番大事でございますので、これがどうのこうのと言われても、はっきり言ってこちらを厳格にすることが最優先でございますから、それによって若干の工事の入札が遅れたということは当然あります。それをやらないうわけじゃありませんからね。

ですからそういう形で、やはり入札自体に疑義が生じたということが一番大きいわけでございますので、それを改善するにはどうしたらいいかということをも最優先にやったわけございまして、それでいろんなルール、それから例えば設計のコンピューターにアクセスできる人たちがいっぱいいたわけですから、それを特定の人に全部コードで分かるような形にするとか、いろんなことを全部処理してきたことによって、その入札自体が今度は完全にそういう漏えいのあれも全然ないような状態にして、今新しく公開入札するような形にやってきましたところでございますので、これからどんどん入札を出していきますから、そういうことでご承知いただきたいというふうに思います。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） この内容についてはどういうところから言っているか非常に苦慮するところですが、でも根本的に今回の問題は入札工事者じゃなくて、役場庁舎内部の問題ですよ。漏えいということは、要は職員からの情報漏れということをも町長は今指摘していると思うんですが、でもそれということは、執行内部がそういったことは最初からないようにすべきであるし、またあってはいけない。これは考えようによっては入札妨害ということになるそうであります。

ですから、これを発生したということで思うのであれば、去年の12月の議会でしたか、調査委員会の内容等について報告ありまして、要は調査した結果、そういったことはその時点ではあり得ていない。12月の議会では、調査を終了したんですかという誰かの問いについて、

まだ調査中ということでありまして、正式な結果は聞いていないんですよ。

今回こういったことで漏えいがあったかもしれないという疑いの中で、18件中2件しかできていない。町民が受けられたであろう利益、道路工事についてやれなかった、この責任ということはどこかが取らなきゃいけないと思うんですが、その辺の町長の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 工事がそういう形で執行できなかったことは確かにあると思いますけれども、それより工事の執行より大きなことというのは、やはり入札が厳正に行われることが一番のことですので、それが最優先でございます。そのためにいろんな条件を全部整備したということで、そういう入札が遅れたという形になっております。ですから、それに対しては、そちらのほうの保護をする法益のほうが全然大きいわけでございますので、そういうことでこれはやむなしというふうに私自身は思っております。

いずれにしてもこの入札問題に関しましては、ここで具体的にやることはなかなか難しいと思いますけれども、いずれにしても今まで、はっきり言ってこの間だけの案件じゃありませんから、その前からもう何回もそういう形で、最低制限価格1円単位まで同じ金額で入札してきた場合もあったわけですので、そういう形でこれは完全に漏えい以外の方法はないということ。ですからいろんな項目を全部積算していきますと、本来その数字は、近い数字は出ますけれども、そのままの数字は出ないんです。それでもその金額で1円単位まで出した金額で入札してきたのが、そういう形がこの間を含めて、町が出している条件のところより、そういう条件で計算したら、とてもその数字が、出ない数字のものが出ているわけですので、入札の件に関しましては、もしあれでしたら一回私に直接来ていただいてお話ししても結構でございますから、いずれにしても、ただこれを調査委員会で調査して漏えいしたかどうかというのは、限りなく疑わしいところがいっぱいあるんですけれども、でも職員から漏えいという形であれば、職員が私がやりましたという人は恐らくいないはずですよ。

○議長（酒井良信君） 町長に申し上げます。今入札の関係はこの議題ではありませんので、質疑応答はこれでやめてくれるように。今のは入札の、梅澤哲夫君の問題とはまた違いますから、それで終結してください。

○町長（石井和芳君） じゃ、それでよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 何か質問の回数、もう一回ぐらい聞いてよろしいんですか、私。終わ

りになる。じゃ、要望でまとめておきます。

今、町長の考えということで入札関係について話は聞きましたが、でもこれというのはもう町長が就任してからたつわけです。なられたばかりであれば仕方ないけれども、町長になってからの仕事としては基本的な姿勢を改めなきゃいけないと思います。

要望になりますが、令和4年度にできなかった工事について5年度に持ち越す。今回予算化も出ておりますが、そういった中を比べてみますと、令和4年でできなかったところの一部に令和5年度持ち越しまして、基本的には工事費はほとんど同じ。今日一番問題は、町長の課題とするところの入札の制度改革といいますか、あるかもしれませんが、今日びの諸物価上がっている中でありますと、4年度にできなかった工事を5年度に持ってくる。誰が考えても同じ予算ではできるはずはない。多分上乘せがほとんどになるわけです。

そういった中で令和4年、5年の資料を比べてみてもほとんど同額で出ております。中には減ったような場所もあります。そういった数字をどうやって出すのか、本当に考えるのであれば入札制度問題もありますが、そういった道路設計関係についてももう少し細やかな数字の見直しが必要だと。

もう一つは、これ要望で置いておきますが、住民からは道路案件のいろいろ要望がたくさん出ていると思うんですが、そういった中で予算の限定がある中で年度決まった工事しかできない、そういうことでせつかく決めてやってもらえる、ほっとした中でいろいろ諸都合があつてできなかった。これは住民が非常にがっかりするものであります。今後、こういったことがないように一応要望して、町の健全なる運営と発展ある運営を願って私の質問を終わります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 以上で、4番梅澤哲夫君の一般質問を終結いたします。

---

#### ◇ 大多和 秀 一 君

○議長（酒井良信君） 続きまして、13番大多和秀一君の一般質問を許します。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、通告順に従って3項目5点質問いたします。

まず、1項目として白子町公共施設管理についてですが、数多く所有する公共施設につい

では、令和3年3月に策定された白子町公共施設個別施設計画及び令和4年3月に改定をされました白子町公共施設等総合管理計画で、現況、見通し、管理に対する基本的方針が示されています。この施設の中から国民体育館、白子町公民館、白子町サッカー場、歴史民俗資料室について、その状況と今後について伺います。

2項目として、白子中学校の部活動について伺います。3月10日、64名の生徒が一人一人その足跡を残し卒業していきました。学業とは別に取り組まれている部活動、自主活動という形ではありますが、学校教育の一環として、これまで子供たちの成長に大きな役割を果たしてきたと思っています。この部活動の在り方について、スポーツ庁及び文化庁では令和4年12月に新たな総合的なガイドラインを策定し、その方向性が示されました。

この状況を踏まえて、1点目として、現在白子中学校における部活動の状況について、まずはその数、そして生徒の加入率、運営方法、活動時間、土日を含めて教職員の関わりなどについて伺います。

2点目として、新たなガイドラインに従ってどのように変わっていくのか、また、休日の部活動を外部に移すという地域移行が進められた場合、地域の受皿づくりなどをコーディネートする役割はどこが担うのかなど、地域移行が進む背景と対応について伺います。

3項目として、今定例会で提案される白子町第5次総合計画後期基本計画（案）について伺います。

1点目として、策定までの経緯について。119ページを拝見した中で、策定支援業務委託業者、株式会社ぎょうせいの関わりについてですが、これは業者提案型で進められたものなのか、町主導の中で支援という形であるのかについて伺います。

2点目として、この計画の内容についてですが、これについては詳しく通告をすることができませんでしたので、ここで書き込みをいただいて答弁をお願いいたします。

まずその1つ目に、将来人口の目標を9,400人、令和9年ですけれども、とした理由と、この数字を維持するために自然減、社会減に対してどのような実践的な対策が取られようとしているのか。

2点目として、随所に出てくる県道茂原白子バイパス、この全線供用を何年後と想定をしているのか。

3点目として、コンパクトシティとは一極集中というイメージではなく、バランスの取れた総合的なまちづくりという考え方であるのか。

4点目として、白子バイパスの沿線整備で築くコンパクトシティ構想、ここに広がる農業

振興地域に対し「農振がはびこる」という昨年12月定例会の町長の発言、この意図について伺います。

5点目として、107ページになりますが、財政運営の健全化の成果指標について伺います。この中で経常収支比率90%以内、実質公債費比率15%以内を目標値とした理由について伺います。

以上、3項目5点、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 大多和議員のご質問にお答えします。

ただ、2番目の教育、中学校の部活動については教育長から答弁させていただきます。

それでは、1点目の公共施設管理についてということでございます。

国民体育館及び武道場については築48年が経過しており、施設全体の老朽化が激しく、雨漏りや外壁、消火設備等の修繕に多額の費用を要すること、また、耐震基準も満たしておらず利用者の安全を確保することが困難であるため、令和5年4月1日より使用を停止いたします。

使用停止に伴い、町民の皆様には支障を来さないように、スポーツ協会の各団体においては小中学校の体育館を夜間に利用できるよう調整し、引き続き健康維持や体力の向上、スポーツを楽しめるように可能な範囲でスポーツ環境を整えてまいります。

今後の見通しとしましては、小学校の統合が行われた場合には白濁小学校の体育館を町の体育館として活用してまいりたいと考えております。

いずれにしても体育館は町民にとって必要不可欠な施設であると考えておりますが、新たに建てることについては財政的な面もありますので、現在のところ予定しておりません。しかし、町体育館はスポーツの拠点施設となりますので、白濁小学校の体育館が手狭で利用が不便ということであれば増築等も検討する必要があると考えています。

また、公民館についてでございますが、築後52年が経過し体育館同様に老朽化が著しい状態ではありますが、現時点では代替施設となる建物がありません。そのため、当面の間は必要最低限の補修を行いながら、引き続き公民館を使用してまいります。今後の見通しとしては先ほど体育館と同様に、小学校の統合が行われた場合には、現在公民会に入っている社会福祉協議会と歴史民俗資料室を併せて小学校の校舎へ移転することを視野に検討していきたいと考えています。

また、町サッカー場については、県道茂原白子バイパスを整備するに当たり、現在の計画では町サッカー場の東側及び北側の用地合わせて約2,920平米が道路拡張部分として削られる見込みですが、いつから工事に入るか、またトイレや倉庫、駐車場の移設場所など、具体的な工事日程や内容がまだ県から示されておりませんので、当面は現状のままサッカー場として利用してまいります。将来的には、現在のサッカー場の場所に町民が集い、健やかに楽しく過ごせる交流施設を建設したいと考えておりますので、その場合はサッカー場を別の場所に移転できるよう検討してまいります。

次に、白子町第5次総合計画の後期基本計画についてでございます。

策定までのスケジュール及び策定方法についてであります。後期基本計画策定までのスケジュール等についてですが、残る工程はあと僅かとなっております。当初から経緯を簡単に説明いたします。

令和3年度に委託業者をプロポーザル方式により選定し、その結果、株式会社ぎょうせい が委託契約の相手方として選ばれ、契約を締結しました。令和3年度の主な業務は、後期基本計画策定に当たる基礎資料とするための住民アンケート及びその結果の分析評価であります。令和4年度は、前年度に委託契約を締結した株式会社ぎょうせいと後期計画策定に係る業務委託契約を締結し、平成30年度から継続している基本構想の見直し、平成30年度から令和4年度までの前期基本計画の評価、各課等に対する事務事業実施状況調査及び課題抽出などを行うとともに、合計3回の地域住民参加によるワークショップを開催しました。それらの結果を踏まえ、役場職員による策定部会、策定委員会での協議、検討を加えて原案を作成し、振興審議会に提示させていただきました。

振興審議会での審議結果を踏まえ後期基本計画（案）を決定し、住民へ意見等を求めるパブリックコメントを本年1月に終了したところであります。その間、進行状況に合わせて住民への情報提供のため定期便「しらこのしらべ」を5回発行し、周知に努めてきたところであります。残る工程といたしましては、今後議会への上程、その後の印刷製本のみとなっております。

次に、②としまして行政改革中の財政運営の健全化についてのご質問についてお答えします。

財政運営の健全化についてですが、1つ目の成果指標、経常収支比率に関してですが、現状値の令和3年度を74.4%とし、目標値の令和9年度を90%以内としております。余裕があるように見えるために目標値としては適しているかどうか疑問視されるかもしれませんが、

近年上昇傾向にあった数値が昨年度から減少に転じておりますのは、コロナ禍によって未実施の事業が発生するとともに経常的経費が減少する一方で、緊急的な財政支援措置として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度が創設されるなど、臨時的な歳入が増加しているための一過性、一時的な改善であります。

そもそも新型コロナが流行する以前の経常収支比率は年々上昇、増加傾向にあり、令和元年度の経常収支比率は90%を僅かに下回る89.5%まで達しておりました。このようなことから、経常経費の抑制、事業の見直しや財源の有効活用などに取り組み財政健全化に努めたとしても、目標値90%以内の達成は相当程度の困難さを伴うものではないかと考えております。

2つ目の実質公債費比率に関してですが、計画的な起債計画により町債残高の急激な上昇は避けられております。しかしながら、今後の小学校適正配置などの事業化に起因する借入れだけでなく、その他の公共施設の再整備、再配置等、ある程度中長期的な大規模事業の実施に伴う借入れにより町債残高が大幅に増加することも予想されます。

今後とも計画的な借入額そのものの抑制に取り組むことにより、実質公債費比率の増加トレンドの調整を図り、目標値15%以内を達成したいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君）　続きまして、教育長、御園正二君、答弁をお願いします。

○教育長（御園正二君）　それでは、大多和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の部活動の現状についてということですが、白子中学校の運動部は現在、野球、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、剣道、柔道の7運動部、そして文化部では吹奏楽部、この合計8部活動が活動をしているところでございます。

この中で、ソフトテニス、バレーボール、柔道部につきましてはそれぞれ外部指導者が配置されまして、主に土日の練習時、あるいは大会時に専門的な指導を行っていただいているところでございます。

活動日につきましては、文部科学省から出されている部活動ガイドラインに従いまして、平日は1日お休み、そして土日はいずれか1日を休みということにしておるところでございます。

そのほかといたしまして、部活動の加入率ですけれども、夏休み明け以降3年生は引退をしまして、現在1、2年生につきましては約7割となっているところでございます。

また、白子中学校ではサッカー部が11人そろわず、そのために単独校として大会に出場できないため、同じく部員がそろわない他校との合同チームとして大会に出場いたしました。

サッカー部に限らず、生徒数の減少に伴いまして単独での大会参加がかなわない部活動も今後白子中学校では出現する可能性も排除できないというところが白子中学校の部活動の現状でございます。

続きまして、部活動地域移行の背景ということでお答えさせていただきますけれども、まず1つは、地域移行の大きな一番の目的は教職員の働き方改革、2つ目といたしまして、教職員の中には専門的な指導ができないといったようなところで非常に悩んでいる職員もおるといところで、また、生徒の技術向上のための指導も困難を伴っているということが部活動地域移行につながっているというふうに思っております。

令和4年度、白子町では部活動の地域移行の国の検証事業といたしまして、軟式野球に対して実証事業を行いました。既に千葉県にもその結果を報告したところでございます。

実際に活動していった中で、指導者への報酬、そして保護者からの活動費の徴収、活動場所や道具の確保などが課題として確認をされております。令和5年度につきましては、財源である補助金の見通しが現在まで不透明であることから、活動については残念ながらなくなる予定となっております。成果といたしましては、子供たちの活動の場が確保できたこと、他校生徒との交流が図れたこと、専門的な技術指導を受けられたことなどが挙げられております。

今後、町として地域移行を進めていく上での課題は、保護者負担の増加が考えられること、指導者の確保や受け入れる団体、報酬や活動場所の確保が考えられます。期待される成果といたしましては、生徒数が減少していく中で、一定規模の人数が集まり、一緒に練習したり大会に出場したりできることや専門的な指導による技術力の向上等が考えられます。

今後、教育委員会といたしましては、立ち上げのための協議会をつくり、そして部活動地域移行の準備を進めていくという予定でおります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 大多和秀一君に申し上げます。

先ほどの後期基本計画（案）の内容に関する5点の追加質問は予告外となります。当局の準備もできていないと思いますので、日程第7、議案第6号 白子町第5次総合計画後期基本計画の策定についての質疑の中で質問するようお願い申し上げます。

なお、休憩中に質問内容を再度執行部へお伝えいただくようお願い申し上げます。

以上です。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 誠に申し訳ありませんでした。それではその対応でよろしく願いをいたします。

それでは再質問いたしますが、まずは1項目の公共施設の施設管理についてですけれども、町長の答弁にあったとおり、国民体育館については昭和49年建設と48年経過。この国民体育館の使用状況については使用率が高くて、今後も必要、建て替えの方向で進むというふうに策定されたプランでありましたけれども、昨年の11月ぐらいだったでしょうか、私が聞いたのは。今年度3月をもって使用中止になると。そして使用団体への周知、あるいは今おっしゃってくれたように小中学校への使用の変更というようなことで進められたようだけれども、これらの施設の変更に伴っての問題はまずはなかったのかなというふうなことをお聞きします。

この周知が遅れたために、スポーツ協会ではちょっと戸惑ったようなところも聞いておりますので、これについての問題点がなかったかどうかと、それから夜間のスポーツ団体は、協会の団体はよかったんですけれども、昼間やっているところがありました。これらについてはどのような対応をされたのか。実質我々の活動はどうなるんですかねという質問も、私のところにも相談も質問もありましたので、このことについて私は周知されていなかったので答えることができませんでしたので、よろしく願いをします。

それから、公民館についてはおっしゃってくれたように昭和45年の建設ということで築52年、廃止の方向というふうにお聞きをしています。ご承知のとおり廃止の方向ではありますが、今の公民館については、その目的、使用が達成されているということで、別団体が入っていますし、別目的での使用がされています。おっしゃってくれたように1階については社会福祉協議会、それと包括支援センター、2階は歴史民俗資料室というふうになっています。

一番心配するのは、体育館よりも古い建物でありまして、危険性が非常に伴う。こちらのほうこそ、本当のことを言うと使用中止にせざるを得ないような現況であるというふうに思っています。実際にこの中に入って見て感じるとおり、あるいは2階に上がって歴史民俗資料室を見てもらうと、もちろんご承知だと思いますけれども、とても外部から入場料を取って見せるような形には今なっていないというふうに、私は数回訪ねた中で判断をしています。

これについて、小学校の統合がされたときにこちらのほうへ配置替えをするというふうな答弁でしたけれども、小学校の統合については昨年度適正規模の検討委員会が設置をされ、この3月に答申というふうに思っていましたらば、先般の常任委員会ではもう一年統合についての検討委員会をかけるというふうに話がされました。その中で、結論として統合がされ

ないというふうになったことも想定した中で、この老朽化待ったなしの施設の対応をどうしていくのか、後期の基本計画にも載っていませんので、これらについての対応を、答弁をお願いします。

サッカー場については、想像を超える面積が茂原白子バイパスの予定地になるというふうには私も今感じたんですが、あそこはたしか5,000平米だというふうに思っていました、もうちょっとあるんですかね、そのうちの2,900が……、もっとありますね。

(発言する声あり)

すみません。かなり用地買収がされるということで、今の状況の中でまずは駐車場スペースは全てなくなるなど。この第3工区の進捗によって早まる可能性がありますよね。特に白子バイパスの促進を我々図っていく中で、県との交渉の中で、3工区の線形が出され、どうしたときには、早い早い手当てが必要となってきます。将来的にというふうな中で、小売施設を検討というふうになっていましたけれども、それ以前に使用段階でこういう手当てはやっぱり進めておかないと、来るものは来るというふうに分かっているわけなので、この手当等についてもっと早くすべきだというふうに思いますので、これらについての考えをお聞きします。

まずはこれについてお願いします。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 大多和議員のご質問にお答えいたします。

体育館の使用中止について対応ということでございますけれども、7月の後半、8月に雨漏り改修費用の見積りを取付いたしまして、その後、内部で協議、スポーツ推進審議会、または教育委員会、公民館運営審議会、社会教育委員、厚生文教常任委員会等さんにも12月ぐらいまでにご説明をさせていただいた中で、町民の方へは1月の広報、また1月のホームページでお知らせをしたところでございます。

町民の方にしてみれば、3月から利用停止ということで急なお知らせになってしまったわけでございますけれども、できるだけ決定といいますか、早めに、協議期間ちょっと時間がかかってしまったということもあったんですけれども、町民の方にはできるだけお知らせできるように、教育委員会の体育館の利用申請書の提出先であります教育委員会の窓口、また体育館の入り口にも使用停止のお知らせをさせていただいたところでです。

また、スポーツ協会に属する団体につきましても、会議、またお知らせのほうを、遅くなってしまうんですけれども、12月下旬だったかと思うんですが、お知らせをさせていただ

きまして、2月7日に会議のほうを開きまして、小中学校の体育館を利用できるように調整を図ったところでございます。

昼間の団体の対応についてなんですけれども、利用者のほうも当然いらっしゃるんですが、小中学校の体育館は使えませんので、近隣の公共施設を利用するよう案内をしているところでございます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 答弁願います。

（公民館に入っている社協の待遇と、それから歴史民俗資料室の緊急性の中での考え方と呼ぶ声あり）

生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） すみません、何度も申し訳ないです。

公民館のほうが築年数経過しているということで、当然老朽化のほうも激しくなっております。ただ、先ほど町長からの答弁もありましたように、公民館の代替となる施設のほうがございます。その中で、公民館の現時点での移設先というのが決まっていない状況であります。

国民体育館を先に利用停止としたという状況なんですけれども、町民に限らず不特定多数の方が利用されるということで、体育館のほうを令和5年4月から利用停止としております。公民館のほうの利用者が少ないからということではないんですけれども、今後の状況を踏まえ検討していかなければいけないというふうには思っております。

サッカー場についてなんですけれども、こちらにつきましても当面サッカー場用地が県道茂原バイパスで削られる見込みですけれども、当面サッカー場として利用していくということになります。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは再々の質問になりますけれども、まず昼間使うところ、私が相談受けたのは卓球だったんですけれども、私たちはどうすりゃいいのよという話になりまして、いや俺もよく分からないんですけども、これ教育委員会部局だから、そちらのほうにしっかりと相談をして対応していただくのがいいんじゃないかというふうに答えたぐらいしかできなかったんですけれども、近隣の公共施設というとこれはどこを指すんですかね。その卓球については問題が解決したんですかね。これをまずは聞いておきたいなと、これは個人的なもので申し訳ありませんけれども。

それから、それに代わるものとして町長が話をした、統合した後に使う白濁小の体育館を国民体育館へ、あるいはそのほかの部分については、例えば社協であるとか歴史民俗資料室については小学校へというような話になりましたけれども、この統合がまだ検討されている段階でいつということが示されない前に、もし使用中止をせざるを得ない状況が起きたときに、この対応というのはどういうふうを考えていっているんですかね。

できるだけ早い統合というふうを考えている部分と、それからもうちょっと慎重にと考えたり、いろいろ意見が執行部の中にもあるようでありまして、これが起こったときの対応について協議をされているのかどうかというふうなことを再度聞きます。

あとはサッカー場についても削られる用地を見通した中で、事前にその手当てをしていくことをどこまでしっかりとした形で考えているのか。または同じようなことを聞きますけれども、これで質問ができませんので聞きますが、さらにこういう将来設計をしていくものの中で、一体これはどこでどのような形で、例えば将来サッカー場がこういう施設として検討していく、別場所に移行するというような考え方が出てくるんですかね。我々ほとんどこういうことを知らないものですから、これがここの答弁でひょっと出てくると、一体いつ検討されてどのように進むんだろうというふうな疑問がやっぱり起きてくるんですよ。

私も厚生文教の委員でありますし、これらのことが事前に情報として欲しいなというふうにはやっぱり思いますよね。若干でも意見も言えるような気がしますので、これらについて最後の質問になりますけれどもお願いします。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） まず、小学校の統合につきましては、適正配置等検討委員会について本年度をもってということをございましたけれども、委員のほうからは統合に向けて準備を進めると、して行ってほしいということでありましたけれども、ただその中で、やはり地域住民、あるいは保護者の意見も丁寧に聞いて、そういう意見をやはり反映させていくことが答申の中に含まれていくのではないかとといったようなことで、もう一年ということになっております。

ですので、内容的には統合に向けて町としては進めてくださいということで、今のところ動いているというような状況でございますし、また、先ほど大多和議員のほうからお話があったように、厚生文教常任委員会等でも進捗状況をもう少し丁寧に今後またご説明していければというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは1点目の要望としましては、まずは使用していく団体が支障がないようにというふうなことのお願いと、それから使用に当たっては本当に老朽化して危ないものでありますので、しっかりとした危険度を察知して案内していかなくちゃいけないなというふうに思います。

さらに、歴史民俗資料室については、郡市内でいろいろよくミニコミ誌でお知らせが出来ますけれども、睦沢であるとか、それから茂原市美術館の隣にありますけれども、こういうところのものというのかな、しっかりとしたものがつくられ、展示もいろいろと考えながら新しい展示がされていたりとか、特集が組まれていたりとかというような使用がされていますので、それらも参考にして本町の歴史民俗資料室の建物、それから在り方を検討していただければというふうに思います。

サッカー場についても、茂原白子バイパスの第4工区がある形で進んでいますので、すぐ3工区に入ってくるはずですので、その3工区が一番手前のところですので、しっかりとしたサッカー場の在り方を検討していただければというふうに思います。

次に、白子中学の部活動ですけれども、状況については分かりました。実証実験であったように野球の部分での成果も分かりました。

この中で、この部活動の基本的な地域移行というのは、やっぱり教職員の働き方改革の一環であるということと、それから部活動を維持するために生徒数の減、要は少子化の対応の中で行われていくものだと思いますけれども、この地域移行が本当に現実的なものなのかということをお伺いすると、それから学校のカリキュラムの中で、授業は必須ですけれども、部活動は自主活動で7割の生徒の加入率でも全然問題がないというふうな中で、教育の一環として行われているんだけれども、要は参加しなくてもいい。残りの3割はそれぞれその時間を有効におのれおのれが使っているというふうに思うんですが、こういうことを考えていくと、まず将来的に中学校から部活動が消えるのではないかというふうな思いもします。

自主活動があればやらなくてもいい、部活動の加入の推進をあまりしていないというふうな状況が最近見られるようですので、私の子供たちの時代には加入率も高く、ほとんどの子供たちが部活動に加入し、また学校側も推進をしていたというふうな背景がありますので、この大きな変わり方というのは実際に想像する中では部活動が本当に中学校からなくなるぞみたいな、危惧ではないですけれども、そんなような感じ方もしますので、よろしくお願

するのと、地域移行については教育委員会がコーディネートするというふうにおっしゃって  
くれましたので、どのような形で実際に支援をしていくのか再度お聞かせ願います。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） 部活動のほうなんですけれども、中学生は今7割の生徒のほう部活動に参加しているということで、それ以外に今クラブチームのほうで活動している生徒も、やはりサッカーですとか、野球ですとか、バスケットボールですとか、そういうところで活動している生徒もおります。ですので、そういう部活動に加入していなくても放課後どこかのほうに行ってクラブ活動で活動している生徒も含めると、7割以上はさらに増えていくのではないのかなというふうに思っております。

また、部活動につきましては学習指導要領のほうにはうたっておりませんので、本当に先ほどおっしゃったように自主活動ということでなっております。

そういう中で、地域活動をしたからイコール部活動がなくなるかという、そういうことはございませんので、部活動はやっていきます。ただし、部活動以外に地域で例えば自分がダンスをやりたいということであれば、そういうダンスサークルのほうに行ってやるといったようなことも含めますし、また、例えば長生村のほうで弓道場があるんですけれども、弓道をやりたいという子供がいたら、そちらのほうに地域移行ということで行ってやっていただいても結構ですし、例えば極端な話でいえば、私の個人的な考えですけれども、中学校の部活動はもう競技部活動から離れて和気あいあいと子供たちでやっていく集団だと。地域移行については、さらに自分の専門性を高めたり、自分の趣味、そういうものをもっと深めていったりといったようなところが部活動の地域移行につながっていくのかなというふうには考えております。

それ以外に何か……。

○議長（酒井良信君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） 大多和議員の質問にお答えいたします。

まず、中学校の部活を推進するに当たっての支援の面でございます。現在、教育長から先ほど答弁があったように、外部指導者として3名の方を委託しております。そういう方に報酬を払っております。

また、過去には吹奏楽部、楽器等が大分高いので、小学校や中学校に町予算をつけ、楽器等の整備をしたこともございます。ここ数年間は学校からの要望がないので、楽器等は購入していないんですけれども、毎年予算ヒアリングを学校のほうとしておりますので、そう

いう中で楽器等の要望等がございましたらまた考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、部活動については基本的には自力で運営していけというふうなスタンスだと思いますけれども、そういう中で過去、本町については、高額なものについて自己負担させるのも非常に推進をしていく中で問題があるだろうということで、幾つか助成した経緯があります。

これも学校側の要望に従ってしっかりと執行部で討論し、議会でそれを承認する形になっていますが、このスタンスが本町は失われることのないようによろしくお願いしたいというふうに思っています。楽器もそうですし、あるいは例えば教育長の専門でありますバスケットボールのボールなんかについてもそうですけれども、体育施設として備えをし、それを部活動に使用するのもまた一つの手だなというふうにも考えますのでお願いします。

いずれにしても、教職員の問題等もありますけれども、教育長自身がかつて携わっていた、優勝請負人のバスケットのその先生というのは有名でしたので、これが大きな形で生きるように、教員と生徒の中での自主性でありますとか、部活の在り方をしっかりと構築してもらえればというふうに思います。

それでは次に、後期の基本計画でありますけれども、内容についての質問はこの後再度提出をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それで、その中で感じるのが、まず、この委託をする業者、ぎょうせいさんですけれども、令和3年12月にプロポーザルで業者選定をしましたけれども、この策定に当たって我々に配られた計画（案）のモデルというのは業者さんがまずは提案するものなんですかね。あるいは、要はひな形ですよ。これは町がこういうひな形をつくって取りまとめをするので、業者さんはそれを取りまとめに当たってほしいというふうなやり方の策定の仕方なんですかね、これお聞きします。

時間に限りありますので、行財政改革プランのまずは経常収支比率を90%以内というふうに目標年度で示してありますけれども、これまで本町って経常収支比率が90%を超えたことがなくて、しかも90%という数字はあまり好ましくないというふうに私は考えています。令和3年度の74%ちょっとというのは単年度収支比率の問題であってこういう数字が出たことでありますし、これについては町長が言っていたように80%後半になることも予想される中で、やっぱり目標値というのは、これは危険だという数字を目標値にしないほうが私はいい

のではないかと。第4次の白子町の行財政プランの中ではこれを80%というふうにしてありますので、私はこの数字を生かすべきではなかったのかなというふうには考えています。

それから、実質公債費比率ですけれども、これは借金が増えると確かに上がってきます。これを15%というのは、ある意味安全な数字というふうに基準ではされていますけれども、ちょっと延ばすと銚子市なんかは18%ぐらいでありましたけれども、危険性を伴う数字でもあります。これは地方債等々の部分で増えるというふうにおっしゃいましたけれども、5年間の後期基本計画の中で何をどうこうするために増えていくということが実は示されていないんですよ。学校の統廃合にしても、いつやるか分からない。白子バイパスいつ開通するか分からない。そのための準備をするために何々をするから公債費比率が上がるんだというふうな根拠がなくて、これについての考え方も併せてお伺いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目のぎょうせいさんとのやり方についてなんですけれども、まず、今回の計画の大前提になるのが、今まで使っていた基本構想、そういったものを生かした上での後期の5年の計画ということになりますので、ベースとしてはあまり大きくは動かしておりません。

この構成については、やはり見やすさですとかそういったものがございまして、プロポーザルをやる前段で2つの業者から、過去今までやっていた、取り組んだ実績というのを全部出させて書面としてもらっています。そういったものをこちらでも勘案した上で見やすいものをとというようなことで、お互いに情報連携をしながら、これをこういうふうに直したほうがいいんじゃないかとか、こちらとしてはこういう見やすいものを、例えばSDGsの概念を入れてくれとか、そういった要求をしながら意思疎通を図って行っていったということでございます。

それから、経常収支比率に関してですけれども、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、令和元年度の段階で89.5%まで行きました。今大多和議員、80%の前回の計画目標がいいんじゃないかとおっしゃいましたけれども、9.5ポイント悪化しております、実際コロナが特になければ90に乗り込んでしまったおそれも非常に高いということもございます。

令和4年度の決算について、5月の出納整理期間終了後、直ちに決算統計の作業に入って、夏頃には暫定値が出てくると思いますけれども、今の見込みですと74.4から10ポイントぐらい上がるんじゃないかというふうには考えております。ですので、90、確かに目標値として

はどうなのかというようなご判断はあるところなんですけれども、令和9年度で90を維持するというのは実は結構難しいんじゃないかと実は我々は考えておまして、今これから始まるのがまだ令和5年度ですので、そこから5年間の経緯を見ていったときに果たしてどうかというのが、我々財政を預かる者としては非常に微妙な数字だなというふうには考えております。

それから、公債費の率に関してですけれども、ご指摘のようにこの5年間の基本計画の中には、何をどうという具体的なものについての記載がありません。この後、前に1日の宗島議員の答弁でもお答えしましたけれども、それぞれの課でいろんな事業計画を立てていくときに個別計画というものがそれぞれ出てまいりますので、その個別計画の中に、例えばいろんな施設整備の案ですとか、そういったものを提示しながらお示ししてまいればなというふうには考えております。

その中で喫緊のものとしては、先ほど教育長からも答弁がありましたように、このまま順調に協議が推移いたしますと、令和9年度までの間に小学校の建設というのは恐らく始まってくるんであろうというふうに考えておりますので、そういったところの費用負担が当然予想されます。今、国庫補助なども数割程度しか、かなり低い補助しかないというようなことも聞いておりますので、やはりある程度起債を起こして対応せざるを得ないのかなということ考えております。

それから、小学校の統合が進みますと、今ある既存の小学校をどうするか、利活用方法なども検討していきます。その中で、当然、必要最低限の撤去の工事であったり、リノベーションの工事であると、そういったものも予想されまして、そちらにおいても一般財源のみで対応することはかなり困難を伴いますので、そちらにおいても起債の充当ということが必要になってくるかと思えます。

いずれにしても、令和7年度に始まるとか、8年度に始まるということが今現在では申し上げできませんので、5年間の中でのスパンで考えてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 時間もあまりなくなってきましたけれども、今ぎょうせいさんとの意思疎通の中でしっかりとした策定をされたというふうにお話をしましたけれども、一つ指摘をしたいのは、現状を把握するときに判断のずれが生じていないかなというふう思う点がありました。

例えば、「白子バイパスの開通を見据えて」というふうに随所に書かれていますけれども、白子バイパス事業採択は平成5年ですよ。30年経過して、進捗率、事業費ベースで24%で距離ベースで11%なんですよ、これ。これを5年後の計画をつくる時に進捗、開通を見据えてと使うこと自体が無理があるというふうに、誰が見たってこれ思うんですよ。このペースでは、白子バイパスって少なくとも半世紀はかかるぞというふうに我々は捉えてしまうので、これを計画の中に入れていく、文章化するときちょっと誤解を招くようなところもあるのではないかなというふうなことも予想されますので、今回この後期基本計画の承認を求められますけれども、この基本計画というのは5年のものであるけれども、この中にやっぱり弾力性を持たせてほしいんですよ。随所その状況によって変わるということを確認しておかないと、承認しろといったって無理だろうというふうに、実際にはなる立場なんですよ。

後期の基本計画というのは10年のスパンでの後半の部分ですので、実際にはどちらかというのと、基本計画がさらにこの実施計画に近い部分になっていくものなので、これらについてはしっかりと弾力性をまずは持つということを確認いただきながら、実施に当たってはかなり現実的な判断に立って慎重な議論が進められ、未来につながる選択であってほしいというふうに要望しておきますが、最後にこのお答えをお聞きします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘ももっともでございますが、先ほども建設課長と茂原白子バイパスについてお話をしておいたんですけれども、県からはいつ頃だというような報告はないということで、なかなか難しさは伴っていると私も認識しております。

ただ、この茂原白子バイパスが開通できたということ、やはり町のいわゆる動脈といいますか、流通であったり、町の形態の著しく変化を伴う起爆剤になるものであるというふうには考えておりますので、これができないということになりますと、これはまた非常に難しいところになりますけれども、ご指摘のように弾力性を持ったというようなことは、先日の大多和正之議員の一般質問の中でも、あまり茂原白子バイパスにこだわり過ぎないほうがいいんじゃないかというようなお話もありましたので、こういったところは執行部として、議会のご意見ということで認識はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは要望ということでお願いしますが、今回の私の質問3項

目については、後期基本計画の中で実施をすべき計画、要はこの実施計画となるべく要素が非常に多いものに限って質問させていただきました。

限られた時間の中でありますけれども、この5年間のスパンの中で未来へ続く確かな判断と進捗を望み、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（酒井良信君） 以上で、13番大多和秀一君の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は12時40分といたします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 零時40分

○議長（酒井良信君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 市川隆子君

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、公共施設の利用について2点伺います。

最初に、国民体育館利用中止に伴う対応についてです。

昭和30年、1955年に白子町が誕生し、その後、順番に公共施設の建設が進められてきました。国民体育館は昭和49年、1974年に建設され、48年になります。

数年来、多くの方から老朽化に対する指摘があり、私も議会で何度か質問しました。しかし、もう少し様子を見るとの答弁で、そのままの状態で行われてきました。町内の利用者は、危険ではないかと思っても、健康増進目的で親しい仲間とスポーツを続けてきています。それが、突然危険なので使用中止と聞き、利用者は戸惑っています。

国民体育館利用中止に伴う町の対応について伺います。

2点目は、公共施設のトイレ洋式化についてです。

町の公共施設には、まだ和式トイレが多く残っています。高齢になると足や腰が不自由になり、和式トイレは使えない方もいますし、子供たちは自宅が洋式のため、和式トイレは使い慣れていないと思います。また、公共施設は災害のとき避難者を受け入れることも念頭に置かなければなりません。町では、公共施設のトイレ洋式化についてどのように考えるのか伺います。

2番目に、教育問題について4点伺います。

最初に、教員の働き方と部活動の在り方についてです。

教員の働き方が問題になって数年が経過しています。残業時間が1か月におおむね100時間、あるいは2か月から6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超えると過労死しやすくなると言われていています。それを厚労省は過労死ラインと定めたそうです。

2021年の千葉県教育委員会の勤務実態調査では、残業に当たる時間外在校時間が80時間を超えたのは、中学校の副校長、教頭、続いて教諭等だということでした。昨年も調査が実施されたようですが、少しは改善されたのでしょうか。

こうした中で、部活動は中学校の教員の過重負担の筆頭とも言われていました。部活動を重視している教員は、自分の学生時代の部活動での感動を子供たちと共有したいとの思いもあるかと思えますし、実際、部活動を通じての生徒の頑張り、そして成長は目をみはるものがあるそうです。子供たちも部活動についての思いは様々ですし、保護者の思いも様々だと思えます。

こうして、それぞれの思いで部活動が続けられていますが、教員の働き方と部活動の在り方について考えを伺います。

2点目は、各学校でのコロナへの対応です。

コロナ禍はいまだに続いています。長い期間、子供たちは感染症対策をしながらの学校生活を送ってきました。中学生は3年間全てコロナ禍での学校生活となりましたが、体調を管理しながらの高校受験など頑張ったと思います。

こうした中で、政府が5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけを5類に引き下げると決めました。そして、3月13日からは社会全体のマスク着用緩和となりました。今年の冬はインフルエンザが流行すると言われていましたが、昨年も今年も大きな感染にはなりませんでした。コロナ対策で、マスク着用と基本的な感染対策によるものも大きかったのではないかと思います。

今、少しずつ新型コロナウイルスの感染対策が縮小されてきていますが、各学校でのコロナ対

応について伺います。

3点目は、通学路についてです。

八街市の通学路での悲惨な交通事故は、今でも巻き込まれた子供の家族は、悲しみの癒えない毎日を過ごしていると思います。あの悲惨な事故を二度と繰り返してはならないと、通学路の点検が行われました。

来月には、小学校、中学校とも新入学の時期を迎えます。それぞれ慣れない道路を徒歩、自転車で通学します。その子供たちが安全に登下校するには、通学路の整備は欠かせません。町では通学路の点検をされたと思いますが、どのように対応したのか伺います。

4点目は、子ども議会についてです。

今、子ども議会が定期的で開催されている自治体が県内でも幾つかあります。近くですと茂原市が開催しており、先日の新聞には鎌ヶ谷市で開催された子ども議会が掲載されていました。鎌ヶ谷市は、行政の仕組みを理解しながらまちづくりに関心を持ってもらうことを目的に、毎年1月に開催しているそうです。子ども議員からは、交通事故対策や子育て支援など、多くの質問が出されたそうです。

町でも大分前に子ども議会が開催されましたが、そのとき一回で終わってしまいました。そこで、今後定期的に子ども議会を実施する考えがないか伺います。

3番目に、新型コロナウイルス感染症の対応について3点伺います。

最初に、町の対応についてです。

新型コロナウイルスの感染拡大第8波は、過去最悪の死者数となり、再び医療、救急の逼迫を招きました。そして、今、政府は新型コロナを5類に引き下げようとしています。5類移行は公助の打切りになるのではないのでしょうか。そして、無料検査や発熱外来など、どうなるのか不安材料ばかりです。

国は新型コロナウイルス感染症の位置づけをこのような方向に示しているわけですが、町の対応について伺います。

2点目は、ワクチン接種についてです。

ワクチン接種については、今までは接種期間を半年空け、その後は3か月後の接種となりました。ワクチンは接種の協力を求める努力義務で、高齢者など重症化リスクの高い方は、接種を受けた方も多かったのではないかと思います。今年の冬の流行、第8波の感染者のうち、80歳以上の割合が7波から約1.3倍に増加したという分析が示されていました。

ワクチン接種は、今後どのように進めるのか伺います。

3点目は、後遺症等の事例についてです。

新型コロナが後遺症を伴う病気だということも、季節性インフルエンザとの違いです。オミクロンは弱毒と言われますが、感染力は非常に強いそうです。ウイルスが増殖して、様々な臓器が傷めつけられるオミクロン感染による後遺症が報告されています。町では後遺症の事例は報告されているのか伺います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 当局の答弁を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 市川議員のご質問にお答えします。

まず、この6の1の2、公共施設のトイレの洋式化については私から、その6の1の1、これは教育長から、それから2全体、教育問題については全部教育長、それから3については、新型コロナウイルスに関しては私からお答えいたします。

それでは、市川議員のご質問にお答えします。

公共施設のトイレの洋式化についてですが、令和5年1月末現在の公共施設におけるトイレの洋式化率については、公共施設全体で総トイレ数310個のうち、洋式トイレ数は148個であり、洋式化比率47.7%となっております。

現状では、いずれかの公共施設で、直ちにトイレを洋式化してほしいといった意見はないものと承知しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてのお答えを申し上げます。

令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の位置づけは、季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されます。令和5年3月10日、国の新型コロナウイルスの感染症対策本部は、5類変更に伴い、医療提供体制について、幅広い医療機関での通常対応に向けて必要な感染対策等を講じつつ、段階的に移行していくことを決定しました。

医療費、検査費用は、外出自粛要請の廃止、季節性インフルエンザなどの他疾患との公平性を踏まえ、高額な医療薬剤、入院費用、入院医療費についての一定期間の公費負担を除き、位置づけ変更後より自己負担となります。

これら軽減措置、期間等の詳細の取扱いについては近日中に示される予定であり、町としては、国または県の方針に基づき対応してまいります。

次に、ワクチン接種はどのように進められるかというご質問でございますが、令和5年度の1年間は特例臨時接種の実施期間が延長されます。追加接種のスケジュールは、春夏、5

月から8月に高齢者等の重症者リスクの高い方、秋冬、9月から12月に5歳以上全ての方を対象に接種を行います。初期に開発されたワクチンによる1、2回目の接種の未接種者及び生後6か月から4歳児への接種も、令和6年3月末まで継続されます。

また、オミクロン株ワクチンによる追加接種の接種勧奨及び努力義務といった公的関与は、高齢者、基礎疾患を有する等の重症リスクの高い方のみになります。

これらの方針を受け、今後、管内市町村及び地区医師会等と連携し、接種体制の構築に努めてまいります。

次に、町内で感染者数が増えているが、重症者、後遺症の事例は報告されているかというご質問でございますが、町において重症者及び後遺症事例について把握はありません。県の感染者情報は、発生届出対象の変更により、各自治体は発生届出数のみが把握できる状態です。過去に県ホームページにて日ごとの県内重症者数が掲載されていましたが、令和4年9月26日から発生届出対象者が限定されたことに伴い、重症者数の日報は更新停止となっております。

後遺症については、まだ明らかになっていないことも多く、厚生労働省において研究がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 教育長、御園正二君。

○教育長（御園正二君） それでは、国民体育館利用中止に伴う対応についてということでお答えをさせていただきます。

先ほど町長より大多和議員に回答した内容の一部繰り返しになりますけれども、今まで国民体育館及び武道館の利用頻度が高かった町スポーツ協会に属する団体につきましては、夜間に小・中学校の体育館を利用することで、4月以降も継続して活動できるよう調整を図ってまいります。令和5年度の利用につきましては、去る2月7日に会議を開催いたしまして、各団体の利用計画を作成したところでございます。

また、団体及び個人の方が昼間に利用したいという場合は、近隣自治体の公共施設である体育館や、民間所有の体育施設をご利用いただくよう案内しているところでございます。

なお、利用料につきましては受益者負担ということで、大変心苦しい中ではございますけれども、利用者にご負担していただくこととなりますので、その旨説明をしているところでございます。

次に、教育問題についてということで、まず1項目、教員の働き方と部活動の在り方につ

いてでございますけれども、千葉県教育委員会では、毎年6月と11月に教員等の出退勤時刻実態調査を実施しております。その中で、議員ご指摘のとおり、過労死ラインと言われております月80時間以上の超過勤務者につきましての調査がございます。

白子町では、6月の調査におきまして、月80時間以上の超過勤務教員は10名おりました。11月の調査におきましてはゼロ名となりました。これは、教育委員会の指導はもとより、各学校の管理職がそれぞれの教員等の働き方を改善するよう業務内容を見直したり、積極的に声かけをしたりしたことが要因であると考えられます。

部活動につきましては、中学校において勤務時間増の原因の一つと考えられますけれども、先ほども話しましたように部活動のガイドライン、週当たり平日で1日、土日のいずれかで1日の2日以上部活動中止日を設定し、同時に1日の活動時間を平日は2時間程度、土日は3時間程度としているところでございます。

白子中学校でも、このガイドラインに従いまして、月曜日を部活動中止、土日のどちらかを中止としております。また、1部活動につき顧問の複数配置をしておきまして、一人の負担軽減を図っているところでございます。

また、部活動地域移行も、教育委員会として準備を進めているところでございます。

次に、コロナ禍において、マスク着用等の文科省の方針が出されたけれども、各学校でのコロナ対応ということでお答えをさせていただきます。

2月10日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、4月1日以降の新学期におけるマスク着用の考え方について、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする等とされております。これらに係る留意事項等につきましては、改めて通知されることとなっております。

白子町教育委員会といたしましても、国や県の対策に準じてマスク着用への対応を図っていくとともに、児童・生徒や学校の状況も踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、通学路の点検の対応についてでございますけれども、令和3年8月に警察、道路管理者、教育委員会による危険箇所の合同点検を実施いたしました。その中で、特に危険な7か所について、警戒標識、路面標識等の設置や横断歩道の補修の対策を行ってきたところでございます。引き続き、日常的にも注意を図ってまいりたいと思っております。

4つ目、子ども議会の実施についてということですが、子ども議会につきましては、白子町でも10年以上前に一度だけ実施されたと聞いております。町の行政に関心を持ち、白

子町について自ら調査することは、ふるさと教育にもつながり、大変意義深いものと認識しております。

現在は、町長に対しての小中学校プレゼンテーション発表会を毎年実施しているところですが、教育委員会といたしましては、今後は子ども議会と小中学校プレゼンテーション発表会を隔年で実施できればと考えているところでございます。町長部局との調整を図りながら、前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、国民体育館の利用中止に伴う対応なんですけど、実は昼間の方からもいろいろな声が上がっておりまして、要は利用ができなくなるよということを知らずに窓口に申込みに行ったら、もうできませんよと、そういう対応があったと。やはり利用している方々からは、なぜもっと早く連絡をしてくれないのかというような声がありましたが、その辺についてはどうなんでしょうか。

それから、スポーツ協会加盟の方は、夜間に小中学校の体育館を利用してやる、ただ昼間利用しているグループの方々、高齢の方々もいるわけですが、こうした方々は、要はもう健康のためとか、それからグループで楽しく体を動かす、そういうことを目的として今やっている方々が多いわけですが、現状ではそうしたグループの方々、団体数、どのくらい昼間利用している方がいるのか伺います。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町民への周知方法につきましては、1月の広報、また町のホームページ等でお知らせをさせていただきました。ただ、個別に利用されている団体の方々に通知を差し上げたわけではございませんので、周知が不十分であった部分もあろうかと思えます。

昼間の町内の個人、グループでの利用の件数でございますけれども、昨年4月から今年の3月までの集計で、体育館の申請件数が32件、利用日数は126日間、時間にして計247時間でございます。主に毎月ほぼ定期的に利用している個人、団体数は3グループ程度となります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、先ほどの答弁では、昼間利用している方々は近隣の

体育館、町内のホテル組合ですとか近隣の自治体の体育館があるわけですが、そういうところを利用してほしいということで、料金は受益者負担というふうに今言われていたわけです。

今、町の体育館の1時間当たりの利用料が600円ですね。それが町外で利用するととなると、その町に住んでいる住民ではないわけですから、非常に高くなってしまふということが一つ言われておりました。

町長は施政方針では、町民が気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の機会の充実を図っていくというふうに言われていたわけですが、そんな中でも町は、かつてからも健康づくりに非常に力を入れて進めてきていたわけですが、そういう中で、体育館は使えなくなりました。夜の人は学校を使えるけれども、昼間の人は学校を使えない、夜の人たちは受益者負担で近隣の体育館に行ってくださいということで、これではあまりにも、じゃ、町民に運動をもうするなということかというような声も上がっているわけです。

ですから、こうした中で、そういう方々に対して、年金生活者ですとか、いろんな方はいるわけですから、やはり幾ばくかの近隣の自治体の体育館を使う場合の利用料の一部を補助するなりを検討していただきたいと思いますので、その辺についての考えを伺います。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったとおり、町といたしましても、町民の方々がスポーツを行うことにつきまして、推進していかなければならないというふうに考えております。

利用料のことに关してですけれども、白子町民の方がほかの公共施設の体育館を使う場合は、大体約1.5倍から2倍ぐらいの料金がかかります。その差額の負担ができるかどうか、あるいは一部補助をできるかどうかについては、今後スポーツ推進審議会等で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 危険な体育館をこれ以上使えと言うわけにはいかないわけですから、町民を危険にさらすというわけにもいかないわけですから、やはりほかの体育館を使わざるを得なくなってくるわけですが、そういう中で町長は、いずれ学校が統合するので白潟小の体育館というふうに言われているわけですが、ただ、今利用している人は、いずれという話ではなくて今なんです。今どうやって自分たちがスポーツを継続していくかということが一番大きな問題になっているわけです。

例えば、あるグループが体育館を使って運動している、それで利用料が1時間600円、6人でやっていけば、それは1人100円ずつの負担で済むわけですね。それがやはりもっと負担が、ほかの体育館まで行くにはもう車で、かなりまた移動距離も長くなりますし、加えて利用料金も高くなってしまうということで、非常にこれでは体を動かしに行きにくいというような声も出ているわけです。その辺については、今後どうするお考えでしょうか。

○議長（酒井良信君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どうしても白子町の国民体育館は、町民の皆様の安全を最優先ということで利用を中止することになりますので、そうした場合に、どうしてもほかの代替の施設となるのが近隣の公共施設、または民間の体育館を使用させていただくことになってしまうわけですが、そういった場合、どうしても白子町の国民体育館であれば利用者の方も近い、遠くに行かなければならないという状況もあるんですけれども、現状としては、今その施設をご案内するしか方法がございませんので、そちらをご利用いただくような形で町民の方にお話をして、ぜひ利用のほうをしてくださいということでお話をさせていただきます。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 町民は、とにかく次の施設ができるまでは、もう要はその間は体を動かさないという、そういう立場というか考えている方々が結構多いんです。じゃ、隣の町まで行ってやろうか、そっちまで申込みをするのも大変だ、そういう思いを持っているわけなんです。ですから、町民が引き続き健康のために運動ができるように工夫をしていく、そういう努力をしていくのが私は町の務めだと思いますので、これは町長にお願いしますが、ぜひそうした補助金等も検討していただきたいなということを強く要望したいと思います。

それでは、その次の質問に移らせていただきます。

次は、公共施設のトイレの洋式化なんですが、先日落語会がありました。その中で前段、白子町の青少年センターのトイレに入ったら和式だった、今どき珍しいと、そういうようなことが言われておりました。

また、そうした催物がありますと、特に青少年センターなどは休憩時間に多くの人たちがトイレを利用しますので、特に女性のトイレなんかは並んでいることが多いわけです。そうすると、トイレの数も少ないこともあるんですけれども、並んでいた人が自分の順番が来て、

お先にどうぞと言うから何かと思うと、それが和式トイレのほうなんです。だから、私は洋式じゃないと使えないので、こちらをお先にどうぞという形でやっていて、やはり女性トイレの並び方というんですね、それが非常に長くなるわけなんです。

ですから、このようにやっぱり和式だと使いにくいという方々が結構いるわけですから、そういう頻繁に使うところ、大勢の人が使うところぐらい何とか洋式トイレを増やせないのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のような青少年センターの利用、かなり混雑しているというようなことは私も伺っております。また、決められた休憩時間で、特に女性をご利用される場合、その回転に結構時間がかかるというようなことも承知しております。

青少年センターについては、やはり今100%になっていません。先ほど申し上げました平均よりは若干上ですけれども、ただ個数が決められているというのは事実でありますので、またイベントをするときには、お隣の健康づくりセンターも使うというようなこともあるようですけれども、そちらも併せてあまり洋式化率が進んでおりませんので、今後そういったものについては、洋式化率を高めることを考えていきたいと思います。こちらについては、対応できるものについては近々に対応してみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。それも今言われましたように、やはり町民の中からそうした声が非常に出ておりますので、ぜひこれは早い対応をお願いしたいと思います。

それでは、次に教育問題なんですけれども、先ほど来、大多和議員のほうからも教育問題出ていたんですけれども、やはり今、県の教育委員会で行った実態調査では、だんだんに残業時間といいますか、それが減ってきているというような結果が出ているということなんです。教員の長時間労働というのは、教員と教員の家族だけの問題ではないんじゃないかというふうに思われるわけです。やはり教員が長い時間働くということの最大の被害者というんですか、一番大変な思いをするのが子供たちじゃないかと思うんです。

というのは、保護者は、子供たちが勉強できるような、そういう授業を望んでいる方々が非常に多いんじゃないかと思うわけです。ところが、残業が増えてきて、実際にいろいろな準備をする時間が取れなかったりすると、それが次の授業に影響してきってしまうわけなんです。

ですから、それから例えば独自の教材を準備したい、そういういろんな思いがあっても、それをやはりやっていけない、そうしたことが先生方の中に起こっていると思うんです。

あともう一つは、子供たちと向き合って話をする、子供たちの話を聞く、そういう機会も、やはり昔と比べれば少なくなっているんじゃないか。今、実態調査をやっている中では、少しでもそういう時間が増えてきているという結果は出ているわけですが、やはりそういう時間が持てないということなんです、このような現実を解決できる方向に今なっているのかどうかを伺います。

それから、部活動なんですけれども、やはり生徒も保護者も先生方と同じで、熱心に部活動に取り組んでいるわけですね。そういう中で、それは非常に有意義だと思っているんですけれども、先ほど教育長が大多和議員に答えていたように、先生方はやっぱり自分の専門外の部活も教えなきゃいけない、そういうこともあるわけです。

ですから、部活をきちんと支える体制ができていない、それがやはり今の一番の問題じゃないかと思うんですが、現状では、今は部活は週末ですか、専任の講師というかコーチの方に来てもらっているということなんです、例えば外部に委託した場合、これからだんだんそういうふうになってくると思うんですけれども、そうなった場合に、その方々に謝礼というか、報酬を払わなきゃいけないという実態が出てくるんですけれども、その場合の利用料、今現在も頼んでいるわけですが、利用料というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） ただいまの市川議員の質問にお答えいたします。

まず、先生方の授業準備の時間や、子供と向き合う時間の確保についてというご質問ですけれども、令和4年2月に千葉県教育委員会から公表されました令和3年度教職員の働き方改革に係る意識等調査によると、子供と向き合う時間を確保できている教職員の割合は64%となっております。

白子中学校でも、部活動の時間を短縮したり、定期テスト実施日を、今まで2日であったものを3日にして、かつ本来テストが終わった日は、部活動をそのままやっちゃったり今まではしていたんですけれども、午後の部活動を活動中止にしたりして、採点の時間や子供と向き合う時間の確保をしているところです。

また、部活動を支える体制はどのようになっているかということですが、繰り返しのようになりますけれども、外部指導者の配置をしており、今年度はソフトテニス、バレーボール、柔道において1人ずつ配置しており、主に土日の練習や大会等において指導していただい

おります。

また、教員の業務を軽減するために、スクールサポートスタッフという方を今全ての学校に配置しており、生徒のプリントの印刷やデータ入力、校内環境整備など様々な面で活動してくれております。ほかの市町村等に比べても、白子町は大変教員に対する負担は軽減されていると考えております。

また、今年度、働き方改革を推進するために、各小中学校に留守番電話のほうも導入いたしまして、夕方の電話対応や土日の対応などは留守番電話で対応することとしております。

以上でございます。

報酬につきましては、総額は決まっているんですけども、指導員の数によって均等に割りますので、あと報酬を要らないとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そこは人数によって、ちょっと様々でございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、先生方が子供たちと向き合える時間、そういうものが大分改善されてきているというふうに答弁がありました。引き続き、これは子供たちと向き合える時間をつくれるようにしていただきたいなというふうに思います。

それから、外部委託した場合の報酬なんですが、場合によって違うというんですけども、それは例えば保護者負担になっているのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） 質問にお答えいたします。

今のところは町のほうから財源を出しております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

スポーツ庁が、運動部の部活の在り方に関する総合的なガイドラインを今示しているわけですが、そういう中で国が教職員の長時間労働の是正も掲げているということもあって、ガイドラインの具体化が始まっているというふうに言われています。ですから、白子中もそれに倣って、大分進められてきているのかなというふうには感じました。

大事なことは、負担軽減をやはり一過性で終わらせない、定着させることが一番大事ではないかと思います。そのためにも、やはり生徒や保護者の方々からも意見を聞きながら議論

をするということも必要ではないかと思しますので、一時的な改善ではなくて、改善でも長続きをさせていってほしいというふうに要望いたします。

それでは、次に通学路なんですけど、通学路は今、ああいう事故があった後で、町では大分改善されてきているということですが、まだまだ見えていますと白線が消えてしまっている、道路の路肩に白線とかありますよね、ああいうものが消えてしまっている、あるいは横断歩道の線がもう薄くなって見えにくくなっている、そういう箇所も多々見受けられるわけですが、その辺の改善については、どのようにこれから対応していくのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 教育課長、吉田晴一君。

○教育課長（吉田晴一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町の職員により年に2回の道路点検のほうを実施しております。また、小学校においては、集団下校時や地区児童会の際に、児童に危険箇所を確認したり、また教職員でパトロールを実施したりして通学路の安全点検をしているところです。教育委員会に危険箇所が報告された場合は、関係各所に修繕を依頼しているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 通学路については、今課長が答弁されたとおり、通っているのは子供たちなので、大人の目で見ると危険だと確認するのも大事なんですけれども、やはり子供たちが日頃通っていて、交差点の角に木があって見えにくいとか、いろいろな問題が出てくるんじゃないかと思うんです。それは、その都度やはり子供たちの話も聞きながら、通学路として改善していただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして子ども議会なんですけど、プレゼンテーションと一緒に隔年で実施する考えだということで、それでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、子ども議会のことで私もいろいろ調べておりましたら、余談になっちゃうんですけど、山形県の遊佐町というところで、少年町長・少年議員公選事業というのがあります。これは通称少年議会というような言い方をされているようなんですけど、2003年から町独自の事業として取り組んでいるということです。

2007年に制定された遊佐町のまちづくり基本条例には、「町は、すべての町民が、まちづくりに平等に参画できる権利を保障するものとする」ということが規定されており、この少年議会が2007年からまちづくりの中心に位置づけられるようになったということです。

これは、また今近隣でやっている子ども議会とはちょっと違ひまして、まちづくり基本条

例の中に位置づけられているということで、少年議員というか子ども議員が10名ほど、そしてその中で町長もいるということで、定例議会が年3回、そして全員協議会もやると。その子ども議会に年45万円ぐらいの予算がつけられ、子供たちの目線でそういう議会を開いて予算執行をするというような、こういう取組もされているところもあるということで、お知らせかたがたしていきたいと思いますが、町もぜひ子供たちの声を聞く、子供たちにやはり町のことに関心を持ってもらう、いずれはやはりよそに出たとしても白子町に帰ってきたい、そう思えるような形で子ども議会を開催していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次にコロナウイルス感染症対策ですね。

現状では、最近では流行状況というのは全数把握がもう完全に終わっておりまして、季節性インフルエンザと同じで、定点調査に今度はなっていくというふうに言われているわけです。その結果、毎日の感染者数の報告もなくなって週1回の公表になるということですが、コロナはまだ収束したわけではありませんから、町として、このような状況になったときには、感染対策をどのようにしていくのか伺いたいと思います。

それから、マスク着用などももう自由になりましたので、職員の勤務中の感染対策についてどうするか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 町民の方々には引き続き、マスクの着用は任意ということになりましたので、それ以外のうがい、手洗い、消毒等はまだまだこのまま続けていただくような形を取っていただくようにしたいと思います。

また、役場庁舎内につきましては、これまでと同じようにアクリル板とか、あと職員はマスク着用となっております。来るお客様に対しては、マスクの着用は自由となっております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 規制がだんだんこのように緩められてくる中で、町民の判断ということがだんだん増えてくるのではないかというふうに思われますが、感染対策の拠点となる町役場は、やはり感染対策は、今課長が言われたように、もうしっかり当面の間は続けていくべきではないかと思いますが、その辺は徹底していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、ワクチン接種なんですけど、先ほどの答弁で、今後1年は無料のワクチン接種がある、

来年3月まででしたか、ワクチン接種があるということですが、いずれそれがなくなりますと、やはりワクチン接種が自己負担になるのではないかというような町民の心配もあるわけです。その辺の国からの何か見通しとかというものは来ているのでしょうか。

それから、町はこれまでインフルエンザワクチンに対しては、ワクチン接種の補助を出して町民が接種しやすいような形を取ってきたわけですが、今後コロナワクチンが自費になった場合、補助を考えていくのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） ただいまの質問にお答えいたします。

予防接種につきましては、まだ来年度以降の詳細は出ておりません。来年度いっぱいには公費負担ということになっております。

また、インフルエンザに対しましては、高齢者は現在定期接種、子供につきましては町から補助しておりますが、これから国のほうで詳細は出ると思いますが、インフルエンザと同じように高齢者は定期接種になる可能性もございますので、またそういった国からの方針が出ましたら、町のほうでも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） また今後、国から示されてくるということですので、仮に自費となった場合でも、やはり町として補助の検討をさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後に、後遺症の問題なんですけれども、今回のオミクロン株に対して、若い人は軽く済むというふうに言われておりました。しかし、感染力は非常に強いものですけれども、中にはやはり重症化して後遺症に苦しんでいるという方も、町にはいないのかもしれませんが、そういう方々も何人かの声がよくテレビ等でも放映されておりますけれども、例えばそういう方々が町で出た場合には、町は後遺症が残った人の把握というのができるのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） 実際、本人からもし予防接種とか、そういった場合の副反応で後遺症とかがあった場合は、連絡を通して予防接種調査委員会とかは立ち上げるんですが、実際にこういった後遺症がある方の報告とかはございませんので、自分から町のほうに連絡とかをくれる方もいらっしゃるかと思いますけれども、今のところはいないということになっております。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、例えばワクチン接種、それからコロナにかかって後遺症が残った、いずれも後遺症が残る場合はあるわけですが、そういった場合に本人から申出があった場合には、町のほうで保健所ではなくて、町の窓口で対応していただけるということではないでしょうか。

○議長（酒井良信君） 健康福祉課長、竹下裕之君。

○健康福祉課長（竹下裕之君） コロナにかかって後遺症が残った場合ではなく、予防接種の副反応で後遺症が残った場合は予防接種の調査委員会というのがございまして、それは町のほうで開いて、それを国のほうに提出するという形になりまして、補償は国のほうでするような形になります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 後遺症が残った場合は、やはり本人は非常に、人によっては長い期間苦しむ場合等もあるわけですから、町のほうに相談が来た場合は、やはりそうした調査委員会を開いて、本人に対しても適切なアドバイスをしていただいたりして、適切な対応をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（酒井良信君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は1時45分いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○議長（酒井良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎追加日程の件

○議長（酒井良信君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算についてを議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として、議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算についてを議題とすることに決定いたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 追加日程第1、議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算は、繰越明許費の追加による補正です。

企画財政課長から内容説明をいたします。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

議案第26号の内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算につきまして内容説明をさせていただきます。

お手許に配布の歳入歳出補正予算書1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額については変更等ございません。3月1日に議決いただきました第5回歳入歳出補正予算書のとおりでございます。

2ページをお開きください。

第1表、繰越明許費の補正でございます。

1項目の追加でございまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修事業466万2,000円の繰越明許費の追加でございます。こちらは先般、可決、成立いたし

ました議案第15号 令和4年度白子町一般会計第5回歳入歳出補正予算書の8ページの第2表、繰越明許費の補正に記載すべきところでありましたが、記載漏れがあったことに伴います追加でございます。大変ご迷惑をおかけいたしました。

説明は以上でございます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第26号 令和4年度白子町一般会計第6回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号～議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第2、議案第1号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定についてないし日程第15、議案第14号 白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 議案第1号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 白子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第3号 白子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、以上3議案については総務課長より内容説明いたします。

次に、議案第4号 白子町使用料条例及び白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 白子町まちづくり基本条例の制定について、議案第6号 白子町第5次総合計画後期基本計画の作成について、以上3議案については企画財政課長より内容説明をいたします。

次に、議案第7号 白子町空家等の適正管理に関する条例の制定については、建設課長より内容説明をいたします。

次に、議案第8号 白子町企業立地奨励条例の制定については、商工観光課長より内容説明をいたします。

次に、議案第9号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 白子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案については住民課長より内容説明をいたします。

次に、議案第13号 白子町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、生涯学習課長より内容説明をいたします。

次に、議案第14号 白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、ガス事業所長より内容説明をいたします。

以上、議案第1号ないし議案第14号の提案説明を終わります。

○議長（酒井良信君） 続きまして、内容説明を求めます。

議案第1号ないし議案第3号までの内容説明について、総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 議案第1号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について、提出議案説明資料1ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方自治法第138条の4第3項の附属機関として、白子町空家等対策協議会及び予防接種健康被害調査委員会並びに白子町コミュニティ・プラント事業運営委員会を新たに設置するため改正し、各委員の報酬を月額8,200円と定めるものです。

施行期日は令和5年4月1日となります。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続いて、議案第2号 白子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について内容を説明いたします。

提出議案説明資料 2 ページをお願いします。

令和 3 年 5 月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで各地方公共団体が条例で定めていた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなり、現行の白子町個人情報保護条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する条例を新たに制定するものです。

開示請求に係る手数料について、法では、地方公共団体の機関に対する開示請求を行う場合、条例の定めにより手数料を納めることとされています。現行条例では手数料は無料であり、写しの交付に要する費用として実費を徴収することと規定されているため、条例におきましても、これと同様に規定するものでございます。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となります。

次に、議案第 3 号 白子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について内容を説明いたします。

個人情報の保護に関する法律が改正され、情報公開・個人情報保護審査会の設置等に関し必要な事項を規定する条例を新たに制定するもので、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査、審議の手續等について規定するものでございます。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日となります。

以上で、議案第 1 号ないし議案第 3 号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第 4 号ないし議案第 6 号までの内容説明について、企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 議案第 4 号 白子町使用料条例及び白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の 3 ページをご参照願いたいと思います。

改正の内容といたしましては、使用料及び手数料について、行政改革会議において、内容や実績等を検討し、見直しや明文化する必要があることから所要の改正を行うものであり、主なものといたしまして、使用料条例については項目の削除あるいは追加を行います。手数料条例につきましては、項目の追加を行う所要の改正でございます。

なお、お手許に新旧対照表を添付してありますので、ご参照、ご確認ください。

続きまして、議案第 5 号 白子町まちづくり基本条例の制定について内容説明いたします。内容につきましては、町民、町及び議会が協働して取り組むまちづくりのための原則と仕

組みづくりの方針を明確にし、町民が心を合わせた理想のまちづくりに取り組むため、条例を新たに制定するものであります。

なお、この場で全文朗読いたしませんので、お手許の議案書の23ページ以降に条例案全文を掲載してありますので、ご参照、ご確認ください。

議案第6号 白子町第5次総合計画後期基本計画の策定について内容説明をいたします。

平成30年度から10か年計画の第5次総合計画が前期5か年を経過し、後期5か年について、本町の現状を考慮した上で、基本構想の全体的な方向性を継続しつつ、後期基本計画として新たに制定するものであり、計画の期間といたしましては、来年度、令和5年度から令和9年度まで、令和10年の3月までが計画の期間となります。

なお、お手許に計画書案の全文が配布されておりますので、ご参照、ご確認ください。

以上、議案第4号から議案第6号までの内容説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第7号の内容説明について、建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） それでは、議案第7号 白子町空家等の適正管理に関する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

提出議案説明資料3ページをご覧ください。

空家等の適正な管理について、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより空家等の適正な管理を促進するとともに、空家等を地域資源として有効活用するなど、地域の実情に応じた空家等に関する施策を実施するため、条例を新たに制定するものです。

施行期日は令和5年4月1日となります。

以上、議案第7号についてのご説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第8号の内容説明について、商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） それでは、議案第8号 白子町企業立地奨励条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料4ページ及び5ページをご覧ください。

本条例は、現行の白子町企業誘致条例を改廃、制定するもので、対象業種、立地種類、交付要件及び奨励措置等を拡大し、さらなる産業振興、雇用の促進等による地域経済の活性化を図ることを目的に制定するものです。

制定概要は、町内に新たに事業所を設置する、または増築等を伴う設備投資を行う企業等に対し奨励措置を行うこととするもので、対象業種は風営法に関する事業、宗教・政治活動に関する事業、売買を目的とした再生可能エネルギー等発電事業を目的とする事業を除いた全業種、交付要件は、新設の場合、投下固定資産の総額が5,000万円以上、正規雇用者数5人以上、増設の場合、投下固定資産の総額2,000万円以上、既に有する事業所の正規雇用者数5人以上といたしまして、奨励措置につきましては、企業立地奨励金及び雇用促進奨励金の2つを設け、企業立地奨励金については、投下固定資産に係る各年度における固定資産税収納額に相当する額の範囲内において5年間、雇用促進奨励金については、操業開始後1年を経過した日において町に住所を有する新規雇用者数の数に10万円を乗じた額をそれぞれ交付することといたします。

なお、この条例は令和5年4月1日より施行し、現行の白子町企業誘致条例については廃止することとし、現行の規定により指定を受けている事業所については、従前の例によるものといたします。

以上で、議案第8号 白子町企業立地奨励条例の制定についての内容説明を終わります。  
ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第9号ないし議案第12号までの内容説明について、住民課長、御園友加里君。

○住民課長（御園友加里君） 議案第9号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料5ページをお開きください。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるものです。

施行期日は令和5年4月1日です。

また、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

なお、本改正内容につきましては、国保運営協議会において協議済みであることを申し添えます。

以上で議案第9号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料5ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主なものとして、第7条の2では安全計画の策定等の義務化を、第13条では懲戒権に関する規定の削除、第14条第2項では感染症などの衛生管理等の明確化です。

施行期日は令和5年4月1日ですが、第13条につきましては公布の日からです。

また、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第10号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第11号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料の5ページ及び6ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第26条の懲戒権に関する規定の削除で、施行期日は公布の日からです。

また、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で第11号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第12号 白子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料6ページをお願いいたします。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第6条の2では安全計画の策定等の義務化を、第12条の2では業務継続計画の策定等の努力義務化を、第13条第2項では感染症などの衛生管理等の明確化で、施行期日は令和5年4月1日です。

また、資料として新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で議案第12号の内容説明を終わります。

議案第9号から12号までご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 次に、議案第13号の内容説明について、生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 議案第13号 白子町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

提出議案説明資料6ページをお開きください。

国民体育館及び武道場は令和5年4月より中止をし、以降は体育施設としての機能を有さなくなるため所要の改正を行うものです。

またあわせて、使用中止に伴い、使用料条例の別表から国民体育館と武道場の欄を削除するものです。

新旧対照表を添付してありますので、ご参照ください。

なお、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君）　続きまして、議案第14号の内容説明について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君）　議案第14号　白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

恐れ入りますが、提出議案説明資料の6ページ、7ページをご覧ください。

初めに、改正の理由になりますが、本町のガス料金は平成30年度に平均単価で約5円の値上げによる改定を実施した後、令和3年度に料金の見直しを予定しておりましたが、令和2年2月から新型コロナの感染拡大による社会環境変化から、本町の産業にも大きく影響を与えるため料金改定は難しいと判断し、当面の間、現行料金を維持してまいりました。

しかし、新型コロナの収束も見えない中、令和元年度からの連続した赤字により、安定・安全供給と住民サービスを現行料金にて維持することが困難となったことから、収支バランスの見直し等を行い、総括原価方式により求めた適正料金に改正をさせていただくものでございます。

なお、改正後の料金でございますが、7ページの改正概要の税込料金表をご覧ください。

25立方メートルまでのA区分では、基本料金572円を748円へ176円の増、基準単位料金86.405円を106.095円へ19.69円の増、26立方メートルから250立方メートルまでのB区分では、基本料金577.5円を767.8円へ190.3円の増、基準単位料金86.174円を105.325円へ19.151円の増、250立方メートル以上のC区分では、基本料金610.5円を885.5円へ275円の増、基準単位料金86.042円を104.8542円へ18.8122円の増へと改正するものでございます。

なお、旧料金との改定率は24.08%、平均単価で20.29円の増でございます。一般家庭への影響額といたしましては、家庭用の1か月平均使用料は47立方メートルでございます。この場合、月額1,091円、年額で1万3,092円のご負担をいただくものでございます。

また、施行日を令和5年6月1日といたしまして、この条例の施行の日の前から継続して

ご利用いただくガスの使用で、令和5年6月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するガス料金につきましては、ガスの検針日が毎月20日を基準としているため、経過措置により改定前のガス料金を適用いたします。

説明資料の8ページでは改正料金を適用した際のガス料金早見表になりますが、10月まで都市ガス料金に対する政府の経済対策が実施されることから、特別供給条件を設定し対応するものでございます。

このほか、資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

なお、ガス事業の運営におきましては、今後も経営の効率化や経費節減に努め、ガス事業の最適化に向け経営努力を続けてまいります。

以上で議案第14号 白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第1号 白子町附属機関条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 1点だけ伺います。

前の町で持っていた個人情報を全てリセットして、国のルールによる一元化ということに

なったわけですが、前の個人情報と今回の個人情報、どこが違うのかお答えいただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 今までの町の条例につきましては、細部にわたる規定があったわけですが、今回の法律の施行条例につきましては手数料関係だけの記載になりまして、どう扱うとかというものについては国の法律を使って、町の条例については、要するにその手数料ですとか、そういったものについて幾ら取るかという、その程度になります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今回、じゃ、そういうことになるわけですが、これで前の町の個人情報というのは非常に細部にわたって制定されていたわけですが、これで個人のプライバシーを守れるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） 内容そのものにつきましては、今まで条例で定めていたものにつきましては、法律のほうで定めがありますので、現行と大差はないと思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第2号 白子町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、反対の立場から討論します。

町には住民の個人情報がたくさん蓄積されています。住所、氏名、生年月日や家族の情報、どんな税金をどれだけ納め、滞納していないか、土地建物がどれだけ持っているのか、年金額は幾らかなど、絶対に他人には知られて困る情報ばかりです。こうした個人情報を勝手に集めたり使ったりしないよう決めたのが、町の個人情報保護条例です。

昨年5月にデジタル関連法が成立し、その中に個人情報保護法の改正も含まれ、今回の議案はそれを受けてのものです。今までの個人情報保護条例を一旦リセットして、全国共通のルールを設けます。この全国共通のルール化による規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人

情報を匿名加工し、個人情報を外部に提供するオープンデータ化、オンライン結合することで、企業が自治体等の個人情報を活用しやすくすることを目的としています。

このように、現行条例とは違い、個人情報の保護が後退する危険性があるため、この議案には反対します。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 白子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今回、審査会を設置するという条例なんですが、町には個人情報の審議会というのが設置されていたわけですが、審議会と審査会、どのように違ってくるのか。

またそれから、今までは審議会が設置されていたわけですが、これはどのような扱いになるのか、継続するのかりセットされるのか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） お答えします。

審議会、審査会については、内容は先ほどと同じように大差はないと理解しております。

それで、現行の審議会につきまして弁護士さん、公認会計士さん、元県の職員3名で依頼しておりますけれども、その方々に今度はまた再委任といいますか、再委託する予定でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） そうしますと、現行の審議会の3名の方々が審査会のほうに移るといふことでよろしいわけですね。

この審査会によって、審議会はかなり厳密な議論をして、審議をして審査していたわけで

すが、同じような扱いとは言われますが、第三者点検をすることがやはり可能になるということでもいいのでしょうか。今までどおりに点検をするということができると理解でよろしいのでしょうか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、今関道雄君。

○総務課長（今関道雄君） そのようなことでよろしいと思います。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第3号 白子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、反対の立場から討論します。

デジタル関連法によって個人情報保護審査会に一元化され、町に設置されていた個人情報保護審議会が担っていた個人情報の外部提供の是非などを扱う権限が著しく今回の改正では縮小されるとも言われています。法令に基づくものを除き、諮問を必要とする事項は定めることができない、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことができないとされるなど、権限が縮小されるのは問題だと考えます。

以上の理由から、本案には反対します。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 白子町使用料条例及び白子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(賛成者起立)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 白子町まちづくり基本条例の制定について質疑を行います。

11番大多和正之君。

○11番(大多和正之君) 第4条のところで重要事項について、町民投票の実施ができると書いてありますが、まず町民投票と住民投票の違いを教えてください。

それと、4条の2に、町民から請求があったときは、町民投票の必要があると認めたときは、町民投票の制度を設けることができるとありますが、この請求というのはどのくらいの方々から請求があったときか教えてください。

○議長(酒井良信君) 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長(大矢 務君) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町民か、住民かというようなことについては、これは両義的といいますか、どちらも同じように使われているケースがありまして、我々としては町民という言葉を使わせていただきました。市民というふうに使っている市もありますし、住民と書かれているところもあるんですけども、これ具体的には大きな違いはないということでご理解いただいてよろしいかと思います。

それから、どういうときにこれがなされるかということになるんですけども、実は住民投票の仕組みについては、これはまた別途条例で定めるというようなことが必要になってきますので、このどういったものをやるかというものはその都度、その条例によってもう一回定めて、他の自治体などでも行われておりますけれども、その特定のものが終わると、その条例がもう廃止されるというようなことで、恒常的に行われる条例ということではなく、まさに要件としてのポイントというようなことになります。

これが例えば何人ぐらいのということでありましてけれども、これも逆に言うと、例えば請願とかがあって、議会でそういったものがその条例、あるいは町民投票をやらなきゃいけな

いというような議決がなされた場合などは、そういった議論に入っていくと思います。この具体的に直接請求というような制度があるんですけども、具体的にこれが何人でなされるかということも、この今の段階では明確にはなっておりません。ですので、この条例の第15条にありますとおり、この後、施行規則等でそういったところは決めていかなきゃいけないんだと思っております。

特に、町民投票以外の例えば町からの情報の提供とか、こういったところもあるんですけども、これらについても例えば第7条、情報の共有というようなことで、例えばこの情報の共有についても、今ホームページとかいろんなものを使ってやっているんですけども、それだけではなくて例えば行政報告会とかそういったものを投入しているところもございます。ですので、本町においても、そういうものが基本的には必要だと考えておりますので、そういったところについても規則で明らかにしていきたいと、このように考えております。

自治基本条例は種類がありまして、本町の場合は、以前にも申し上げたかもしれませんが、理念型条例ということで、あまり細かいものは条例では定めず規則等で個別対応、また、先ほどの投票事項については別途条例が必要になってくるというようなことで整理してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） また再質問いたしますが、せっかくいい条例を提出するので、なるべく中身をもうちょっと詰めてから提出していただければと思いますので、中身を速やかに提出していただくようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白子町第5次総合計画後期基本計画の策定についての質疑を行います。  
13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 先ほどの一般質問で通告をしていなかった部分で大変失礼いたしましたけれども、再度、お昼休みに質問事項について執行部のほうに提出をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

5点ほどあったんですけれども、通告をしてありました財政の健全化につきましては理解いたしました。ただ、この数字についてはまだ疑問が残りますけれども、弾力的に考えるということを基本にして理解をしたいと思います。

まず最初に、将来人口目標設定を9,400人というふうにしてありますけれども、この根拠について伺います。新規に定められたものというふうに書いてありますけれども、実際に第5次総合計画では、目標人口1万800人か何かになっていたら、これが前期の部分でここまで目標に達してしまったという、非常に残念な事態でありましたけれども、これを踏まえて、9,400人とした根拠、これが維持できるのかどうか。またこの維持をするために、この対策としてどんな取組をこの5年間でしていくのかということをお聞かせください。特に社会減、自然減を両方踏まえた中での取組になりますので、お願いいたします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） お答えいたします。

まず9,400人の人口設定の根拠ですけれども、こちらにつきましては基本的な考え方は総合戦略、あるいは前期の計画とは基本的な考え方は変更はございません。ただ、実際に人口減少推移がございましたので、こちらの人口推移を国立社会保障・人口問題研究所の計算式に当てはめまして出してきたものがこちらの数字ということになっております。令和9年度について9,400人、要は計画目標年度の最終年次ということで、9,400人とさせていただきました。

なお、こちらの人口維持については、議員がご指摘のとおり大変難しいというか、厳しい状況にあるのも事実でございます。ですので、一つの施策、あるいは一つの課でということではなくて、やはり全庁的に取り組んでいくと。教育、子育て、福祉であったり、住環境ということで、今回いろんな住宅の条例であったり、企業奨励の条例など、いろいろ施策を展開させていただきますので、こういったところの相乗効果を何とか出していきながら、この9,400人を維持したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 今、各自治体で行われているもの、特に目立つのが報道等でもやられますけれども、給食費の無料化でありますとか、高校生までの医療費無料化とか、こういう子育て支援措置をしながら人口の流出に対する手だてをして、市町村が流出人口を防ぐというようなやり方をするのがいいというふうに報道されますけれども、よく考えてみると、こういう成功の例、功を競ってしまうと、この自治体はやったから勝ち、この自治体はやらなかったら負けみたいな変な形になってきて、こういう給食費とか医療費とかというのは基本的には国が要は進むべきものだというふうに私は理解をしています。そうじゃないと、逆に先にやった人が、それから後から追随する人、先にやってきた費用の流出みたいになってしまうので、この辺については対策を進めていく中で、よくお考えをいただければというふうに思います。

あくまでも私が思うのは、功を競うのではなくて、やっぱりこの近隣自治体が共有の課題になりますので、共通意識を持った中での対策をしっかりと考えていくべきだと、どんな方法でもこれから議論を進めるべきでありますけれども、そのようなスタンスで、この人口の維持を図っていただければというふうに思います。

それから、先ほどの中でも言いましたけれども、茂原白子バイパスのまずは全線開通の供用開始をいつと見込んでいるかお伺いします。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） 茂原白子バイパスの全線開通についてのご質問でございますけれども、今進んでおります茂原白子バイパス、こちら平成5年度に事業計画が県のほうでつくられて、その後、境界立会い等が平成10年度頃から始まったんですけれども、実際のところは先に先行して買取りしてくださいという方の買収のみで、実際には何もやられていなくて止まっていたということでございます。第4工区ということで、白子町の一番末端側から事業が始まったんですけれども、平成25年から鋭意進められておりまして、今年度の段階である程度形ができてきたというような状況でございます。

こういった状況を鑑みまして、執行部といたしましては、10年から15年程度で第3工区までいっていただきたいというような希望も含めて、その程度の年数で考えております。ですので、今回つくった基本計画の5年ということよりも、さらに先も見た上での今後の計画につながっていくような形になろうかと思います。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、この5か年でやるべきことをしっかりと整理していただけますか。この基本計画の中で、これは県道だからというふうにお考えでしょうけれども、県道であるけれども、この道路というのは白子町の未来をつなぐ道路になってきますので、じゃ、我が町としてはこの促進に向けてどんなような形で県、あるいはこれ国の事業ではありませんので、県のほうへ要請をつないでいくかということをしかりと、この5年間でやるべきことを整理していただければというふうに思います。

次ですけれども、町長もマニフェストで掲げられていますし、この計画の中にも随所に出てきますが、このコンパクトシティについての考え方を伺います。

基本となっているのが白子バイパスの周辺の整備がコンパクトシティというふうに書かれていますので、一極集中という捉え方もできてしまいますので、本来のコンパクトシティというのはそういう形ではないというふうに思っていますので、例えばコンパクトに教育ゾーンが整備をされていたり、公共ゾーンが整備をされたりというふうに、白子町25平方キロの中でバランスの取れた総合的なもの、地域的なつながり等を含めたものが本来のコンパクトシティというふうに私は理解しておりましたので、まずはこれについて伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりです。本来のコンパクトシティというのは、市街化区域の再開発等に伴うものがほとんどそういうものが多いわけなんですけれども、どちらかといいますと、町の中心市街地という形の概念のほうがいいと思います。ですから、白子中学校の周りに小学校も統合し、それからこども園もあそこに統合して、やはりある面ではそこに集中させるというのが非常にいいことだと思います。

それで、先ほどもありましたように、サッカー場のあそこの辺がやはり中心になると思うんですけども、あそこに交流施設という形、白子町には公民館がもう駄目な状態ですから、公民館に近いような交流施設というものをつくって、これは実際問題としまして、いろいろな場所を視察に行った中で、そのまちの満足度を一番上げるのはやはり交流施設だというのは事実でございます。実際、交流センターという形で、長生村で休み明け前にできましたんですけども、あれも相当なインパクトはあります。

ですから、あそこにそういう形の交流施設、ですから町の中からそこへみんな集まって、そこでいろいろ活動しながら楽しんだり、体を、健康づくりをしたりいろいろして、また周

りも、結局最終的にはウォークアブルシティにするべきだと思うんです。ですから、南白亀川の堤防も含めてウォークアブルにあの辺をできるように、そういう形も私自身そういう構想も持っています。ですから、いずれにしても、ただそこを中心地だけをつくるということじゃなくて、中心地からある一定の拠点も必要なわけなんです。

この間、見附市に視察に行った中で、この中心に交流センターがあることによって、結局コミュニティバスを回した段階で2万人の利用者が20万人になったという、それがあるわけなんです。ですから、白子町の中にも、例えば今後、白子荘の場所とか、それから中里海岸とか、また関地区にはどこか、そういう形で、あとふれあいセンターがありますね。ああいうところも一つの拠点にして、そういうところからぐるぐる回れるような、そういうまちづくりをしていかないと、ちょっとまずいというふうに思っています。

ですから、中心市街地は確かにやらなきゃいけない。ですから、学校とか保育園とか公共施設とか、そういうものがある場所の周りには、やはり住宅も相当張りつくというふうに私は思っておりますので、結局、空き家対策だけでは、これは絶対に人口増とか、そういうのは無理なので、ですから人口増を今後、ある程度抑えて、ある程度の人口で維持するには、やはり総合的な対策をしないといけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 今の町長のお考えであれば、私も賛同はさせていただきます。

一つやはり気になるのは、基本が白子バイパスの周辺というふうに置かれましたので、私はここ周辺というのは教育環境に一番ふさわしくないというふうに思っています。茂原白子バイパスというのはもともと茂原白子線のバイパスでありまして、これは産業経済道路としてバイパス化された事業です。一番最初の発端というのは、中里のスポーツホテル組合、要は観光振興のために茂原白子線のバスの行き来ができなくて困るんだという陳情の中で県のほうに上げられたのが平成3年か4年の話でありまして、それが事業化されたものでありますので、そういうものの整合性からすると、ご承知のとおり、例えば教育環境、東京都でも大学がみんな郊外へ出ていっているじゃないですか。自然環境を求めてそちらのほうに逆に移っていくゾーンづくりをしていっている。だから、そういうことを考えれば、今、町長がおっしゃったように地域に満遍なく張りつけをして、その中心的なものはそこにつくるという考えでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後にちょっと聞きづらいのでありますけれども、そういう白子バイパスの整

備のところの土地というのは、優良農地が多数存在していますが、このところの中で12月の議会で、このところの周辺の整備を進めていく中で、町長が発言された言葉に「農振がはびこる」というような言葉がありましたので、一瞬耳を疑いましたけれども、この発言の真意、意図についてお聞かせください。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 適切な言葉じゃなかったことは事実、私は認めます。

これはたまたまその頃、ちょうどオミクロン株が相当蔓延していた時期でございまして、その辺の話の中の流れの中で、そういう言葉が出ちゃったんだと思っております。

ですから、農振のことについては、本当にこの間マスタープランの変更もいろいろ5年度からやっていくわけなんですけれども、農振のあれは本来であれば5年に1度、農振も見直すことができるわけございまして、ですから、農振ありきで最終的に町が潰れちゃったら大変なことになっちゃうわけございまして、やはり農振も当然変更しながら、時代とともに変更していくべきだというふうに思っておりますので、そういう面では農振の変更も含めて、やはりやっていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、総体的な中での要望ですけれども、基本計画5年つくった中で、これ実際に実施していくのには、これまでは3年間のスパンで実施計画を細かく立てられてきました。今日もしこの基本計画が承認されれば、今度はこれに向けて、これは議会の承認は要らないはずですので、しっかりと3か年実施計画を示していただければというふうに要望をします。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで休息といたします。

再開は3時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時00分

○議長(酒井良信君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第7号 白子町空家等の適正管理に関する条例の制定について質疑を行います。

2番大多和正夫君。

○2番(大多和正夫君) 現時点で町が把握している件数等があればお聞きしたいんですけれども、町の中で現時点の空き家件数がどのくらいあるのか。特に空き家でも、相続者がある程度確定して管理されていけば大きな問題はないんですけれども、特に相続放棄等によって残された空き家については、非常に荒廃していくような状況があると思います。そういう中で、町のほうに現時点でそういう近隣からのクレームが来ている荒廃空き家、そういうものがどのくらいあるのか、把握していれば件数をお教え願いたいと思います。

○議長(酒井良信君) 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長(齊藤 雄君) ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家の件数につきましては、平成28年度に一度、利活用の担当課のほうにおいて調査を実施しております。その中では、空き家候補としては633件、特定空家の候補としては12件ということで報告が上がっていたかと記憶しております。

その中で、今ご質問のありました相続放棄等とか、そういったものについては、申し訳ございませんが、数の掌握はしておりません。

それと、ただいまどのくらい空き家のお問合せとかがあるということにつきましても、現時点では空き家の担当課についてがまだ定まっていないというか統一されておりませんので、その件数についても、申し訳ございませんが確認できておりません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） これからこの適正管理の条例、これから採決をされると思いますけれども、そういう中でやはり管理対策をきちんとお願いしたいなと思います。

あとまた、細かい資料が、調査の結果分かれば、ひとつお教えいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） この空き家対策ですけれども、実は近隣のいすみ市では、古民家の活用なり、いろんな方法で何か大分活発に行われているようです。その中で、困難だから白子町はできないとか、そういう問題ではなく、これはせざるを得ない状況だと思うんです。それに対して、町として今担当の課がないというような話もされましたけれども、これはぜひ、この空き家を活用してやっぱり住民に住んでもらう、外部から入れて住んでもらえるような対策を講じてほしい。それがまた人口減少の歯止めにもなると思うんですけれども、その辺について見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 企画財政課長、大矢 務君。

○企画財政課長（大矢 務君） ただいまのご質問にお答えいたします。

3月1日の一般質問で東海林議員からもご指摘ありましたけれども、まず利活用可能な空き家と、今回の条例で定めて、要はこれは特定空家といたしまして、非常に周辺に悪影響を及ぼすような空き家については、指定をしたり、審査会、そういった合議体をつくって法律上の手続で対応していくというようなためのまず条例であるということがあります。

空き家バンク、ご指摘のように我々もずっとやってきておるんですけれども、先日の一般質問でもお答えしたとおり、登録件数が2件しかないということで、非常に利活用の状況としては悪いことになっています。そのときにもご説明しましたが、長生郡内はなぜか非常に空き家バンクの登録率が悪くて、なかなか難しいということがあります。

いすみ市さんの事例は、各議員さんからもよく指摘されておるんですけれども、やはりノウハウ的なものがまだまだ不足している感は否めませんので、そういったところについてはこちらとしても対応策の充実を図っていききたいなというふうに考えております。

特定空家については、この条例制定を契機に、近隣の住環境とか生活環境に悪影響を与えないような方策を建設課が中心となって対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 利活用の困難な空き家については、それはぜひ、しろとは言えません。ただ、活用できるものを把握しながら進めるのが空き家対策だと思うんです。その辺について、きちんと見解を出して、白子町はこういうような形で空き家対策に臨むんだ。

実際に私も部外者、部外というか四街道、あるいはよその住人から白子町に住みたいんだけれどもということで、それは詳しいことは町の窓口に行って伺ってくださいという発言もしました。そういう中で、希望者がいないわけじゃないと思うんです。それには、町の振興、いろんな今まで花の広場、あるいはそういうものがあって、町内に訪れた、そういう、他住民がやっぱり白子町はいいところだという流れの中の活用をぜひお願いしたいと思うんです。

その辺についての、せっかく企画財政もできましたので、その辺も含めて総合的に判断して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 空き家について、前、この議会ではないんですが、聞いたところ、要は新聞、マスコミ等で空き家を利用して営利といいますか、商売、悪いわけじゃないんですが、そういったニュース等を聞いて、これ非常にいいなということで、前、町のほうにちょっと聞いたときに、行政としたら立ち入れないようなちょっと話を聞きました。

その後、去年の暮れから、私の住んでいるエリアから500メートル以内に2件ばかりリフォームして、もう十分住めるような家にしたところがあるんですよ。実際に私も伺って、どなたがどういうふうにしたか聞きたい気もまだ今持っているんですが、実際行っていないので、そういった人たちを町のほうに、まだ、完成しているということ、でもほぼ出来上がっていますので、そういったところは町のほうに報告とか何か、そういった絡みは町と何かあるかどうかお聞きします。

○議長（酒井良信君） 建設課長、齊藤 雄君。

○建設課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問ですが、リフォームを行っているということで、例えばリフォームを行って住まわれるとか、そういうことで、町のほうにリフォームの補助金とかを申請していただければ把握はできますし、また、建築確認、住宅の面積を変更しながらリフォームをしていたりとかすると、建築確認とかが後々上がってくるので、そういう場合は掌握できますが、リフォームをしたから貸したいとか、そういったものの情報はこちらのほうにはございません。

以上です。

○議長（酒井良信君） 4番梅澤哲夫君。

○4番（梅澤哲夫君） 私も行っていないので大変申し訳ないんですが、今、空き家って何年か前ですかね、最近そういった動きが出てきているので、ぜひやっている人たちとかに関わって、行政としてもどういった内容でできているのか、その辺の情報を把握して、地域の空き家対策に活用してもらえればいいと思いますので、その辺の行動をよろしくお願いします。終わります。

○議長（酒井良信君） ほかに。

（なしと呼ぶ声あり）

ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 白子町企業立地奨励条例の制定について質疑を行います。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 雇用促進奨励金第5条で、新規正規雇用者の数、それと事業者の規定というところの3番に正規雇用者が5人以上とあるんですが、正規雇用者というのは、いわゆる社会保険を加入している従業員のことをいうのか、その辺を伺いたしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

全く大多和議員が言われるとおりでありまして、正規雇用者と言われるものは、いわゆるアルバイトとかパートさんとか、そういった方ではなくて、正規に保険に加入している従業員という形になります。

全くそのとおりで、社会保険に限りませんが、雇用の保険に加入されている正規雇用者と

ということです。

促進奨励金の対象となるものは、なおかつ町内に住所を有する従業員という形になりまして、それについては操業後1年後の数で10万円掛ける雇用者数ということで奨励金を交付しましょうということで、今回提案させていただいてあります。

以上です。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） それじゃ、第6条の3の5の5人のほうの、これは1年を経過しなくてもよしということですね。

それと、この後、前々から話題になっている元スーパーハヤシがあった東側にナリタヤさんが出店してくれるという可能性があるというお話をしていたんですが、そこでスーパーというのが、町内の方も相当多数働くと思うんですが、ほとんどが多分パートか何かだと思っただけです。そうした場合は、この条例には該当しなくなっちゃう可能性が多いんですか。その辺の見解を伺います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） この中で制定ということですので、正規雇用者ということになりますので、パートさんとかは含まれないということになります。

なお、5人ということは、申請自体で投下固定資産が5,000万、2,000万及び雇用者のほうが5人以上の法人体、個人体であれば該当になるよということになります。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） この企業立地奨励条例、非常にいいことだとは思いますが。これについて、もう関係先がほぼ、こういう感じで決まっているような企業というのはあるんですか。

それからあと、もう一点聞きたいのが、奨励金のまず白子町企業立地奨励金、この場合の立地の種類、現にもしも白子町にある企業だとしたら、この増設に当たると思うんですけども、この増設の場合は、とにかく新しく増設をしたものを判断するということですね。そして、増設した場合の投下固定資産が2,000万円以上であればいいというふうに考えていいんですか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） まず、予定等については、把握はしてございません。

また、増設等につきましては、こちらのほうに2条の第4の中で、事業規模を拡大する目的で当該対象事業所を増築しとなっておりますので、ただ、償却資産の設備投資をただけだと該当にはならないので、増築をした中で企業活動を規模拡大していくよといったところで該当になると思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） じゃ、確認をいたしますけれども、現時点で商工観光課では想定している企業はないということですよね。新規にこれを立ち上げて、新しい企業誘致に取り組むという考えということよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 商工観光課長、田邊健治君。

○商工観光課長（田邊健治君） 大多和議員の言われる、全くそのとおりでございます。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 白子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 白子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 白子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 白子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第13号 白子町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 白子町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) それでは、2点伺います。

地方公営企業の目的というのは、住民福祉の増進を図ることというのを目的としているわけです。今回の条例改定では、ガス料金の値上げについてです。天然ガスというのは、地元で採掘されるためにエネルギー価格高騰の影響を受けにくいというふうに言われておりますが、値上げに至った経過について伺います。

それからもう一点は、近隣自治体と同じガスの供給会社からガスを購入していますが、町の料金は近隣に比べると高くなっています。なぜこのように差があるのか伺います。

○議長（酒井良信君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） ただいま市川議員のほうから2点ご質問をいただきました。

まず、1点目のご質問であります値上げに至った経過についてであります。先ほどの内容説明と重複いたしますが、平成30年の料金改定から3か年の原価算定期間が終了し、令和3年度から料金の見直しを予定しておったところではありますが、コロナの感染拡大によって町の産業にも大きく影響を与え、また収束等の見通しが立たず、先行き不透明なことから料金改定は難しいとそのとき判断し、当面の間、現行料金を維持したところでもあります。

しかしながら、近年の連続赤字によりまして、安定・安全供給と住民サービスを現行料金にて維持することが困難となったことから、収支バランスの見直しを行い、今回、適正料金に改正をさせていただいたものでございます。

そして、2点目であります近隣自治体との料金設定の差についてのご質問であります。千葉県が公表している令和3年度の公営企業決算状況における本町と隣の大網白里市との比較になりますが、本町が供給戸数2,900戸に対して、大網白里市は約1万3,000戸、年間販売量では本町が250万立方メートルに対して大網白里市が730万立方メートルと、供給戸数で4.5倍、販売量では3倍と大きく異なっており、供給戸数やガス販売量による影響が大きく作用しているものと捉えております。

答弁は以上になります。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ガスの激変緩和対策の補助金で、今、ガス料金が安くなっているわけですが、これが10月までは値上げを抑えることができるというわけです。しかし、11月からは通常料金になると思われまので、その時期といいますと寒くなる時期でもありまして、基本料金、基準単価料金ともに引上げとなっているために、町民に対する影響が非常に大きくなるのではないかと思います。町では経営比較分析表は策定しているのか伺います。

○議長（酒井良信君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 市川議員の再質問にお答えいたします。

事業規模が異なるため類似団体との比較はできませんが、経営指標を基に公営ガス事業における全国平均と比較した経営比較分析表を毎年決算とともに公表し、経営体制の見える化を図っているところであります。

以上であります。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 経営比較分析表を策定しているのであれば、なおさらその経営の現状ですとか、それから課題が的確かつ簡明に把握することが可能だと思われそうですが、これは活用しなかったのかどうか伺います。

○議長（酒井良信君） ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 市川議員の再質問にお答えさせていただきます。

コロナ感染拡大によって料金改定時期を遅らせる際、現行料金の維持及び料金改定時期の判断材料として活用させていただき、また現状の課題等の分析にも努めておりましたが、山積する課題の解決には至っていない状況であり、分析、把握のできる人材を育成し、引き続き料金改定後もしっかりと活用してまいりたいと、そのように思っております。

以上になります。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 住民生活において負担増になるということを考えて、コロナの影響で負担増になるということを考えて、料金改定を先送りにしてきたというふうに言われているわけですが、電気料金ですとか物価高騰はとどまるところを知らずに続いているわけです。そこにさらに追い打ちをかけるような値上げの仕方では、住民負担がより大きくなってしまわないかと思えます。せっかく経営比較分析表によって課題を把握できるわけですから、もう少し早めに対策を講ずるべきではなかったのではないかと私は思います。

今後は、こうした分析表なども十分活用していただいて、住民福祉増進を図ることを目的とした公営企業として事業を進めていっていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに質疑ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論します。

ガス事業は、原則独立採算制が基本で、必要な費用はガス料金収入により賄うことが大前

提とされていますが、地方公営企業の目的は住民の福祉増進です。地方公営企業法第17条の3で、「特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができるとあります。また、今でも電気料金高騰や物価高は続いています。こういうときだからこそ、住民負担を大きくするのではなく、そして経営が大変になってからではなく、もう少し早めに対策を講ずるべきではなかったかと思います。

以上の理由から、本案に反対します。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ありますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第16、議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算についてないし日程第21、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6議案は、先日の会議において各常任委員会に付託しております。これより各常任委員会での審査の結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員長、大多和正之君。

○総務常任委員長（大多和正之君） それでは、総務常任委員会に付託されました議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例議会初日の会

議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月10日に会議を開催し、所管する総務課、企画財政課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び議会事務局の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、予算項目の第1款町税から第22款町債のうち、他の常任委員会が所管する部分以外の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第1款議会費、第2款総務費のうち交通安全に関する一部や第3項戸籍住民基本台帳費を除く全部、第8款消防費、第11款公債費、第12款諸支出金及び第13款予備費であります。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますが、会議において6名の所属議員より21の項目の質疑・意見がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し3項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決するべきものとの結論に達しましたことを報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、大多和正之。

副委員長、大多和正夫。

委員、市川隆子、今関勝巳、酒井良信、梅澤哲夫、今井滋則。

議員各位におかれましては、賛同の上、委員会報告のとおり承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

続きまして、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、宗島理仁君。

○厚生文教常任委員長（宗島理仁君） それでは、厚生文教常任委員会に付託されました議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、所管する住民課、健康福祉課、環境課

及び教育委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する住民課、健康福祉課、環境課及び教育委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第3款民生費、第4款衛生費、第9款教育費及び第2款第3項戸籍住民基本台帳費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において7名の所属議員より25項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業費及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し5項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は、令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において4名の所属議員より5項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し1項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和5年度白子町国民健

康保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思います。会議において1名の所属議員より1項目の質疑・意見等がありました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に

ついて、町長及び関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において1名の所属議員より3項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し1項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、賛成多数によりまして、本委員会は令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算について、町長及び環境課長等関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において2名の所属議員より2項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し1項目を要望しました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は、令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出予算については、原案のとおり可決すべきとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、宗島理仁。

副委員長、市川隆子。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、今関勝巳、東海林東治、梅澤哲夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長、北田百人君。

○産業建設常任委員長（北田百人君） それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、所管する範囲に限り本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の予算について、町長をはじめとする執行部から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

審査の対象は、歳入として、所管する産業課、商工観光課、建設課及び農業委員会の特定財源の全部であります。

また、歳出として、予算項目の第2款総務費のうち交通安全及びふるさと納税に関する一部、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費及び第10款災害復旧費であります。

詳細は報告書を参照いただきたいと思いますと思いますが、会議において5名の所属議員より16項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対し3項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものとの結論に達したことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、北田百人。

副委員長、今井滋則。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、東海林東治、大多和正夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしく

くお願いいたします。

次に、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算についてご報告いたします。

令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の審査につきましては、第1回定例会初日の会議において、本委員会に付託されました。

第1回定例会の会期中、3月8日に会議を開催し、ガス事業特別会計歳入歳出予算について、町長、ガス事業所長等、関係職員から詳細なる説明を聴取しつつ、慎重な審査を行いました。

詳細は報告書を参照していただきたいと思いますが、会議において4名の所属議員より6項目の質疑・意見等がありました。

また、事務事業及び予算の執行に際し、一層の検討を加えるべきものとして、執行部に対して1項目を要望いたしました。

以上を踏まえ、採決の結果、全員賛成によりまして、本委員会は令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算について、原案のとおり可決すべきものとの結論に達しましたことをご報告いたします。

令和5年3月15日。

委員長、北田百人。

副委員長、今井滋則。

委員、大多和秀一、齋藤鉄也、板倉正道、東海林東治、大多和正夫。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、委員会報告のとおり認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員会の報告が終了いたしました。

これより議案第20号 令和5年度白子町一般会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第20号 一般会計歳入歳出予算について、反対の立場から討論

します。

町では様々な子育て支援をしていますが、今、出生数が国でも町でも減少しています。そういう中で、多くの自治体で工夫しながら子育て支援をしています。子育て世帯が住んでみたい、帰ってきたいと思えるような子育て支援策を進めることも大事だと思います。また、町から通勤できる、仕事ができる、そういう環境を整えることも重要です。そして、日常生活の利便性を考えれば、スーパーの誘致、身近な生活道路の整備なども必要です。高齢者は年金の減額、電気料金の高騰、物価の上昇で苦しい生活を強いられています。農家は、低米価、資材費の高騰で経営が大変になっています。

こういうときだからこそ、町の果たす役割は大きいと思います。町民の暮らし、福祉を守る予算にすることを求めて反対討論とします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ございますか。

2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻やコロナ禍で国内外とも社会経済情勢の先行きが不透明で、物価高騰などにより本町経済を取り巻く環境もますます厳しくなっています。

自主財源に乏しい本町ですが、令和5年度一般会計予算案は50億4,900万円を計上し、安心な子育て環境、教育の充実と次世代育成の推進、高齢者・障害者等が安心して生活できる環境の充実、コロナへの万全な対応と信頼される町政運営の3点に集中的に注力する予定です。

今後とも、費用対効果を適切に見極めた持続可能な事務事業の執行に努めるよう要望し、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 議案第21号 白子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算について、反対の立場から討論します。

国保制度がスタートして半世紀の間に、国保加入者の状況は変化しています。かつては農業と自営業の方が多く加入していましたが、今では年金生活者や非正規の方の加入が多くなっています。加入者の構成が変わる中で、加入世帯の平均所得は大きく減りました。国保税には事業主負担がなく、被保険者の人数に応じてかかる均等割など、健保にない賦課の仕組みもあるため、もともとほかの医療保険よりも負担が重くなる傾向がありましたが、国保に対する国の責任後退と国保加入者の低所得化、高齢化が進む中で、町としてできる限りの対策を取るべきだと思います。同時に、国に対して国庫補助を増やすよう要望すべきです。

以上の理由から本案には反対します。

○議長(酒井良信君) ほかに討論はありますか。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 令和5年度白子町後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 議案第22号 後期高齢者事業特別会計歳入歳出予算について、反対の立場から討論します。

高齢者は年金が減り、電気料金の値上げ、そしてとどまるところを知らない物価高騰に可能な限りの節約をしながら生活しています。

昨年秋からは、現役並み所得者を除き、一定以上の所得のある方は窓口負担が1割から2割に変わりました。2割負担となった方については、外来の負担増加を1か月3,000円までに抑える配慮措置がありますが、高齢になると複数の慢性疾患を持っている方も多く、医療費負担も大変です。こうした方々も安心して医療を受けられるようにすることを広域連合に要望すべきだと思います。

以上のことから本案には反対いたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ございませんか。

6番東海林東治君。

○6番（東海林東治君） 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者自らが保険料と医療費の一部を負担し、現役世代の支援を受けながら国民全体で支える医療保険制度です。

コロナ禍における生活様式の変化や少子高齢化、人口減少が進む中、さらに団塊の世代が後期高齢者になっていくことで、適正な制度への見直しを進めながら、制度の維持を努めていく必要がありますが、我が国の高齢者の命と健康を守る上で、必要不可欠な社会保障制度であることは疑いのない事実であります。

今後とも、千葉県後期高齢者医療広域連合によって継続して効率的、安定的な運営が行われることを要望し、本案に賛成するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかに討論ございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号 令和5年度白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番(市川隆子君) 議案第23号 白子町介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、反対の立場から討論します。

介護保険制度は、9期計画に向けて利用者2割負担の対象を拡大する所得基準引下げなど、23年夏までに結論を得るよう議論を続けているとしています。

利用者の2割負担は、2015年8月から世帯所得金額160万円以上の人は給付8割として、利用者負担を2割としたものです。また、保険者機能強化推進交付金は18年度から、介護保険者努力支援交付金は20年度から交付金の交付が始まりました。厚労省の主な評価指標は、介護給付の抑制につながる介護サービスからの卒業の推進、介護給付の適正化など自立支援重度化防止に関する都道府県や管内各市町村の取組を再建し、評価するものです。

この事業は、各自治体に対して介護給付抑制を競わせて卒業、適正化の名で必要な介護サービスを受けることが難しい要介護高齢者をますます困難な状況に追い込みかねません。誰でも利用できる制度への改善を国に対して求めることを要望し、反対討論とします。

○議長(酒井良信君) ほかに討論ございますか。

10番板倉正道君。

○10番(板倉正道君) 私は、本案に賛成の立場から討論いたします。

介護保険制度は、2000年4月にスタートして早くも20年以上が経過し、介護を必要とする方々や高齢者、その家族の暮らしを支える社会保障制度として必要不可欠なものとなりました。今後、団塊の世代が後期高齢者になるなど、高齢者人口の増加に伴うサービス利用の拡大により給付費の増加が見込まれ、介護保険制度が果たす役割は非常に大きくなると思います。

今後とも、介護予防事業を継続し、健康寿命を延伸させ、住み慣れた地域で安心して生活

できるよう、効果的で効率的な介護サービスの充実強化を要望し、賛成討論といたします。  
議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第24号 令和5年度白子町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出  
予算の委員会報告について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度白子町ガス事業特別会計歳入歳出予算の委員会報告につい  
て質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第1号及び発議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酒井良信君) 日程第22、発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてないし日程第23、発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

12番齋藤鉄也君。

○12番(齋藤鉄也君) それでは、発議案第1号について説明申し上げます。

発議案第1号。

令和5年3月1日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁。

白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

趣旨説明といたしまして、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わり、白子町議会が保有する個人情報については、現在は白子町個人情報保護条例で保護しておりますが、法体系が変更されると、地方議会は基本的にその適用から除外されることとなります。

そのため、これまでと同様に白子町議会における個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関と差異が生じることがないようにし、町とは別に個人情報の取扱いに関する議会独自の個人情報保護条例を制定する必要があるため制定するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

続いて、発議案第2号について説明申し上げます。

発議案第2号。

令和5年3月1日。

白子町議会議長、酒井良信様。

提出者、白子町議会議員、齋藤鉄也。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、大多和秀一、板倉正道、今関勝巳、宗島理仁。

白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり白子町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

趣旨説明といたしまして、この規程は、先ほど説明いたしました白子町議会個人情報の保護に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

この規程では、条例を適切かつ適正に運用するため、より細かい手続や様式等を規定し、議会が保有する個人情報の取扱いを厳密かつ円滑に行うための内容となっております。

施行日は、令和5年4月1日といたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で提案理由の説明が終了いたしました。

これより発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず1点伺います。

匿名加工情報は、一定のルールの下で本人の同意を得ることなくパーソナルデータの利活用を促進することを目的に、個人情報保護法の改定により新たに導入されました。また、条例の第2条第8項で、匿名加工情報とは、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいうとし、第16条では、議会の匿名加工情報の取扱いに係る義務を厳格、厳密に規定していますが、法令に基づく場合を除きという除外も規定しています。幾ら匿名性の高い情報に加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたとしても、もともとの情報を復元、識別できないということは絶対にあり得ません。

よって、個人情報の漏えいにつながるおそれがあるため、匿名加工情報自体の取扱いをしないことを検討することはできないでしょうか。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 条例（案）の第2条第8項に規定するとおり、匿名加工情報とは当

該個人情報を復元することができないようにしたものをいうので、文字どおり特定の個人を識別することは不可能です。また、個人情報に復元されない限り、このように利用したとしても本人に影響が及ばないという匿名加工情報の性質に鑑みると、規定自体に問題はありません。

なお、法令に基づく場合を除きという除外規定があったとしても、個人情報の保護に関する法律等の趣旨にのっとり、個人情報は保護されます。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにございますか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、反対の立場から討論します。

改定法では、国会や裁判所を対象としていないことに倣い、地方議会は新制度の対象としていません。同時に、国は自治体に対しほとんどの団体を条例対象にしてきた現状から、引き続き条例を設け、共通ルールに沿った自律的な措置を講ずることが望まれるとしています。

議会が持つ個人情報は、請願署名や傍聴者名簿などです。その保護のためにどのような条例が必要になるのか、また議会は共通のルール化の適用対象から除かれているにもかかわらず、条例には匿名加工情報を条文に定めてあるなど、検討が求められます。

以上の理由から、本案には反対いたします。

○議長（酒井良信君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

発議案第1号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案に賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号 白子町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について  
質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回白子町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後 4時19分